

令和元年第4回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

令和元年12月2日 開会

}

令和元年12月16日 閉会

吉田町議会

令和元年第4回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月2日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	10
○議案第51号～議案第59号の一括上程、説明	13
○報告第5号の報告	30
○散会の宣告	31

第 2 号 (12月4日)

○開議の宣告	32
○議事日程の報告	32
○議案第56号の質疑、討論、採決	32
○散会の宣告	43

第 3 号 (12月10日)

○開議の宣告	44
○議事日程の報告	44
○一般質問	44
中 田 博 之	44
大 石 巖	56
八 木 栄	70
盛 純一郎	82
山 内 均	97
○散会の宣告	109

第 4 号 (12月11日)

○開議の宣告	110
○議事日程の報告	110
○一般質問	110
楠 元 由美子	110
平 野 積	123
蒔 田 昌 代	138
○散会の宣告	150

第 5 号 (12月12日)

○開議の宣告	151
○議事日程の報告	151
○議案第57号の質疑	151
○議案第60号～議案第64号の一括上程、説明	153
○議案第63号の質疑	161
○議案第64号の質疑	164
○散会の宣告	164

第 6 号 (12月16日)

○開議の宣告	165
○議事日程の報告	165
○議案第57号の討論、採決	165
○議案第63号の討論、採決	165
○議案第64号の討論、採決	166
○議案第51号の質疑、討論、採決	166
○議案第52号の質疑、討論、採決	167
○議案第53号の質疑、討論、採決	168
○議案第54号の質疑、討論、採決	168
○議案第55号の質疑、討論、採決	173
○議案第58号の質疑、討論、採決	174
○議案第59号の質疑、討論、採決	174
○議案第60号の質疑、討論、採決	175
○議案第61号の質疑、討論、採決	175
○議案第62号の質疑、討論、採決	176
○議会閉会中の継続調査について	176
○町長挨拶	177
○議長挨拶	177
○閉会の宣告	178

開会 午前 9時00分

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和元年第4回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 開会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） きょうは、氷雨が降っている寒い日でございますけれども、議員の皆様のお元気な顔に接してうれしく思っております。

さきの9月議会定例会の閉会の挨拶で、皆様に失礼と存じ上げましたが申し上げたことがございます。

皆様には、本当にゆったりとした時間というものが皆様にはございます。そのゆったりした時間というものが9月議会から12月議会、十分あったと私思っております。議会の本来の機能というものは、権力の抑制にあると私は考えております。議員の皆様が豊かな時間を使って、権力の抑制につながるような、そのような議論をしていただければありがたく思っております。

また、余談ではございますけれども、昨日の市町対抗駅伝大会で吉田町チームは2位という成績をおさめることができました。昨年が3位、ことしが2位、できれば来年1位になって、うなぎ登りの吉田町という印象を与えたいと思っております。

今定例会、どうぞよろしくをお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（増田剛士君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、令和元年第4回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、9番、山内 均君、10番、八木 栄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（増田剛士君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日12月2日から12月16日までの15日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日12月2日から12月16日までの15日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告

○議長（増田剛士君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査、財政的援助団体監査等の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会閉会中の系統議長会関係、その他に関することについてであります。9月11日水曜日、令和元年度静岡県町村議会議長会総会が静岡市内で開催されました。

審議事項では、1、平成30年度静岡県町村議会議長会事業報告、2、平成30年度静岡県町村議会議長会一般会計歳入歳出決算、3、令和2年度国の施策・予算に対する要望・提言事項、4、令和2年度県の施策・予算に対する要望・提言事項等について、それぞれ審議を行い、いずれも承認されました。

10月16日水曜日、令和元年度静岡県町村議会議長会総会及び議長・副議長・事務局長研修会が静岡市内で開催されました。

初めに、令和元年度静岡県町村議会議長会表彰がありました。県内の町議会から2人の議員が表彰されました。

表彰の後、令和元年度県の施策・予算に対する要望・提言書が亀澤会長から吉林副知事に手渡され、総会を終了いたしました。

また、あわせて行われた議長・副議長・事務局長研修会では、ノンフィクション作家で評論家の塩田 潮氏による「史上最長首長と今後の政治～次期衆院選、改憲、野党再編などを読む～」と題しての講演がありました。

10月18日金曜日、志太榛原5市2町議会議長連絡協議会の議員研修会が、牧之原市で開催されました。

この研修会では、地域政策アドバイザーで街づくり工房「アヴァンティ」代表、鈴木正勝氏による「「臨空型多機能都市圏」に向けて」と題しての講演がありました。

10月28日月曜日から10月30日水曜日まで、静岡県町村議会議長会県外調査に参加し、山形県川西町、朝日町及び天童市を視察しました。

11月1日金曜日、高島橋開通式に出席いたしました。

11月13日水曜日、全国町村議会議長会・創立70周年記念式典及び第63回町村議会議長全国大会が、東京都のNHKホールで開催されました。

記念式典では、改革先進議会表彰、永年功労者表彰及び特別功労者表彰があり、功績や功労のあった多くの皆様が表彰されました。

また、大会では、2項目の特別決議、1項目の決議、28項目の要望事項及び9項目の各地区の要望事項が承認されました。

会議への出席等に関する報告は、以上のとおりであります。

次に、本定例会へ説明員として委任または嘱託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和元年第4回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概要等について御報告申し上げます。

さて、当町は本年7月1日に町制施行70周年を迎えましたことから、これまでの先人たちの業績に感謝するとともに、未来へのさらなる発展に寄与することを目的といたしまして、去る11月10日に吉田中学校体育館におきまして、町制施行70周年記念事業を開催いたしました。

記念事業は、式典とアトラクションの二部構成で、第1部の記念式典では、町内3小学校の代表児童6人による町民憲章の唱和に始まり、続けて東日本大震災以降当町が取り組んでまいりました津波防災まちづくりの推進に多大なる貢献をいただきました元東京大学地震研究所准教授で理学博士であります都司嘉宣様を初め、当町と災害協定を締結していただいております団体、企業の皆様に対し、防災功労として感謝状を贈呈させていただくとともに、8月に開催された第46回全日本中学校陸上競技選手権大会、男子400メートルリレー決勝において、42秒25の日本中学新記録を樹立し、見事に優勝を果たした吉田中学校陸上競技

部のメンバーへ吉田町表彰を授与させていただきました。また、吉田中学校の代表生徒2人からは、将来の夢や町への思いを未来メッセージとして発表していただきました。

さらに吉田の御縁で、当町を応援していただいておりますレスリング女子オリンピック金メダリストの吉田沙保里様からは、町制施行70周年のお祝いのビデオレターが届き、式典に花を添えていただきました。吉田様からは、町の将来を担う子供たちへのエールとして、常に夢を追う人であってほしいとの応援メッセージをいただきました。

第2部のアトラクションでは、静岡市消防音楽隊の皆様による吹奏楽演奏や7月に世界大会出場を果たされた「Cheese!!」の皆様によるダンスパフォーマンス、吉田町出身のプロピアニスト大石啓様によるピアノ演奏を御披露いただき、出席の皆様からは盛大な拍手とともに多くの喜びの声をいただきました。

このように、多くの町民の皆様や御来賓の皆様にご臨席を賜り、70年の節目を迎えた吉田町を盛大にお祝いすることができましたのも議員各位並びに町民の皆様方の御理解、御協力のたまものと心から感謝を申し上げます。当町が今後80年、さらに100年と続く中で発展し続け、町民の皆様が吉田町のあしたに夢や希望を持ち続けていただけるよう、「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」の実現に向け、引き続き町政運営に全力を注いでまいりますので、議員各位におかれましても、ぜひとも御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本年度の事業の進捗状況につきまして、御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、川尻工区における防潮堤の整備につきまして、御報告申し上げます。

川尻工区における防潮堤の整備につきましては、11月末現在、総盛り土量約26万立方メートルに対し、約17万立方メートルの盛り土が完了し、順調に整備が進んでいる状況でございます。今後も、国・県と連携を図りながら、早期完成を目指し、整備を進めてまいります。

次に、吉田漁港多目的広場の整備についてでございます。

護岸工事の植生工につきましては、9月に工事を発注し、現在、事前測量及び除草作業などの準備工を実施しております。張芝につきましては、植生の適正時期となる来年2月からの実施を予定しており、3月中旬までに完成させるよう工事を進めてまいります。

次に、水産物供給基盤機能保全事業による港内泊地しゅんせつ工事と4号岸壁防食工事についてでございます。

港内泊地しゅんせつ工事につきましては、7月に工事を発注し、港口部においてしゅんせつを実施しております。引き続き、来年2月末の完了に向け、着実に工事を進めてまいります。

昨年度からの継続事業であります4号岸壁防食工事につきましては、10月に工事を発注し、現在は事前測量を終え、工場でのコンクリートパネル製作等の準備工に着手しております。

次に、川尻高島地区の企業活動維持支援事業区域基盤整備事業についてでございます。

川尻高島地区では、津波浸水区域から移転する企業の受け皿となる土地を確保するとともに、被災時には一企業様から緑地等を応急仮設住宅用地として提供していただき、有事の際の防災機能を確保するため、企業活動維持支援事業を展開しております。これは、静岡県が

防災・減災と経済成長の両立を目指して進めております「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」に呼応して、当町が津波防災まちづくりの一環として取り組んでいる事業で、現在大幡川沿いの約3ヘクタールのエリアに3企業が工場を新設または増設をしております。この企業活動維持支援事業区域への企業立地を進めるとともに、当区域へのアクセスを向上させ、利便性を高めるため、町では平成29年9月から当区域と大幡川幹線とを結ぶ高島橋の整備を進めてまいりましたが、あわせて整備を進めておりました町道高島7号線の工事が完了いたしましたことから、去る11月1日に、地元の皆様や立地企業の皆様、県の関係者の皆様御出席のもと、開通式を開催いたしました。延長17.3メートル、幅員9メートルの高島橋の完成により高島地区の利便性がさらに高まり、今後の当地区のより一層の活性化と発展に寄与するものと期待しております。

なお、高島7号線と交差する町道高島4号線につきましては、現在、舗装工事を進めており、今月下旬に供用を開始する予定でございます。

次に、さきの第3回議会定例会におきましてお認めをいただきました小・中学校体育館への空調設備設置についてでございますが、各小・中学校とも順調に工事が進んでいる状況でございます。引き続き、年度内の完成に向け、児童・生徒の安全や学校生活に十分配慮しながら、確実に工事を進めてまいります。

次に、総合体育館への空調設備設置に向けた取り組みについてでございます。

災害時の避難所機能向上を目的とした総合体育館への空調設備設置に係る準備といたしまして、10月21日に空調設備設置のための実施設計業務委託契約を締結いたしました。現在、空調設備の仕様や設置場所などについての検討を行っており、来年3月中旬までに設計業務が完了する予定でございます。

次に、河川改修事業についてでございます。

準用河川であります大幡川につきましては、川尻地区における落差工の改修工事に着手しており、来年2月の完了を目指して河床の整備を進めております。

また、片岡地区の大窪川につきましても、既に改修工事に着手しており、来年3月までに約60メートルの区間の護岸工事を完了させる予定でございます。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」事業についてでございます。

「TOUKAI-0」事業の11月末現在の状況でございますが、無料耐震診断に12件、耐震補強計画策定に5件、耐震補強工事に5件のお申し込みをいただいております。

また、戸別訪問やダイレクトメール等によるPR活動にも積極的に取り組んでおり、旧耐震住宅の所有者へのダイレクトメールにつきましては、本年度発送を予定しておりました466件について、8月末までに全て発送を完了いたしました。戸別訪問につきましては、本年度訪問を予定しております165戸のうち、現在までに99戸の訪問が完了しております。

ブロック塀等の撤去事業につきましては、11月末現在で13件のお申し込みをいただいている状況でございます。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、健康づくり事業につきまして御報告申し上げます。

去る11月24日に、健康増進や運動習慣の定着を図ることを目的といたしまして、保健センターを発着点として湯日川親水公園などをめぐるウォーキングイベント「よしだ健康ウォ

ーク」を開催いたしました。今回は、5キロメートルのウォーキングコースを御用意させていただき、親子連れや高齢者の皆様など、101人の方に御参加いただきました。

また、当日は、このウォーキングイベントにあわせ、保健センターにおいてミニ運動講座を開催し、40の方が健康運動指導士による講話や自宅でできる簡単なストレッチ体操などの実技指導を受けられました。さらに、株式会社杏林堂薬局様の御協力による健康測定会では、74の方が血管年齢測定や体組成測定、骨密度測定を受けられ、骨密度や血管年齢、体脂肪率、筋肉量などを具体的な数値として確認し、食生活や運動など、御自身の生活習慣を振り返る機会としていただけたのではないかと受けとめております。

次に、アクティブシニアの社会参加活動推進を目的として、11月15日に学習ホールにおいて開催いたしましたアクティブシニア応援フェア in 吉田についてでございます。

このフェアは、高齢化の進行により、家事援助や通いの場といった生活支援ニーズの増大が予測される中、介護保険事業の担い手の養成やこれまで社会活動に関心がなかった方の社会参加促進を図るため、昨年度に引き続き、県が実施しております66歳から76歳までの方を対象とする「壮年熟期が活躍するいきいき長寿社会づくり事業」を活用して開催したものでございます。

当日は、ニュースキャスターやコメンテーターとして多くの報道番組に出演されているジャーナリストの鳥越俊太郎さんを講師にお迎えし、「鳥越流 老後を楽しく生きる方法」と題して講演を行っていただいたほか、シルバー人材センター、地域の居場所、介護サービス事業所の職員で結成された劇団の3団体の活動発表、12団体のブース展示を実施いたしました。会場には246人の方に御来場いただき、参加された皆様からは、地域の居場所を初めて知ることができた、体調維持や社会貢献を目的に機会があれば社会活動に参加したいなどの御意見、御感想をいただきました。

さらに、来年1月には、介護スタッフの仕事のうち、配膳や清掃などの専門職以外でも可能な仕事を担っていただく介護サポーターを育成するための研修会を、介護サービス事業所との連携により開催する予定でございます。今回のフェアをきっかけに社会参加活動に関心を持たれた方々が、地域においてボランティアや介護サポーターとして御活躍いただけることにつながりますよう事業を展開してまいります。

次に、在宅医療・介護連携推進事業についてでございます。

当町では、平成27年度から、医師、歯科医師、薬剤師などの医療関係者と、介護保険サービス事業所、ケアマネジャー、地域包括支援センターなどの介護関係者とが一堂に会し、在宅医療・介護連携に係る研修会の開催や意見交換に取り組んでいるところでございます。本年度は、この在宅医療・介護連携推進事業と県の「認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業」の一環といたしまして、12月24日に学習ホールにおきまして、映画「ピアまちをつなぐもの」の上映と在宅医療・介護連携講演会及びパネルディスカッションを開催いたします。

「ピアまちをつなぐもの」は、平成29年度に町で上映いたしました映画「ケアニン」のスピノフ作品として制作され、在宅医療にかかわる医師とケアマネジャー、訪問看護師、薬剤師などの多職種がチームとして連携し、在宅医療や介護、みとりに懸命に取り組む姿が描かれております。

また、県の連携型認知症疾患医療センターに指定されている「やきつべの径診療所」の夏苺直己院長と「訪問看護ステーションわかば」の大井陽江所長を講師にお招きし、「認知症になっても住み慣れた地域でよりよい日々を過ごすには」と題して講演を行っていただくほか、講演後には、吉田町地域包括支援センターの認知症推進委員、在宅医療・介護相談員も加わってパネルディスカッションを実施いたします。

さらに、夏苺院長には認知症に関する個別相談会も開催していただき、ICTを用いた認知機能検査を体験できる場も御用意いたします。

より多くの方に御来場いただくことで、地域の在宅医療や、認知症の人が住みなれた地域でよりよく過ごせるための見守りやケアの方法等について、皆様とともに考える機会となることを期待しております。

次に、成年後見制度啓発講座の開催についてでございます。

近年、障害のある方や認知症高齢者の増加により、成年後見制度の重要性はますます高まっているところでございますが、支援が必要な方の権利を守るための重要な手段であるにもかかわらず、制度自体の認知度が低く、十分に利用されていないことが課題となっております。

このため、町では、成年後見制度について町民の皆様への周知を図り、制度の利用促進につなげられるよう、来年2月29日に牧之原市と合同で成年後見制度啓発講座を開催いたします。本講座では、講談師による講談演目や司法書士による講演会を予定しておりますが、あわせて会場には相談ブースを設け、御家族や御親族の成年後見全般に係る相談にも対応させていただきます。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、プレミアムつき商品券発行事業につきまして、御報告申し上げます。

当町では9月28日から、住民税非課税の方及び小さな乳幼児のいる子育て世帯を対象に商品券の販売を開始しており、販売期限は来年1月31日まで、使用期限は2月29日までとなっております。現在も、吉田町商工会、ハイナン農業協同組合町内各支店、静岡うなぎ漁業協同組合、南駿河湾漁業協同組合吉田支所と町の産業課窓口で購入することができ、町内110の店舗で御利用いただけますので、対象となられる多くの皆様に御活用いただくことにより、地域における消費の喚起、下支えとなることを期待しております。

次に、雇用・就業対策として開催いたします合同企業説明会についてでございます。

町及び町商工会では、町内企業の就業内容をより一層認識していただくことにより、職場への定着率の向上を図ることを目的といたしまして、来年2月9日に片岡会館におきまして、ハローワーク榛原との共催による合同企業説明会を開催いたします。

現在、参加企業の取りまとめを行っているところでございますが、求職者の募集につきましては、参加企業が決定次第、ホームページや広報よしだ、チラシ等を活用し、広く周知を図ってまいります。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、第1回吉田町フォトコンテストにつきまして、御報告申し上げます。

当町では、シティプロモーション活動の一環として、10月1日から、第1回吉田町フォトコンテストの作品を募集しているところでございます。

初めての試みとなるこのフォトコンテストは、「わたしの好きな吉田町」をテーマに、風景や食べ物、イベント、人などの写真をインスタグラムで投稿していただくことで町の魅力を再発見するとともに、投稿された写真を町内外に発信することにより、地域への愛着心や誇りを育むことを目的としております。

来年1月20日まで作品を募集しておりますが、プロ・アマチュアを問わず、どなたでも参加できますことから、11月末現在で、既に100件を超える御応募をいただいております、数々のすてきな写真がインスタグラム上に投稿されております。

皆様から御応募いただいた作品につきましては、2月上旬に審査会を開催し、入賞作品を決定いたします。入賞作品は、広報よしだやホームページ、町公式インスタグラム等で発表し、当町の町並みや自然、歴史、伝統、食文化といった新たな吉田町をより多くの皆様に知っていただき、行ってみたい、住んでみたいと感じていただけるような作品を町内外に発信してまいりたいと考えております。

次に、シーガーデンシティ構想推進計画の策定についてでございます。

平成28年3月に策定いたしましたシーガーデンシティ構想は、津波防災まちづくりによる新たな安全と、北オアシスパークを情報発信拠点として沿岸部の防潮堤や多目的広場、河川防災ステーションを含む県営吉田公園周辺一帯のシーガーデンや町内の各施設へ人の流れを生み出すことによる新たなにぎわいを一体的に創出し、「さらに豊かで勢いのあるまち」を目指すものであり、この構想の主な取り組みの一つとして、シーガーデンの整備を掲げております。

シーガーデンは、大井川河口から坂口谷川河口までの沿岸部全体をエリアとしており、本来であれば、このエリア全体の整備・活用を推進するための計画を策定するところでございますが、現在、川尻海岸の防潮堤のかさ上げと、川尻海岸から続く漁港区域内の多目的広場の整備を進めており、まずは、これらの施設を活用したにぎわいづくりを優先する必要がありますことから、本年度は、川尻海岸における基本的な整備や活用方針を具体化する推進計画の策定に取り組んでおります。

これまで、7月と10月に、国・県の関係機関の職員や自治会長の皆様、町内産業4団体の皆様などで構成される吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会を開催し、推進計画の策定に関しまして、さまざまな視点から貴重な御意見をいただいておりますので、そうした御意見を踏まえ、今月中に川尻海岸における推進計画を策定してまいります。

なお、住吉海岸を含むシーガーデン全体の推進計画につきましては、住吉海岸における防潮堤の整備方針が明らかになった段階で策定してまいります。

次に、大幡川幹線の道路改良事業についてでございます。

大幡川幹線につきましては、現在、大幡地内の県道から島田市へ向かう延長約1キロメートル区間における事業着手に向けての準備、検討会を重ねているところでございます。お示しできる資料が整い次第、報告会の開催などにより、地元の皆様との意見交換を進めてまいります。

次に、町道町上3号線の道路改良事業についてでございますが、測量及び設計業務については既に完了しており、現在は地権者の皆様の御協力のもと、用地交渉を進めているところでございます。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町教育元気物語 TCP Triwings Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）の本年度における主な事業につきまして、現在までの実施状況を御報告申し上げます。

まず、「子どもの『確かな学力』を保障する環境づくり」のうち、「『確かな学力』の育成を軸とした幼保・小中一貫教育の推進」についてでございますが、吉田町幼児教育カリキュラムに基づく教育の実践といたしまして、10月28日に、本年度2回目となる実践園研究会をすみれ保育園及びこども発達支援事業所で開催し、公開保育・研究発表及び教育研究協議会を行いました。

これらの吉田町幼児教育カリキュラムに基づいた実践を通して得られた成果を生かし、さらなる幼児教育の充実及び町内幼稚園、保育園と小学校との連携を図ることとしております。

次に、「教職員が授業に専念できる環境づくり」のうち、ICT環境の充実の一つとして進めております職員室及び教室のICT機器の整備についてでございますが、9月下旬に、小・中学校の教職員が使用している全ての校務用パソコン及び校務用サーバーの入れかえ作業が完了いたしました。現在、新しい機器が順調に稼働しており、校務を安全かつ円滑に進めることができる環境を整備することができたものと考えておりますが、今後もさらに、教職員の働き方改革や児童・生徒への指導の充実に資するよう、環境整備を着実に進めてまいります。

次に、部活動、課外活動の指導員配置についてでございます。

部活動の適正化を図るため、昨年10月に教育委員会において、吉田町部活動ガイドラインが策定され、同年11月から吉田中学校弓道部、なぎなた部、女子ソフトテニス部に部活動指導員が配置されておりますが、本年10月から新たに、ソフトボール部に1名の部活動指導員が配置されました。教育委員会では今後も、教員の部活動指導に係る時間的負担の軽減と経験のない競技などの指導による心理的負担の軽減を図るとともに、部活動の質的向上に取り組むこととしております。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、上水道事業につきまして、御報告申し上げます。

上水道の整備につきましては、静岡県生活基盤施設耐震化等補助金を活用して導水管の耐震化を進めている基幹管路耐震化事業、配水池から災害時の応急給水拠点となる公共施設や避難所までの管路を耐震化する耐震ネットワーク事業、漏水事故による被害軽減及び有収率向上を図るための老朽管布設がえ事業、他の事業に伴う配水管の布設がえ等の事業を実施するための10本の工事を既に発注しており、このうち4本の工事は完了し、残る6本につきましても、年度内の完了に向けて順調に工事が進んでいる状況でございます。

次に、公共下水道事業についてでございます。

まず、管渠建設工事についてでございますが、現在は、片岡1号汚水幹線工事の第1工区から第3工区までと、片岡2号汚水幹線工事の第1工区から第2工区までの区間に着手しております。また、マンホール浮上抑制工事につきましても、町道西浜4号線及び西浜9号線における工事に着手しており、本年度予定している全ての工事が順調に進んでいる状況でございます。

ストックマネジメント計画に基づく浄化センターの電気設備更新工事につきましては、沈砂池管理棟、水処理棟及び汚泥処理棟における電気機器の更新工事に着手しております。また、散気装置、攪拌機、エアフィルター及び返送汚泥ポンプなどの機械設備改築工事につきましても、反応タンクの耐震補強工事と調整を図りながら工事を進めているところでございます。

なお、本年度及び来年度の2カ年で策定いたします経営戦略につきましては、プロポーザル方式による業者選定の結果、10月24日に委託契約を締結し、来年度末までの策定に向け業務を進めているところでございます。

以上、本年度の事業の進捗状況を御報告させていただきましたが、先人たちの汗と涙と英知により70年の歴史が刻まれたこの町をさらに発展させ、後人たちに引き継いでいくことが今を生きる我々の使命でございますので、津波防災まちづくりやシーガーデンシティ構想の具現化により確固たる安全をいち早く構築し、その安全のもと吉田町教育元気物語 T C P T r i w i n s P l a n や子育て支援、健康づくりを中心としたさまざまな施策を展開することにより、当町がさらに豊かで勢いがあり、心を魅了する町へと躍進できますよう、引き続き全力で町政運営に取り組む所存でございます。

議員各位におかれましては、こうした当町の姿勢を御理解いただき、町政運営に対するより一層の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げ、本定例会の行政報告といたします。

○議長（増田剛士君） 町長、御苦労さまでした。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（増田剛士君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を議会運営委員会委員長から報告願います。

10番、八木 栄君。

〔議会運営委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○議会運営委員会委員長（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

議会運営委員会の活動報告をいたします。

令和元年10月21日月曜日、午後1時半から、第1会議室にて、委員会を開会しました。出席委員6名、番外1名、事務局2名。

協議事項1、吉田町議会の倫理規定について。倫理規定の項目について内容を検討した。

2、今後のスケジュールについて。これから12月定例会終了までの予定について検討した。11月中に吉田町議会議員倫理規定（案）を決定する。12月定例会中に全員協議会にて説明し、決定する。各委員は、次回までに項目の内容について調査しておくよう伝えた。

以上、散会は15時25分でした。

令和元年11月5日火曜日、午前9時から、第1会議室にて、委員会を開会しました。

出席委員6名、番外1名、事務局2名。

協議事項1、吉田町議会の倫理規定について。吉田町議会議員整理倫理規定（案）について、第1条から第10条までの内容について検討した。

散会は、11時15分でした。

令和元年11月25日月曜日、午前9時から、第1会議室にて、委員会を開会しました。

出席委員6名、番外1名、事務局2名、総務課長。

協議事項1、令和元年第4回吉田町議会定例会の運営について。

(1)町長提出議案並びに報告事項について、総務課長より説明がありました。第4回定例会に上程される議案は、条例の一部改正3件、条例の制定2件、補正予算2件、人事案件2件の9件に報告事項1件、上程される議案の中で早期議決のお願いと人事院勧告に伴う追加議案の予定があることの発言がありました。

(2)上程議案の審議方法について。常任委員会への付託審査なし。全議案本会議にて審議。第56号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についての1議案については、早期議決とする。特別会計の補正予算に係る1議案の審議については、中間日に質疑を行い、最終日に討論、表決を行う。そのほかの議案については、最終日に審議する。

(3)会期の決定及び審議予定表について。定例会の会期は、12月2日から16日までの15日間。審議予定表につきましては、配付してあります会期及び審議予定表のとおり決定いたしました。

(4)会議録署名議員の指名について。会議録署名議員の指名については、議席順により9番、山内 均議員、10番、八木 栄議員を指名。

(5)一般質問の取り扱いについて。質問者は8名、受け付け順に12月10日午前3名、午後2名、11日午前3名とする2日間で行う。

2、意見書の取り扱いについて。

(1)国による妊産婦医療費助成制度創設並びに福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止を求める自治体意見書。

(2)歯科口腔保険の充実と保険でよい歯科医療の実現を求める意見書。

以上、2件の意見書を議員配付とした。

3、吉田町議会の倫理規定について。

吉田町議会議員整理倫理規定を12月定例会終了までに完成させることを決定。散会は、午後1時30分でした。

以上が、議会閉会中における議会運営委員会の活動報告です。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、総務文教常任委員会委員長から報告願います。

7番、蒔田昌代君。

〔総務文教常任委員会委員長 蒔田昌代君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（蒔田昌代君） 7番、蒔田昌代です。

総務文教常任委員会から、議会閉会中の委員会活動について報告をいたします。

総務文教常任委員会は、議会閉会中において、委員会を2回開催いたしました。総務文教常任委員会では、所管事務調査である「ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の支援策について」、さきの第3回9月議会の委員会において決定した「ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の支援策について」、高齢者福祉に関する質問事項を9月30日付の文書で担当課に回答を求めました。

令和元年10月17日木曜日、吉田町役場4階第2会議室において、午前9時から午前11時まで、委員7人、事務局2人の出席で委員会を開催しました。

協議事項として、所管事務調査について委員会が提出した「ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の支援策について」、高齢者福祉に関する質問事項を「1、詳細説明を求める事業」と「2、各事業に関する質問」の大きく2つに分け、「1、詳細説明を求める事業」に、ア、吉田町高齢者移動支援事業、イ、配食サービス事業、ウ、救急医療情報キット配布事業の3事業を挙げ、説明内容に沿って「2、各事業に関する質問」(1)吉田町高齢者移動支援事業、(2)配食サービス事業、(3)救急医療情報キット配布事業まで、担当課課長から説明を受けました。その後、説明に対する質疑を行い、「2、各事業に関する質問」の残り、(4)から(13)までの説明は次回実施するとし、委員会を終了しました。

令和元年11月11日月曜日、午前9時から午後0時5分まで、委員7人(遅刻1)、事務局2人の出席で委員会を開催いたしました。

協議事項として、所管事務調査については委員会から提出した高齢者福祉に関する質問事項の「2、各事業に関する質問」について、残りの(4)から(13)までの項目に関して、担当課課長から説明を受けました。

(4)生活支援サービス体制の整備、(5)高齢者日常生活用具給付等事業、(6)吉田町救急連絡カード配布事業、(7)生きがいデイサービス通所事業、(8)吉田町ワンコインサービス事業、(9)在宅支援生活品助成事業、(10)ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業、(11)地域との連携、(12)「平成28年度高齢者の生活と意識に関する調査、調査報告書」について、(13)高齢者が安全に安心して暮らせる環境づくり。その後、説明に対する質疑を行いました。

次に、今後の進め方について、委員会の指示により事務局がとりまとめた近隣市町の高齢者福祉計画やこれまで各委員が独自に調査した事業で、吉田町に必要な高齢者事業を次回提案し、議論することを決定し、委員会を終了いたしました。

以上、議会閉会中における総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長(増田剛士君) 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番(大石 巖君) 12番、大石です。

今の総務文教常任委員会委員長からの報告の中で、2回の委員会開催、その中で、出席委員、それから事務局、その中で福祉課長から説明を2回の委員会で受けたわけですが、出席委員のところに福祉課長の名前が入っていないかと思いますので、それを加えていただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長(増田剛士君) 7番、蒔田昌代君。

○総務文教常任委員会委員長（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

御指摘ありがとうございます。

担当課の課長が漏れておりましたので、2回分に加えさせていただきます。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで、質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会委員長から、報告をお願いします。

8番、三輪美由紀君。

〔産業建設常任委員会委員長 三輪美由紀君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（三輪美由紀君） 8番、三輪美由紀です。

産業建設常任委員会から、議会閉会中の委員会活動について報告をいたします。

11月8日金曜日、4階第2会議室において、午前9時より、委員6名、番外1名、事務局2名の出席で委員会を開催いたしました。

所管事務調査、地場産業の活性化について。

協議内容といたしまして、9月定例会中、産業課から説明を受けた回答内容を議論し、委員間での認識の共有や各産業の課題点の整理を行いました。その結果として、後継者不足、ブランド力向上、漁獲量の資源確保の問題や補助金の確認等を行う、地場製品の補助金がないなどの意見が出されました。協議し、出された意見を正副委員長でまとめ、担当課へ再度質問することを決定いたしました。また、産業課に対して助成事業補助金の業種、目的等の資料請求を行うことを決定いたしました。

11時20分終了し、散会いたしました。

以上、議会閉会中における産業建設常任委員会の活動報告といたします。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第51号～議案第59号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第5、第51号議案から日程第13、第59号議案までの9議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和元年第4回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について3件、条例の制定について2件、補正予算について2件、人事案件について2件の合計9件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第51号議案は、吉田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、下水道事業につきまして、令和2年度から地方公営企業法に規定する公営企業会計を適用することに伴いまして、本条例に下水道事業の企業会計に係る規定を加えるほか、関連する条例の一部改正を附則で行うなど、本条例の一部を改正する条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第52号議案は、吉田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が本年8月1日に施行されたことに伴いまして、災害援護資金に係る償還金の支払い猶予及び償還免除の対象範囲の拡大などの措置を講じることが可能となったことから、法改正の趣旨に沿った内容となるよう本条例の一部を改正する条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第53号議案は、吉田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、水道法の一部を改正する法律が本年10月1日に施行されたことに伴いまして、指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入されたことから、法改正の趣旨に沿った内容となるよう本条例の一部を改正する条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第54号議案は、吉田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布されたことに伴いまして、新設される会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、規定される必要があることから法改正の趣旨に沿った内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第55号議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、第54号議案と同様、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、新設される会計年度任用職員制度に関する条例の改正を行う必要があることから、整備条例として法改正の趣旨に沿った内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第56号議案は、令和元年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、令和元年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,914万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億4,162万8,000円とするとともに、債務負担行為の設定と地方債の補正を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第 57 号議案は、令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

本議案は、令和元年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 70 万 4,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 30 億 916 万 2,000 円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第 58 号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります増田信行委員が令和 2 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町 2204 番地の増田信行氏を人権擁護委員に推薦することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第 59 号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります増田真也委員が令和 2 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町 572 番地の 2、増田真也氏を人権擁護委員に推挙することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

以上が、上程いたします 9 議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、第 56 号議案の令和元年度吉田町一般会計補正予算（第 3 号）についてでございますが、坂口谷川地域の取水対策に係る基礎調査資料作成のため、早期に債務負担行為を設定する必要がありますことから、早期の議決をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今回の議会定例会中になりますが、人事院勧告に基づく一般職の給料及び特別職の給料等の改定に関する条例、人事院勧告に基づく人件費の増額にかかわる一般会計補正予算について、追加で上程をさせていただき予定でございますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、4 議案につきまして御説明申し上げます。

まずは、第 54 号議案吉田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

議案書の 11 ページから 22 ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成 29 年 5 月 17 日に公布されたことに伴いまして、令和 2 年 4 月 1 日から新設されます会計年度任用職員における給与及び費用弁償について規定する必要があることから、法改正の趣旨に沿った内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

制定の内容でございますが、12 ページの目次からごらんいただきたいと存じます。

本条例は、5章建ての全35条で構成されているもので、第1章は総則として第1条から第3条まで条例の趣旨、会計年度任用職員の用語の定義及び給与の種類について定めるものでございます。

第2章は、第4条から第17条までフルタイム会計年度任用職員の給与について定めるものでございます。

第3章は、第18条から第28条までパートタイム会計年度任用職員の給与について定めるものでございます。

第4章は、第29条及び第30条でパートタイム会計年度任用職員の費用弁償について定めるものでございます。

第5章は、第31条から第35条まで給与からの控除や休職者の給与などについて定めるものでございます。

それでは、第1条から御説明申し上げます。

第1条では、条例の趣旨を定めております。この条例は、地方公務員法及び地方自治法に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償、また地方公営企業法を準用する会計年度任用技能労務職員の給与と種類及び基準に関し、必要な事項を定めるものでございます。

続いて、第2条では、用語の定義を定めております。

第1号には、フルタイム会計年度任用職員、第2号には、パートタイム会計年度任用職員を定めております。各号の「会計年度任用技能労務職員として任用される者を除く」とありますのは、この技能労務職員は、地方公務員法の適用を受ける職員ではなく、地方公営企業法の規定が準用されるものであることから、除外するものとしております。

続いて、第3条では、会計年度任用職員の給与について定めております。

第1項では、フルタイムとパートタイムの会計年度任用職員の給与について。第2項では、給与の支払い方法について。第3項では、公務で生じた費用弁償は、給与に含まれないことについて定めるものでございます。

続いて、第4条では、フルタイム会計年度任用職員の給料について定めております。

フルタイム会計年度任用職員の給料については、吉田町職員の給与に関する条例、いわゆる給与条例の第3条第1項第1号の行政職給料表を準用することとするものでございます。

続いて、第5条では、フルタイム会計年度任用職員の職務の級について定めております。

第1項では、フルタイム会計年度任用職員の職務は、別表に定める等級別基準職務表によるものとしております。この別表につきましても、議案の21ページ及び22ページに記載されているものでございます。

行政職給料表としまして、1級と2級に区分し、1級は、定型的または補助的な業務を行う職務。2級は、知識または経験を必要とする職務と規定しております。

議案書の13ページにお戻りいただきたいと存じます。

第5条第2項では、フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、先ほどの等級別基準職務表に従い、任命権者及びその委任を受けた者が決定することとしております。

続いて、第6条では、フルタイム会計年度任用職員の号給は、規則で定める基準に従い、任命権者が決定することとするものでございます。

続いて、第7条から第12条までは、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当につきまして、それぞれ給与条例の規定を準用することとするものでございます。

議案書の15ページでございますが、第13条では、フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間あたりに支給する時間外勤務手当等に端数が生じた場合の処理について定めているものでございます。

続いて、第14条では、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について定めております。

第1項では、給与条例に定める期末手当の規定を、任期が6カ月以上のフルタイム会計年度任用職員に準用するもの。第2項及び第3項は、第1項に規定する6カ月以上のフルタイム会計年度任用職員としてみなすこととする任期の通算における事項を定めております。

議案書16ページになりますが、第15条では、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給範囲及び額並びに支給方法は、吉田町職員の特殊勤務手当に関する条例の定めるところによるとするものでございます。

続いて、第16条では、フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間あたりの給与額の算出について定めているものでございます。

続いて、第17条では、フルタイム会計年度任用職員が職務に従事していないときの給与額の減額について定めるものでございます。

ただし、第1号から第4号まで掲げられている祝日法による休日などである場合は、減額しないこととしております。

続いて、第18条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬について定めるもので、第1項では月額、第2項では日額、議案書17ページの第3項では、時間額を定めております。また、第4項では、前述の基準月額の算出方法について定めております。

続いて、第19条では、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に従事したときの報酬について定めるものでございます。

続いて、第20条では、パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられたときの時間外勤務に係る報酬を支給することについて定めるものでございます。

第2項から議案書18ページの第4項までは、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬の額について、その勤務した時間に応じた割合の額の報酬が支給されると定めるものでございます。

続いて、第21条では、パートタイム会計年度任用職員の休日勤務を命じられたときの報酬について定めることとするものでございます。

第1項では、祝日法による休日等に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給することについて。第2項では、休日勤務に係る報酬の額について定めております。

続いて、第22条では、パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務を命じられたときの報酬について定めるものでございます。

第1項では、午後10時から翌日の午前5時までに勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給することについて。第2項では、夜間勤務に係る報酬の額について定めております。

議案書 19 ページの第 23 条では、パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務を命じられたときの報酬について定めるものでございます。

第 1 項では、宿日直手当は給与条例第 15 条の 2 に規定する額を報酬として支給することについて。第 2 項では、宿日直勤務は第 20 条の時間外勤務、第 21 条の休日勤務及び第 22 条の夜間勤務には含まれないものと定めております。

続いて、第 24 条では、パートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりに支給する時間外勤務手当等に端数が生じた場合の処理について定めるものでございます。

続いて、第 25 条では、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について定めるものでございます。

第 1 項では、給与条例第 15 条の 5 から第 15 条の 7 までに定める期末手当の規定を、任期が 6 カ月以上のパートタイム会計年度任用職員に準用することについて。第 2 項及び第 3 項は、第 1 項に規定する 6 カ月以上のパートタイム会計年度任用職員としてみなすこととする任期の通算における事項を定めております。

議案書 20 ページの第 26 条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給について定めるものでございます。

第 1 項から第 4 項までは、日額、月額及び時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しての支給期日及び割合などについて定めております。

続いて、第 27 条では、パートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの報酬額の算出について定めております。

第 1 号は月額による報酬、第 2 号は日額による報酬、第 3 号は時間額による報酬について定めております。

続いて、第 28 条では、月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が職務に従事しないときの報酬の減額について定めるものでございます。

ただし、第 1 号から第 4 号までに掲げられている祝日法による休日などである場合には、減額しないこととしております。第 2 項では、日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員の報酬の減額について定めております。

議案書 21 ページの第 29 条では、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の仕組みについて定めております。

第 2 項では、通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例の規定の例によるものと定めております。

続いて、第 30 条では、パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行したときは、吉田町職員等の旅費に関する条例の規定の例により費用弁償を支給するものと定めております。

第 31 条では、給与からの控除について定めているものでございますが、給与条例第 20 条に規定されている職員互助会の会費などについて、給与から控除することができる内容について会計年度任用職員に準用するものでございます。

第 32 条では、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員、いわゆる常勤の職員との均衡等を考慮し、任命権者が別に定めることとするものでございます。

第 33 条では、休職者の給与について定めるものですが、会計年度任用職員の休職の期間中給与を支給しないことと定めるものですが。

第 34 条では、会計年度任用技能労務職員の給与について定めるものですが、会計年度任用技能労務職員の給与の種類及び基準は、その職務の特殊性等を考慮して別に定めることとするものですが。

第 35 条の委任規定では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることとするものですが。

なお、施行日につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行日にあわせ、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものですが。

以上が、第 54 号議案 吉田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての御説明でございます。

続きまして、第 55 号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

議案書の 23 ページから 30 ページまで及び参考資料ナンバー 4 をごらんください。

本条例は、先ほど第 54 号議案で申し上げましたとおり、会計年度任用職員制度の開始に伴い、会計年度任用職員が地方公務員法及び地方自治法の適用を受け、分限・懲戒の対象となることなどに対応するため、関係する既存の 12 条例を一括で改正する整備条例をお認めいただくものですが。

今般、整備する条例は、吉田町職員の給与に関する条例。職員の懲戒の方法及び効果に関する条例。職員の分限に関する方法及び効果に関する条例。特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例。吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例。吉田町職員の特殊勤務手当に関する条例。吉田町職員定数条例。吉田町職員等の旅費に関する条例。吉田町職員の育児休業等に関する条例。吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例。吉田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例。吉田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の 12 条例でございます。

それでは、改正順に説明をさせていただきます。

まず、第 1 条、吉田町職員の給与に関する条例の改正規定としましては、吉田町職員の給与に関する条例第 19 条の 2 において、臨時または非常勤職員の給与としていたものを会計年度任用職員の給与として新たに定めるものですが。

続きまして、第 2 条、職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の改正規定といたしましては、条例中「6 月」を「6 か月」に改め、「月額」の次に「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員、（いわゆるパートタイムの会計年度任用職員）については、吉田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 18 条第 1 項から第 3 項までに規定する報酬の額」を加え、第 4 条第 1 項中「6 月」を「6 か月」に改め、パートタイム会計年度任用職員の減給の効果について定めるものですが。

続きまして、第 3 条、職員の分限に関する方法及び効果に関する条例の改正規定といたしましては、職員の分限に関する方法及び効果に関する条例中に、新たに第 3 条第 4 項として会計年度任用職員の休職の効果について定めるものですが。

続きまして、第 4 条、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の改正規定といたしましては、特別職の職員で非常勤のもの報酬について、新たに会計年度任

用職員として位置づけられる職員を報酬の部分から除くもので、具体的には外国語指導助手であるALT、部活動指導員、交通指導員、地域おこし協力隊の4つの職を別表第1から除くものでございます。

続きまして、第5条、吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正規定といたしましては、第19条の全部を改め、新たに会計年度企業職員の給与の種類及び基準について定めるものでございます。これは、水道課の職員など企業職員の給与の根拠規定は地方公営企業法に基づいており、地方公務員法が除外規定とされておりますことから、本条例に新たに会計年度企業職員の給与の種類などについて定めるものでございます。

続きまして、第6条、吉田町職員の特殊勤務手当に関する条例の改正規定といたしましては、吉田町職員の特殊勤務手当に関する条例第1条に会計年度任用職員の特殊勤務手当に関する事項を新たに追加すること。また、別表中第12条関係を7条関係の文言に改めるものでございます。

続きまして、第7条、吉田町職員定数条例の改正規定といたしましては、臨時職員等の会計年度任用職員への移行に伴い、定数外に当たる職員を整理するため、「臨時又は」の文言を削るものでございます。

続きまして、第8条、吉田町職員等の旅費に関する条例の改正規定といたしましては、臨時職員等が会計年度任用職員に移行することに伴い、第35条の見出し中、「職員以外の者」を「非常勤の職員等」に、同条中「第3条第4項」を「一般職に属する非常勤の職員及び第3条第4項」に改める文言の整理をするものでございます。

続きまして、第9条、吉田町職員の育児休業等に関する条例の改定規定といたしましては、育児休業することができない職員の対象に特定非常勤職員を追加するため、第2条第3号を加えたこと。これは、議案書の27ページの(3)と書かれている部分となります。

次に、第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に育児休業法第2条第1項の条例で定める育児休業をすることができる日について、新たに第3条の3を加えております。議案書27ページの下から4行目から29ページの5行目までに記載されている内容でございます。

次に、育児休業法第2条第1項の条例で定める特別な事情がある場合について定める必要があることから、新たに第2条の4を加えております。第3条及び第7条では、軽微な文言の修正をし、第7条では基準日に育児休業をしているものに支給する勤務手当について会計年度任用職員を除くこと。第8条では、育児休業をした職員が復帰した場合の公休の調整について、会計年度任用職員を除くこと。第10条では、軽微な文言の修正をし、第21条では部分休業の承認を受けずに勤務しない会計年度任用職員の給与の減額について定めております。

続きまして、第10条、吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正規定といたしましては、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について定めるため、第18条の見出し中、「臨時又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に、同条中、「臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」という文言に改めるものでございます。

続きまして、第 11 条、吉田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の改正規定といたしましては、地方公務員法の改正に伴い、引用条項にずれが生じることから、第 22 条第 1 項を第 22 条に改めること。あわせて軽微な文言を改めるものでございます。

最後に、第 12 条、吉田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正規定といたしましては、人事行政の運営の状況を報告しなければならない対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を加えるため、第 3 条第 1 項中「占める職員」の次に「及び法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」の文言を加えるものでございます。

以上、会計年度任用職員制度に来年 4 月 1 日から移行されることに伴いまして、関係する 12 条例を一括して地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例として制定するもので、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとするものでございます。

続きまして、第 58 号議案人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

議案書 33 ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任されております増田信行委員が、令和 2 年 6 月 30 日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町といたしましては、引き続き増田信行さんを入権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

増田さんの住所は、吉田町川尻 2204 番地。

氏名は、増田信行。

生年月日は、昭和 22 年 2 月 4 日で、現在 72 歳でございます。

増田さんは、吉田町の地域の事情にも精通し、人権に対して深い御理解と熱意をお持ちの方であり、人権擁護委員として、現在 3 期 9 年の御経験を積まれております。

また、今回の推薦に当たりましては、地元川尻区自治会からも強い推薦をいただいております。また、人権擁護委員として適任であるものとして推薦をするものでございます。

続きまして、第 59 号議案人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

議案書 34 ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任されております増田真也委員が、令和 2 年 6 月 30 日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町といたしましては、引き続き増田真也さんを入権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

増田さんの住所は、吉田町住吉 572 番地の 2。

氏名は、増田真也。

生年月日は、昭和 46 年 11 月 2 日で、現在 48 歳でございます。

増田さんは、司法書士として多重債務や生活保護など社会的弱者の問題に取り組まれており、人権擁護活動に対して深い御理解と熱意をお持ちの方でもあり、人権擁護委員としては、現在 1 期 3 年の御経験を積まれております。

また、今回の推薦に当たりましては、地元住吉区自治会からも強い推薦をいただいております。また、人権擁護委員として適任であるものとして推薦をするものでございます。

以上が、総務課からの4議案につきまして、御説明でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） ここで暫時休憩いたします。

再開は10時45分。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時41分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第56号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和元年度吉田町一般会計補正予算（第3号）をごらんいただきたいと思います。

こちらの1ページをごらんください。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,914万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億4,162万8,000円とするものでございます。また、第2項にございまして、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページから3ページまでの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

次に、第2条でございます。

債務負担行為の設定をさせていただこうとするものでございます。その内容につきましては、4ページにございまして第2表、債務負担行為をごらんください。

治水対策推進事業につきまして、期間を令和2年度まで。限度額を1,148万4,000円とする債務負担行為を設定させていただこうとするものでございます。

次に、第3条でございますが、こちらは地方債の補正をお認めいただこうとするものでございます。

その内容につきましては、5ページ、6ページにございまして第3表、地方債補正をごらんください。

まず、1の追加でございますが、吉田海岸流木等処理対策事業につきましては、500万円を限度額として設定するものでございます。

次に、2の変更でございます。

総合体育館空調設備整備事業につきまして20万円を減額し、補正後の限度額を920万円とするものでございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和元年度吉田町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書をごらんいただきたいと思います。

こちら説明書の3ページをごらんください。

まず初めに、歳入の15款県支出金でございますが、453万1,000円の増額でございます。その内訳でございますが、まず、2項4目農林水産業費県補助金につきましては、令和元年10月11日から12日にかけての台風19号の被害に係る災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業費補助金500万円を計上するものでございます。

次に、7目消防費県補助金につきましては、48万1,000円の減額でございます。これは、令和元年度から新たな支援制度として地震・津波対策等減災交付金が創設され、個別事業の交付率2分の1から3分の1の見直しによる組み替えでございまして、緊急地震津波対策等交付金を3,239万7,000円減額するとともに、地震・津波対策等減災交付金3,191万6,000円を計上するものでございます。

次に、3項3目土木費県委託金につきましては、静岡県と締結している湯日川水系湯日川樋門及び坂口谷水系坂口谷川樋門操作業務委託契約の一部変更に伴い、水門管理事務費委託金を1万2,000円増額するものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

17款寄附金でございます。こちらは1億4,000万円の増額でございます。これは、1項2目ふるさとよしだ寄附金におきまして、ふるさとよしだ寄附金の実績に伴いまして、一般寄附金につきましては、1億500万円を増額。指定寄附金につきましては、3,500万円を増額するものでございます。

続きまして、20款諸収入でございますが、こちらは19万円の減額でございます。これは、5項2目雑入におきまして、19万円を減額するものでございます。その内訳でございますが、民生費雑入につきましては、過年度分の精算に伴う地域介護福祉空間整備等施設整備交付金返還金2,000円を計上するものでございます。

次に、消防費雑入につきましては、県と同様に公益財団法人静岡県市町村振興協会におきまして、令和元年度から新たな支援制度として地震・津波対策等減災交付金が創設され、こちら個別事業の交付率が6分の1から9分の1の見直しによる組みかえでございまして、地震・津波対策事業交付金を57万5,000円減額するとともに、地震・津波対策等減災交付金を38万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、5ページをごらんください。

21款町債でございます。こちらは480万円の増額でございます。その内訳でございますが、まず1項4目教育債の総合体育館空調設備整備事業につきましては、県の地震・津波対策等減災交付金を活用することに伴い、20万円を減額するものでございます。

次に、5目災害復旧債の吉田海岸流木等処理対策事業につきましては、台風19号の被害の流木等の処理に係る漁港災害復旧費の増額に伴い、その財源といたしまして500万円を限度額として設定するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

6ページをごらんください。

2款総務費でございますが、6,160万円の増額でございます。まず、1項1目一般管理費におきまして、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（総務管理費）につきまして、広域施設組合補正予算（第1号）に伴う減額を、構成市町で案分しました253万4,000円を減額するものでございます。

次に、6目企画費につきましては6,413万4,000円の増額でございます。これは、歳入のふるさと吉田寄附金の増額に伴いまして、ふるさと納税の謝礼代を4,397万2,000円増額するとともに、ふるさと納税推進業務委託料を2,016万2,000円増額するものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。

3款民生費でございます。こちらは88万8,000円の増額でございます。まず、1項1目社会福祉総務費につきましては、歳入で御説明申し上げましたとおり、消防費県補助金の地震・津波対策等減災交付金の交付率の見直しによりまして、9万円を一般財源に振りかえるものでございます。

次に、4目老人福祉費につきましては、地域会の福祉空間整備等施設整備交付金に係る過年度分の精算に伴う返還金として、県補助金等返還金2,000円を増額するものでございます。

次に、7ページから8ページにかけての2項3目保育所費につきましては、さくら保育園の借地の用地取得に向けまして用地鑑定評価手数料51万4,000円、測量調査委託料37万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、8ページの4款衛生費でございますが、こちらは1項1目保健衛生総務費におきまして、歳入で御説明申し上げましたとおり、消防費県補助金の地震・津波対策等減災交付金及び消防費雑入の地震・津波対策等減災交付金の交付率の見直しによりまして、4万2,000円を一般財源に振りかえるものでございます。

続きまして、9ページをごらんください。

8款土木費でございますが、こちらは924万円の増額でございます。

まず、2項1目道路維持費につきましては、道路用地の取得に係る証紙・印紙代1,000円、道路用地53万4,000円、道路整備関連補償費22万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、2目道路新設改良費につきましては、大幡川幹線に係る測量業務委託として、地元関係者に対する道路線形の案の提示に向けまして、測量調査委託料を764万5,000円増額するものでございます。

次に、9ページから10ページにかけての3項1目河川総務費につきましては、83万7,000円を増額するものでございます。その内訳でございますが、10ページの河川総務費におきましては、歳入で御説明申し上げましたとおり、土木費県委託金の水門管理事務費委託金の増額に伴いまして、水門管理委託料1万2,000円を増額するものでございます。

また、治水対策推進事業費におきましては、川尻地区の道路冠水原因調査に係る測量調査委託料82万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、11ページをごらんください。

9 款消防費でございます。

まず、1 項 2 目非常備消防費につきましては、歳入で御説明申し上げましたとおり、消防費県補助金の地震・津波対策等減災交付金の交付率の見直しによりまして 5 万 7,000 円を一般財源に振りかえるものでございます。

次に、5 目災害対策費につきましては、これも同じく歳入で御説明申し上げましたとおり、消防費県補助金の地震・津波対策等減災交付金及び消防費雑入の地震・津波対策等減災交付金の交付率の見直しによりまして、77 万 4,000 円を一般財源に振りかえるものでございます。

続きまして、12 ページをごらんください。

10 款教育費でございますが、10 万 1,000 円の減額でございます。まず、1 項 3 目教育諸費につきましては、小・中学校のクラブ活動におけます大会参加費等を補助するための小・中学校活動補助金の実績に応じまして、92 万 3,000 円を増額するものでございます。

次に、5 項 2 目給食施設費につきましては、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（給食施設費）につきまして、広域施設組合補正予算（第 1 号）に伴う減額を構成市町で案分しました 102 万 4,000 円を減額するものでございます。

次に、12 ページから 13 ページにかけての 3 目体育館運営費につきましては、県の地震・津波対策等減災交付金の活用により、財源振りかえを行うものでございます。

続きまして、13 ページ、11 款災害復旧費でございますが、1,000 万円の増額でございます。これは、1 項 1 目農林水産施設災害復旧費におきまして、令和元年 10 月 11 日から 12 日にかけての台風 19 号による被害の復旧に係る事業費として、海岸の流木等の処理費といったしまして 1,000 万円を増額するものでございます。

続きまして、14 ページをごらんください。

13 款諸支出金でございますが、5,751 万 4,000 円を増額でございます。これは、2 項 1 目基金費におきまして、財政調整基金費につきまして今回の補正に際し、すぐに事業の財源とすることない収入 2,251 万 4,000 円を財政調整基金に積み立てるための増額、またふるさとよしだ寄附金基金費につきましては、歳入のふるさとよしだ寄附金基金指定寄附金の増額に伴いまして 3,500 万円を増額するものでございます。

続きまして、15 ページをごらんください。

14 款予備費でございますが、1,000 万円の増額でございます。これは、1 項 1 目予備費におきまして、令和元年 10 月 11 日から 12 日にかけての台風 19 号による被害に対しまして早急に対応するため予備費を充用したことに伴いまして、今後の不測の事態に備えるため、今回予備費を増額させていただこうとするものでございます。

なお、今回の補正予算のうち治水対策推進事業の債務負担行為の設定につきましては、住吉地区におけます浸水対策計画策定業務を実施するに当たっての債務負担行為の設定でございまして、県が進めます坂口谷川流域総合治水対策アクションプランの策定の進捗にあわせまして、できる限り早急に対応する必要があると考えております。

また、歳出予算の補正のうち、8 款土木費 2 項 2 目道路新設改良費の大幡川幹線道路改良事業費につきましても、大幡川幹線に係る測量業務委託に係る事業でありまして、地元関係者に対しまして道路線形案を提示するため、こちらもできる限り早急に事業着手する必要が

あると考えております。このため、この補正予算につきましては、早期の議決をお願いさせていただこうとするものでございます。

以上が、第 56 号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第 3 号）についての内容でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

〔町民課長 門田万里子君登壇〕

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課からは、議案書の 32 ページ、第 57 号議案 令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についての 1 議案につきまして御説明申し上げます。

別冊となっております令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の 1 ページをごらんいただきたいと存じます。

第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 70 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 916 万 2,000 円とするものでございます。

また、第 2 項にありますとおり、款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算に金額につきましては、2 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

引き続き、その詳細について御説明させていただきます。

別冊の令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）に関する説明書の 2 ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、歳入の 3 款国庫支出金でございますが、70 万 4,000 円の増額でございます。

まず、1 項 2 目国民健康保険制度関係業務事業費補助金につきましては、外国人労働者受け入れのため在留資格特定技能 1 号及び特定技能 2 号の創設等を内容とする出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が、平成 31 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、特定技能 1 号及び特定技能 2 号の在留資格等の項目を追加するためのシステム改修が発生し、改修にかかる費用は全額交付されることが示されたことから、改修費相当分の 27 万 5,000 円を増額するものでございます。

次の同項 3 目社会保障・税番号制度システム整備整備費補助金につきましては、県単位で管理運用をしております国保情報集約システムと情報連携を図るためのシステム改修が必要となり、改修にかかる費用は全額交付されることが示されたことから、改修費相当分の 42 万 9,000 円を増額するものでございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

3 ページをごらんください。

1 款総務費の 1 項 1 目の 13 節委託料でございますが、歳入で申しあげましたとおり、特定技能 1 号及び特定技能 2 号の在留資格等の項目を追加するとともに、県単位で管理運用している国保情報集約システムと情報連携を図るため、電算処理委託料を 70 万 4,000 円増額するものでございます。

町民課から提出いたしました議案についての説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（増田剛士君） 続きまして、福祉課長、お願ひします。
福祉課長、杉田香織君。

〔福祉課長 杉田香織君登壇〕

- 福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは、本定例会に上程いたしました第 52 号議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の 7 ページ、8 ページ、参考資料はナンバー 2 をごらんください。

第 52 号議案 吉田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年 8 月 1 日災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、吉田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。本法律の改正は、災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状態に鑑み、償還金の支払い猶予、償還免除の対象者の拡大、償還免除の特例及び報告等について必要な措置を講ずることとされました。

また、市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査するため、条例の定めるところにより審議会、その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされました。ついては、この法律にあわせ、本条例の一部を改正するものでございます。

議案書の 8 ページと参考資料 2 の新旧対照表をあわせてごらんください。

第 15 条第 3 項におきまして、災害援護資金の償還等について、償還金の支払い猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとしました。法改正で法第 13 条が追加され、災害援護資金の貸し付けを受けた者がやむを得ない理由により、支払い期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときには、償還金の支払いを猶予することが追加されました。

さらに、令第 12 条を追加し、やむを得ない理由を明記しました。そして法第 13 条が追加されたことにより、法第 13 条が 14 条へ条ずれし、第 1 項の「償還免除対象者に破産手続開始の決定もしくは再生手続開始の決定を受けたとき」が追加されました。また、法第 16 条において、報告等を求めることができることが追加されました。

さらに、条例第 16 条を第 17 条とし、条例第 16 条におきまして、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査、審議する支給審査会を設置することとし、支給審査会の運営に関しては、規則に定めることを追加しました。

さらに、附則において、施行日を公布の日からとするものでございます。

以上が、第 52 号議案 吉田町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長、お願ひします。
上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

- 上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第 51 号議案、第 53 号議案の 2 議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第 51 号議案 吉田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の 1 ページから 3 ページ及び参考資料ナンバー 1 - 1 の新旧対照表をあわせてご覧ください。

総務省では、下水道事業の透明性等の観点から公営企業会計の導入を推進しております。吉田町の公共下水道事業は、平成 6 年度の供用開始から事業を実施しており、公共下水道事業における資産状況の適正な把握と将来にわたる計画的な施設の建設、維持管理費が必要であると認識し、平成 28 年度に吉田町公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画書を策定し、令和 2 年度からの公営企業会計への移行に向け、平成 29 年度から予算措置し、公営企業会計移行事務を実施してまいりました。今回の条例改正は、令和 2 年 4 月 1 日より吉田町公共下水道事業を地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定を適用するため、吉田町水道事業の設置等に関する条例に吉田町公共下水道事業を加える改正を行うものでございます。改正内容ですが、まず、題名についてですが、これまでの水道事業のみに関する題名に下水道事業を加えるための改正でございます。

第 1 条は、下水道事業を設置するための規定であり、第 1 条の 2 は、この下水道事業に地方公営企業法を令和 2 年 4 月 1 日から適用するための規定でございます。

第 2 条は、新たに設置する下水道事業の経営規模を示す規定を追加するものですが、この経営規模は現在の下水道事業計画に基づくものとなっております。

第 3 条は、上下水道事業に管理者を置かないこととする規定及びこれまでの水道事業の管理者が上下水道事業管理者にかかわることの規定でございます。

第 4 条は、地方公営企業法第 33 条第 2 項の重要な資産の取得及び処分に関する規定に下水道事業を加えるための改正でございます。

第 5 条は、地方公営企業法第 34 条の議会の同意を要する賠償責任の額に関する規定に、下水道事業を加えるための改正及び地方自治法の改正による条ずれにかかわる改正でございます。

第 6 条は、地方公営企業法第 40 条第 2 項の議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等に関する規定に下水道事業を加えるための改正でございます。

第 7 条は、地方公営企業法第 40 条の 2 第 1 項の業務状況説明処理に関する規定に下水道事業を加えるための改正でございます。

続きまして、附則に関してでございます。

議案書の 3 ページから 6 ページ及び参考資料ナンバー 1 - 2 の新旧対照表をあわせてご覧ください。

第 1 項は、本条例の施行期日を令和 2 年 4 月 1 日とする規定でございます。

第 2 項以降におきましては、関連する条例の一部改正を規定するものとなっておりますが、共通する主な改正内容としましては、これまでの水道事業管理者が上下水道事業管理者となること並びに下水道事業に関し、これまで町長の行っているものが上下水道事業管理者の行うものとなること及び規則で定めていたものが規定に改められることに伴う改正となっ

ております。また、このたびの一部改正にあわせて関連する条例における軽微な一部改正も行っております。

第2項は、吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正ですが、これまでの水道事業の管理者を上下水道事業管理者に改める改正でございます。

第3項は、吉田町水道料金等審議会条例の一部改正ですが、これまでの管理者としての町長表記を上下水道事業管理者に改め、下水道料金等審議会と同じとする改正でございます。

第4項は、吉田町都市下水道条例の一部改正ですが、条ずれを修正するための改正でございます。

第5項は、吉田町職員定数条例の一部改正ですが、地方公営企業における職員定数を改める改正でございます。

第6項及び第7項は、吉田町特別会計設置条例の一部改正ですが、公共下水道事業特別会計を廃止するとともに、この廃止する公共下水道事業特別会計の債権、債務などを新たに設置する下水道事業に引き継ぐための改正でございます。

第8項は、吉田町下水道条例の一部改正ですが、当該条例における規則を企業管理規程に、町長を管理者に改めることが主な改正内容でございます。

第9項は、吉田町公共下水道受益者負担金に関する条例の一部改正ですが、町長を管理者に、規則を企業管理規程に改めることが主な改正内容でございます。

第10項は、地方公営企業への移行により、下水道料金と審議会の設置に関し、設置する者が町長から管理者にかわることに伴う改正でございます。

第11項は、吉田町上水道事業給水条例の一部改正ですが、上下水道事業管理者としての町長であることを示すため、これまで町長と表記していたところを下水道事業関係の条例と同様に、管理者と表記するための改正でございます。

第12項は、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正ですが、下水道事業所管の施設にも同条例を適用するために、町長を管理者、規則を企業管理規程と読みかえる規定を追加する内容でございます。

第13項は、吉田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正ですが、当該条例を下水道事業に適用するに当たり、公営企業は規則を定めることができないため、上下水道事業管理者としての意味を含む町長が必要な事項を定めるための改正でございます。

以上が、第51号議案 吉田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての概要でございます。

続きまして、第53号議案 吉田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の9ページ、10ページ及び参考資料ナンバー3をあわせてごらんください。

本議案は、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定について無期限から5年間の更新制が導入されたことに伴い、更新にかかわる手数料を定めるため、本条例の一部を改正するものが主なものでございます。

改正の内容でございますが、第29条は、表の3項として新たに指定の更新にかかわる手数料を1件につき1万円とする規定を追加するとともに、それ以降の項を1項ずつ繰り下げるものでございます。

第 30 条は、表中の「給水管の口径」を「口径」に改める改正でございます。

また、附則につきましては、施行期日を令和 2 年 4 月 1 日からと規定するものでございます。

以上が、第 53 号議案 吉田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての概要でございます。

上下水道課から提出しました 2 議案につきまして御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 以上で説明が終わりました。

◎報告第 5 号の報告

○議長（増田剛士君） 日程第 14、法令に基づく報告を行います。

第 5 号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）報告を行います。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、1 件の報告事項につきまして御説明申し上げます。

第 5 号報告は、専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）でございます。

議案書の 35 ページから 37 ページまでをごらんいただきたいと存じます。

本報告は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分した事項につきまして、同法同条第 2 項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今般御報告させていただく専決処分事項は、物損事故による損害賠償の額を定めることに係る事案の 2 件でございます。

議案書の 36 ページをごらんください。

1 件目は、本年 9 月 27 日に専決処分したものでございます。

相手方はごらんの方でございます。

事故の概要といたしましては、本年 9 月 13 日午前 10 時ごろ、吉田町神戸地内前玉橋付近において、職員が草刈り機で除草作業をしていたところ小石が飛び、隣接する町道中瀬北原 2 号線を走行していた軽自動車の運転席側の後方ガラスを破損させたものでございます。

和解の内容といたしましては、損害金額は 3 万 1,892 円。過失割合は、町が 100%、相手方がゼロ%でございます。

損害賠償の額でございますが、3 万 1,892 円でございます。

続きまして、2 件目でございます。

議案書の 37 ページをごらんください。

こちらは、本年 11 月 1 日に専決処分したものでございます。

相手方はごらんの方でございます。

事故の概要といたしましては、本年9月19日午前9時30分ごろ、吉田町住吉230番地地先の町道下吉田線との十字路交差点に職員が運転していた町の公用自動車が進入する際、前方不注意により右方向から直進してきた相手方の運転する軽自動車の正面に接触し、双方の車両が損傷したものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は50万1,600円。過失割合は、町が90%、相手方が10%でございます。

損害賠償の額につきましては、45万1,440円でございます。

以上が総務課から報告事項、1件の御説明でございます。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時23分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会3日目でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第56号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第1、第56号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。
これから第56号議案についての質疑を行います。
質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。
また、歳入歳出予算の質疑終了後、債務負担行為の質疑を行いたいと思います。
初めに、歳入全体についての質疑を行います。
質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、歳出に入ります。
2款総務費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、3款民生費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木。

10ページのところの、おとといも全員協議会で伺いましたけれども、治水対策推進事業費、測量調査委託料82万5,000円ですけれども、昨日伺ったところでは、榛南幹線の信号機のある交差点ですか、セブンイレブンのところと伺ったんですよ。これ調査、そこがこう水があふれちゃったということで。その調査の目的といいますか、調査してそれをどのように使うかということが、ちょっと気になったら調査するよというだけだったものですから、その辺が、結局目的があって調査すると思うんですから、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

昨日、箇所と調査のことにつきましてお話しさせていただきました。それがどういうふうにかかされていくのかということのお話をさせていただきたいと思います。

場所につきましては、今おっしゃったとおり、川尻のセブンイレブンの近くの大幡幹線が道路冠水をします。15センチくらい交差点のところに水がたまってしまって、通行どめにせざるを得ないという状況でございます。主要な幹線道路でありますので、そういったことは避けなければならないという中で、道路冠水の原因を突きとめる調査を、この補正予算におきましてさせていただくように計画をしました。その原因がわかり次第、来年度河道のしゅんせつであるとかかさ上げであるとか、そういうことの検討策がこの中で出てきますので、来年度工事を行う予定でございます。

以上でございます。

○10番（八木 栄君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 6番、山口です。

12ページの1項教育総務費、教育諸費92万3,000円でちょっとお聞きしたいと思えます。

これは、例規集にもありますように、吉田町学校事業費補助金交付事業の交付要綱にあります交付金基準として、この金額が決められていると思うんですけども、この中でクラブ活動の発表会及び競技大会で、中部大会以上に出場する経費とこれうたってありますけれども、現在はもう中部大会という名称がなく、その後県大会というふうに取り決めになっておりますけれども、前回の全協で同僚議員がお聞きしたと思うんですけども、出場登録選手とクラブの部員と顧問を対象にするということだったんですが、現在、吉田中学校では部活の強制加入がなくなりまして、クラブ活動が認められているんですけども、この中で例えばクラブ活動の、要望になるかもしれませんが、クラブ活動の例えばコーチとかスタッフの費用にこれらの要綱を変更するというのはいないのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思うんですけども。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

今現在、こちらについては、学校の顧問等を対象にしております、今のところはそういった指導に来ていただいている外部指導員の方ということについては、事の対象には考えておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 6番、山口です。

おとといの町長の行政報告にもありましたように、当町のダンスチームが7月に世界大会に行ったということが、喜ばしいことがあったんですけども、お聞きしたところ、1人当たりの経費が1人40万もかかってしまったというのをちょっとお聞きしておりますけれども、そういうことがこれから、今後も、町からは例えばクラブ活動で、今回は陸上に大きな貢献をされたチームもあるくらいなので、ぜひ、要望になるかもしれませんが、ぜひそのあたりを要綱を変更して、クラブチームのほうにも活動費の補助をいただければなと思うんですが。要望で。

○議長（増田剛士君） 山口議員。その今のチーズ云々は民間ですよ。町……。

○6番（山口一博君） クラブチームとして認められているチームなものですので、そのあたりはどうかかなと思うんですが。

○議長（増田剛士君） それはどこで確認していますか。町でクラブチームとして認めているところを、どこで。

6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 6番、山口です。

言葉が足りなかったんですけども、吉田中学校の部活以外の学校外のクラブチームとして認められているチームだと思うんですが、違うのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

まず、部活動に加入するかしないかというところでは、そういった地域の部活動と同等に活動をしているようなものについては、学校の部活動以外の活動も認められているというのはございますが、こちらの補助金につきましては、あくまでも小・中学校に出す補助金にな

っておりまして、チーズが出ているのは、あくまでもチーズという団体で出ているものですので、こちらの補助金の対象にはなってございません。

以上です。

○6番（山口一博君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

次に、11款災害復旧費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

内容確認というような形になっちゃったら申しわけないですけども、結局全員協議会の中でもちょっと聞けなかったものですからあれですけども、あらかたの説明はおとこの冒頭の上程議案の説明で伺ったんですけども、もう少し詳しい内容というんですか、細かいことを聞かないと、ちょっとよく理解ができないというんですか、私の理解力ないかもしれませんが、そういうことでありますので、もう少し債務負担行為としての治水対策推進事業費ということで説明をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず今回、債務負担行為ということで補正予算のほうに第2条として、治水対策推進事業費ということで議会の議決を求めるものでございますが、まず今回、債務負担行為ということでもありますけれども、こちら一般的に、まず債務負担行為ということの中で町が支出する経費というのは、原則としまして歳出予算に計上して支出するというのが原則となるかと思っております。

しかし、中にはその経費の性質上、また支出予定であるとか、またその額が不確実であるとか、翌年度以降にわたる場合というケースがございます。そうした経費もあって、必ずしも歳出予算に計上できない経費というものがございます。

今回、この債務負担行為の関係ですけれども、まず一つが、2カ年以上の支出、単年度では終わらないという事業ということがございまして、今回債務負担行為をさせていただいているというものでございます。この今回の治水事業でございまして、説明でもさせていただきまして、静岡県と一緒に合同でといいますか、坂口谷川水系のプランのほうの計画、県が策定するという中で、町も当然、住吉のところ、住吉川等々、坂口谷川水系のものがございますので、そちらも一緒に治水対策の計画をやっていこうという中で、今回2カ年という中で債務負担行為を設定させていただきまして、県に資料を提供しながら2カ年をかけて実施をしていくというものでございます。

実質的な計画の内容というところを議員さんお聞きになっているかと思っておりますので、今度内容につきましては、担当課のほうでちょっと御説明をさせていただきます。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

議員お尋ねの補正予算3号の4ページの第2表です。債務負担行為の事項のところ、治水対策推進事業ということで、ちょっとわかりにくいところを御説明させていただきたいと思っております。

先ほど、企画課長のほうから財政的なテクニックのお話は聞いていただけたと思っておりますので、どういことをやるんだということを、私のほうから申し上げたいと思っております。

治水対策推進事業、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、すみません。もう少し具体的に申し上げますと、住吉地区の浸水対策の計画を策定したいと思っております。先ほど、企画課長のほうからもお話のありましたように、坂口谷川水系を中心に行っていく予定でございます。県と一緒にというお話もございました。県のほうで、県、吉田町、牧之原市、地元含めまして、総合的治水対策推進協議会という協議会を組織しまして、その中で県では令和2年、来年度までに、坂口谷川のアクションプラン、総合的な治水対策を立てるという計画でおります。

その中で町に求められていますのは、来年の6月までに基礎資料を提出してくださいと。住吉地区がどういうふうな水の流れになっているというようなことの資料を提出してくださいということになっておりますので、来年からの着手では、とても6月までの資料提出には間に合わないということの中で、今回早急に取りかかりたいために、債務負担行為をお願いしたものでございます。

県では、その資料に基づきまして、坂口谷川のことを本流を流れているもの、いわゆる外水と申しますけれども、外水の調査と、私どものほうから、そこへ降り注いでいる河川の内水、内水のことも考えてくださいという要望をした中で、わかりました、じゃ、内水も一緒に考えますということをお願いいただいておりますので、内水氾濫のことについても、そのアクションプランの中で検討していただけるようになってございます。

県では、そのアクションプランの中で、内水の解析モデルの検討までやっていただけるというお話になっております。それは具体的に申し上げますと、浸水メカニズムの解析までやっていただけるということになっております。それを、私どものほうで6月以降いただきまして、具体的に内水処理の計画に反映をさせていくということの中で、この債務負担行為の中で、内水処理施設の計画検討まで行いたいということで、今回債務負担行為を設定させていただいております。

以上です。

○10番（八木 栄君） 了解です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今の治水対策事業に関連をするわけですが、いわゆるゼロ債務負担行為という形になると思いますが、先ほど企画課長のほうから、2年以上にわたる支出の事業というのが債務負担行為だということなんです、ゼロ債務といいますと、結局執行は2年度の執行、今年度予算には反映をしていないということがゼロ債務負担の性格だと思いますよね。そうしますと、今、議案で上がっています債務負担行為、この事業が予算の金額を伴わない予算行為、初めてこの議案に載ってくる新規事業ということになるわけですね。ですから、その新規事業については、当初予算のほうもそうなんです、やっぱり詳しい内容の説明をいただいて、事業の計画、それからその予算の内容、それについてしっかりと説明をしていただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

ことしの初めに、下水道事業のゼロ債務負担行為の議案があったわけですが、その中でも私は申し上げましたが、やはり新しい事業である以上、しっかりと説明をいただいて、そして、なぜそのゼロ債務負担行為をする必要があるのかどうか、そこらあたりをしっかりとやっぱり説明をしていただかないと、私のほうも理解が十分深まらないという点がありますので、今後ともそういう点について、もしこういうケースが出た場合に、しっかりとそういう内容についても説明をいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、議員から御質問ありましたけれども、今回まず、債務負担行為をお認めいただきたいということでさせていただいております。実際には、確かに歳出予算というのが、予算につきましては、今回この債務負担行為をまず議決をいただいて、義務を負うということになります。予算措置につきましては翌年度、今度の当初予算に、予算のほうを計上させていただくということになります。

そうした中で、今回のこの債務負担行為と歳出予算、歳出予算は補正予算の中では第1条に、歳入歳出予算ということになっています。債務負担行為は、今回第3条ということで。歳入歳出については支出経費を審議、支出、収入ですね、そこを審議していただくと。債務負担行為は、あくまでもその債務を負担するところを議決いただくということになりますので、まずこの債務負担行為とその予算というのがイコールというか、まず今回は、この債務負担行為ということの行為をお願いしたいということの議決をお願いするというものでございます。

また、一応今回、債務負担行為で額も期間、それから限度額ということにさせていただきますと、通常の支出でいけば支出負担行為の部分がここで確保されるということになりますので、今その事業内容というところにつきましては議決、またはこれまでも、下水については行政報告会等でも御報告もさせていただいておりますので、そうしたことで、まず審議の中では、議会の中では今回、行為ということでの議決をお願いしたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 課長、課長。企画課長。

議員の言いたいのは、今後こういうことがあったら、もっと詳しい説明を事前にいただけるかということであったと思うので、この内容の説明じゃなくて、そちらいかがですか。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 議員からのゼロ債務負担行為というようなお話がありましたけれども、ゼロ債務負担行為というのは、国のほうではゼロ債務ということで使っていたので、下水道のほうでは、その国の呼び名をそのまま用いて、ゼロ債務負担行為というふうにしたんですが。

ゼロ債務負担行為というのは、特殊な形のように受け取っていらっしゃると思うんですが、決してそんなことはございません。債務負担行為、これは企画課長から説明をさせていただいたとおりで、複数年にわたって支出負担行為を行わなければいけないという場合には、債務負担行為として議会の議決が必要だということですので、その手続にのっとっているわけですが、その債務負担行為の中に当年度を含むか含まないかというのは、一般的には含めません。当年度の場合は予算措置をそのまますればいいと。当年度の支出がない場合は予算計上しないで、翌年度以降の債務負担行為だけが予算化されるという手続ですので、特に今回も、変わった手続ではございません。

下水道の場合、御説明をさせていただいたのは、今後、国の補助金もそういう形を使って、それと、起債もそれに合わせた形で、前年から工事の準備を始めていきますというような、そういうスタイルをとるということで、行政報告会で特に御説明をさせていただいたわけですが、今回の場合は、事業にかかわる詳細な説明というのは不足していたのかもしれないので、今後は丁寧に御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、補正予算の場合、あくまでも補正ですので、増額だけではなくて新規のものも出てまいりますし、これまでも、途中から追加して事業を認めていただいたというのは多々ございますので、これがかなり特殊なケースだというように捉えていらっしゃるのであれば、それは違いますので、これまでと同様に予算計上させていただきまして、必要なものについては詳細に説明をさせていただくということで、お認めをいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

債務負担行為のそうした事務の流れについては少しは理解をしたつもりではおりますが、ただ、治水対策事業ということで、新しい事業を展開するということの提案だというふうに私は受けとめましたので、新規事業についてこういう提案がある以上、その中身についてはしっかりと説明をいただきたいということでの話です。

同時に、先ほどのお話ありましたが、来年の6月までに資料を提出しなければならないと。ですから、それを間に合わせるために早急に取りかかるということの説明をいただいたわけですが、そうなりますと、今年度の中でその資料を整えるための費用、予算も伴ってくるのではないかなというふうな懸念があるわけですがけれども、その点は大丈夫なんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） その点につきましては、私どもの持っている資料もあわせてやっていくつもりでございますので、そう大きな支出はないと考えておりますので、大丈夫と踏んでおります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

早期議決ということで、きょうの質疑、表決というふうな日程になっているわけですが、16日までの議会会期中、それほど期間的には余り長い期間ではないわけですが、あえてきょうに、早期にして、16日まで待たずに議決をするということと、それから予算措置も伴わない行為だということであれば、それほど早期にということと急ぐ必要がなかったのではないかなという気がするんですけども、その点いかがですか。

○議長（増田剛士君） 理事。

○理事（塚本昭二君） 肝心なところ御説明してなくて申しわけなかったですが、債務負担行為をなぜ起こささせていただくかというのは、複数年にわたる支出負担行為を行うという必要があるからでございます。これはどういう行為かということ、複数年にまたがるような契約行為というのは、支出を伴わなくてもその時点で予算措置が必要だということになります。

したがって、今回なぜ必要かというのは、この調査業務につきましては、コンサルタントの技術等もおかりしながら、委託も使いながら資料を整えていくという予定でございますので、契約行為が伴うということで、できるだけ早く委託業者と契約を交わして資料を整えてまいりたいということから、6月までにそれを仕上げ提出をするというのは、なかなか時間的な余裕がないという中でやる話ですので、できるだけ早く着手をさせていただきたいということで、早期議決をお願いしたものでございます。

以上です。

○12番（大石 巖君） はい、了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

収入の部分と出の部分で、全協のときにちょっとお聞きをしました。

その中で、消防費の補助金であるとか、要するに津波対策の交付金が減災交付金であるとか、そういう形でここに示された数字が2分の1から3分の1と。

○議長（増田剛士君） 議員。今もう、それ終わって、債務負担行為についての話ですよ。

○9番（山内 均君） 全体では聞きませんか。

○議長（増田剛士君） 全体じゃないです、もう。

○9番（山内 均君） 聞くことできませんか。

○議長（増田剛士君） 款別でやっていますので、そこで聞いていただければよかったと思いますけれども。

○9番（山内 均君） 後でいいです。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

以上で、第 56 号議案についての質疑を終わります。

9 番。

- 9 番（山内 均君） 先ほどのやつはもうだめですか。全体の話なんですけれども。
- 議長（増田剛士君） 全体の話というよりも……
- 9 番（山内 均君） 要するに、この予算措置をされた中で、全体に実際にこの工事に係るわけでしょう、実際の政策に。そうすると、そのときにその政策の内容がはっきりわからないものに関しては、全体として私は感じるわけなんですけれども、どうですか。要するに、もうちょっとわかりやすく説明なり、ここのところに資料が欲しいと思うんですけれども。
- 議長（増田剛士君） だから、個々の問題については、個々の事業については個々の事業で款別にやってございますので、その中で説明を求めてやっていただければいいのかなと思いますけれども、全体の町の考え方というのは、一般質問か何かでやっていただければよろしいかと思っておりますけれども。
- 9 番（山内 均君） いや、じゃ、9 番いいですか。
- 議長（増田剛士君） はい。
- 9 番（山内 均君） 前回の全協で聞いたとき、いろいろ説明を伺ったですよ。その中で、まだわからなかった、わからないというかもちょっと理解ができない部分、要するに、例えば 3 ページにあります交付金が、減災交付金になった数字が 2 分の 1 から 3 分の 1 と、そういう全く数字が合っていないときに、その内容は今までまだ説明されていないわけです。それが実際に執行されるわけでしょう。これから起きるものに対して、やるものに関して。そうすると、全体にまたがる問題であると思うと私は理解するんですけれども、その中でならできませんか。
- 議長（増田剛士君） 前回の全協で、そのところについては細かくほかの議員も質問されて、担当課答えていると思っておりますけれども。答えていますよね。答えています。
- 9 番（山内 均君） いやいや、だから聞くんです。
- 議長（増田剛士君） だから、例えば今の 3 ページのところに関しても、歳入のところでもう一度、じゃ、聞いていただければよかったのかなと思うんですよ。事業ごとにもう一つ一つ聞いていただいて、御理解いただければなと思っておりますけれども。全体を通してというところはあります。
- 9 番（山内 均君） ないですか。
- 議長（増田剛士君） はい。
- 9 番（山内 均君） ないですか。そうすると、わからないままいっちゃうわけですか。
- 議長（増田剛士君） いや、それは全協のところで確認をしていただければいいと思っておりますけれども。
- 9 番（山内 均君） それを聞くんです。それを知らなきゃならんことがあるんです。
- 〔発言する人あり〕
- 議長（増田剛士君） 9 番、山内 均君。
- 9 番（山内 均君） 私は歳入だけでなく、今、歳入やっていって、それぞれ歳出を聞いていったでしょう。そういうことは、歳入の部分での予算の確保が執行の中に取り入れていくわけですよ、当然。当然の話だから。そのときにもっと、例えば、3,239 万が減額になって 3,191 万 6,000 円になったときに、2 分の 1 から 3 分の 1 という説明があったけれど

も、その説明では中の内容がわからないと。だから、何を審議するんですかという話になるわけですよ。それをちょっと説明いただきたいなと思っているわけです。

全協の説明は、基本的には曖昧だったですよ、わからなかったですよ、結論出していないですよ。あのかのときの説明は、一つのもの、決まった数字が、要するにこの交付金から減災交付金になって、そのときには2分の1から3分の1になりましたよと。その後についた言葉が、それにプラス新しいものがあったじゃないですか。でも、新しいものはなぜつけたか、そういう経過がこの中には全然載ってこないわけでしょう。その経過がないと、こういう資料を出してもらっても、じゃ、何を審議するんですかという話なんです。それを聞いたかったです。

○議長（増田剛士君） ですから、前回の全員協議会の中で、この組み替え交付金の変更という中で、21の事業がありますよという説明がありました。その中で、大きく変更になったものを8項目、8事業を説明ありましたよね。その中で御理解いただいて、そこでよくわからなかったらその場でやっぱり聞かないと、うまくないと思います。

しかもきょう、質疑の中で、歳入歳出の中で、改めて聞いていけばよかったのかなと思いますけれども、いかがですか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私が聞きたいのは、こういう資料が出てきて審査をするときに、その原資とかそういう経過がわからなかったら、まとめてこうなったやつが、ガラガラポンしたらこうなったでは、わからないということなんです。

今言った8項目が中から、21項目の中に8項目はそのように交付金で減額されたと。この消防のやつもそうですよね、次のやつもそうですよね。ほかは6分の1から9分の1と。その中に、それはどの部分が、何が減額をされてこうなったと。それに、新しくつながった21か8か、17項目がもしあったとしたら、それは例えば代表的にはこういうものがあって、こういうものがプラスになったから、最終的にこういう数字になったとやってもらわないと、わからないわけです。説明を聞けと言ったって、説明を聞いただけではなくて、資料として出す以上は、我々が議会で、議員がここで審議する以上は、その経過がわからなかったら何を審議するんですかと。私はそれを聞いたかったです。

その説明で、今言われたその全体の、だから課長にはもしできたらお願いしたいんですけども、全協の中では全部やりますか、説明しますかと課長が言われたときに、私はいいですよと言ったけれども、本当はそれをやろうと思ったんです。聞いたかったです。ところが、代表の部分でそういう経過がわからないやつを、これを出されたところで、何をするんですかと、何を見るんですか、我々は減額になったときに、その減額は何の目的でやってあったやつが減額になった理由、理由はまあ理由じゃなくて、その一番大事なことを聞きたいわけです。そこにはひょっとしたら、質疑をする質疑項目があるかもしれないじゃないですか。ところが、それがここにはないままにいくと、我々は、ああそうですかと言ってこれを通しちゃったときに、最終的にもし何か、えっ、というやつが出てきたときに取り返しがつかなくなるという、そういう心配をしています。

ですから、できれば今言った減額の行為となるものが何であって、それから代表的にどういふものが、全体で幾ら追加されてこの数字になりましたよと、そうしないと、このさっき言われた2分の1から3分の1の数字がどこへ反映されるんですか、全くわからないです

よ。言いたいことは、不親切ですよ。もうちょっと詳しく必要があるじゃないかと。説明だけではなくて、できたらそれをお願いしたいと思っています。

- 議長（増田剛士君） 過去にも議会のほうで、全協で資料請求というような形をとっていますよね。ですから、前回の全協のとき、資料請求という形で議員全員が求めれば、それで請求して出てくるものは出てくるのではないかなと思いますので、今後、そういう形をとっていただければなと思いますけれども、いかがですか。

9番、山内 均君。

- 9番（山内 均君） わかりました。大体、そういう形をとると思います。

ただし、一つだけ。時間とともに勉強して行って、深くいくためには、あそこの説明だけではできないということです。理解できない部分がありますので、その辺をやってほしいということなんです。あくまでも、我々が理解をして、そうしたらそういうやつに対して、それがどんな質疑が、問題があるかないかを我々がここでやるわけですから。そういうふうにやっていただくとありがたいと思います。

だからもし、今そういうこと言うんだったら、全協の中で徹底的に聞きますよ、何時間でも。それでもよければやりますけれども。できたらお願いしたい。そしてその中で、こういう審査する人たちが、議員の人たちが内容をわからないことには、本当に我々の役割を果たすことができないわけだから。ぜひその辺はもし、課長のほうで許可いただければ、お願いしたいと思いますけれども。

- 議長（増田剛士君） 定例会前の全協で、各課から資料として、次の議案に関する資料というのをいただいていますよね。その中でまず、疑問になったところはチェックしていただいて、やって、各議員さんがチェック入れていただいて、やっていくのが仕事かなと思います。

そういう中で、全協の中で、また新たに説明が足りなかったらそこで聞く。そうした中で理解を深めていくというのが、我々の仕事かなと思いますが、いかがですか。

9番、山内 均君。

- 9番（山内 均君） わかりました。

この資料、いただいた資料も何も書いていませんので、それだけやってください。

それと、我々はやっぱり必要であれば、求めていきますよ。それは義務を果たすことでできませんから。ぜひそれと、今言った全協の、当局のほうで全員協議会開いて、ああやってやってくれていただくことに関しては非常に感謝もしているし、あそこで聞いたことは非常にわかりやすくなりますので、そういう意味では、もうちょっと自分のほうでも、あそこの中で精査するような形をとろうと思いますから。だめならだめでいいですけども、よろしくをお願いします。

- 議長（増田剛士君） 以上で…… 5番、平野 積君。

- 5番（平野 積君） 今の提案二つあると思うんですよ。

一つは、歳入と歳出、歳出は項目ごとに質問をしてくださいということなんだけれども、もともとは歳入で減ったものに対して、歳出がどういうふうな流れに、どういう項目が減っているのかというのが理解しにくいということだと思ってるので、質問の機会というのは項目ごとにやってもいいし、全体で聞くということも許されるべきではないかというのが一つの提案だと思うんですよ。

二つ目が、さっき言った、今回のことに関して具体的な流れを説明してくださいということで。正直言えば、細かく見れば理解できるんですけども、説明時によりわかりやすく説明していただきたいという提案だと思うんで、今後はそういうことをやっていただければということだと思うし、この場で言うよりも、全協で言える話かなとは思いますが、せっかくの機会なので。

○議長（増田剛士君） 審議方法に関しましては議会が決めることでありますので、それは全協のほうでやっていけばよろしいかと思えます。この場で今、議論することじゃないと思えます。

以上で、第56号議案についての質疑を終わります。

これから第56号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 9時43分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は、定例会9日目でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（増田剛士君） 日程第1、一般質問を行います。
会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。
また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。
1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 中 田 博 之 君

- 議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。
〔4番 中田博之君登壇〕
- 4番（中田博之君） 4番、中田です。
私は、さきに通告してありましたとおり、登下校時における子供の安全確保について質問いたします。
平成30年5月、新潟市において、下校途中の児童が殺害されるという痛ましく許しがたい事件が発生し、今回のような事件が二度と発生しないよう、政府は登下校時における子供の安全確保について、関係省庁が横断的に取り組むべき課題であるという認識のもと、平成30年5月18日、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議を開催し、登下校防犯プランとして対策を取りまとめました。
登下校防犯プランでは、登下校時における安全確保を確実に図るため、通学路における緊急合同点検等実施要領により、平成30年9月末までに緊急合同点検を実施し、社会全体で子供の安全を守るため、この対策に迅速に取り組むこととされました。

そこで、以下の点について質問します。

1、国の登下校防犯プランにおいて、警察、教育委員会、学校、放課後児童クラブ、保護者、地域のボランティア、自治会等の関係者が集まり、登下校時における防犯対策について意見交換、調整を行う地域の連携の場を構築とあるが、当町の対応は。

2、通学路における緊急合同点検等実施要領に基づく合同点検実施結果において、対策が必要な危険箇所は幾つ確認されたか。また、対策が必要な危険箇所に対しては、どのような対策を講じているか。

3、緊急時に子供が駆け込める子供110番の家の設置状況及び教育委員会、学校において、通学にかかわる指導等を通じて、子供110番の家に駆け込む訓練などの連携を、どこが主体となって推進しているか。また、今後新たな支援等をどのように考えているか。

4、放課後児童クラブの来所や公設学習塾の帰宅時において、事件・事故等を未然に防ぐ観点や発生時に備える観点から、危機管理体制、安全確保の現状と対策は。

5、子供の危険回避に関する対策の促進において、子供に危険予想、回避能力を身につける防犯教育の取り組みと実施状況は。

6、子供の危険回避に関する対策の促進として、他市町ではICタグを活用した登下校管理による防犯対策があるが、当町への導入は。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、栗林芳樹君。

〔教育長 栗林芳樹君登壇〕

○教育長（栗林芳樹君） 議員御質問の内容につきましては、町長部局及び教育委員会部局にまたがる内容が含まれておりますが、教育委員会と町長部局とが協力して進めているものであり、また、登下校という主には学校教育にかかわる内容でございますので、まとめて私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、登下校時における子供の安全確保についての御質問のうち、1点目の「国の登下校防犯プランにおいて、警察、教育委員会、学校、放課後児童クラブ、保護者、地域のボランティア、自治会等の関係者が集まり、登下校時における防犯対策について意見交換、調整を行う地域の連携の場を構築とあるが、当町の対応は」についてお答えいたします。

議員御質問のとおり、国が示す登下校防犯プランでは、警察や教育委員会、学校を初め、さまざまな立場の関係者が集まり、意見交換、調整を行う地域の連携の場を設けることとされております。町及び教育委員会といたしましては、本プランにある既存の協議の場を活用することが効率的であるという国の方針も踏まえ、これまで実施をしてきた吉田町防犯町づくり推進協議会を、国が示す登下校防犯プランにおける地域の連携の場としております。

この協議会は、吉田町防犯町づくり条例第11条に基づき設置されている協議会であり、学校等における安全の確保を含めた防犯町づくり全体を所掌事務としております。本会議は、町長を初め、教育長及び学校担当者、警察、自治会の皆様、交通指導員、子供会等を構成員としており、その場において、不審者情報の共有、パトロール活動の報告、地域の声を生かしたパトロール計画の協議等が行われており、登下校時の防犯を含めた防犯全体に係る実効的な対策に結びつけることができる協議がなされております。

次に、2点目の、通学路における緊急合同点検等実施要領に基づく合同点検実施結果において、対策が必要な危険箇所は幾つ確認されたか。また、対策が必要な危険箇所に対しては、どのような対策を講じているかについて、お答えいたします。

通学路における緊急合同点検等実施要領で示されている実施の手順では、まず、学校、保護者等が通学路を点検し、防犯の観点から危険があると認められる箇所を抽出し、そのうち、対策に複数の関係者との確認、協議が必要な箇所について教育委員会へ報告を上げ、合同点検を実施すること。また、そのうち、その他の危険箇所については、学校が対策の実施主体に対応を依頼することとなっております。

各学校等の通学路点検については、昨年8月から9月にかけて実施をいたしました。その中で危険があると認められる箇所は確認されたものの、その対策に複数の関係者との確認、協議が必要な箇所に該当する箇所は確認されず、結果として、その後の合同点検に至るような事例はございませんでした。

なお、各学校の点検で確認されたその他の危険箇所につきましては、草木が伸びており見通しが悪いといったことや、人通りが少ないため子供は不安に感じるといったことなど、全部で住吉小学校区で7カ所、中央小学校区で12カ所、自彊小学校区で13カ所確認されました。確認された危険箇所につきましては、草の刈り込みや青色防犯パトロールの強化など、学校及び教育委員会が対策の実施主体に対応を依頼し、その調整を図り、既に必要な対策を講じております。

なお、こうした緊急点検とは別に、毎年学校では子供たちの安全な登下校を促すため、集団下校時に、教員が子供と一緒に歩きながら通学路の点検を実施し、新たな危険箇所の早期発見に努めております。加えて、日ごろより、警察や町の青色防犯パトロールや、黄色いベストを着用した地域の方による笑顔いっぱい運動での見守り活動を実施していただくことで、より安心・安全な状態が維持されているものと認識しております。

次に、3点目の御質問についてですが、御質問にお答えさせていただく前に、子供110番の家についてお答えいたします。

そもそも、子供110番の家とは、子供が犯罪や事件・事故に遭った際、駆け込む一時避難のための施設であり、一時避難してきた子供の依頼によって、かわりに110番通報を行える施設として、警察において、申請をされた個人または事業所に対応をお願いしているものであり、こうした家については、牧之原警察署管内においては「ホッとな家」という名称を用いているものと理解をしております。

したがって、以降、子供110番の家をホッとな家と読みかえてお答えをさせていただきます。

まず、御質問にありますホッとな家の設置状況についてですが、現在、町内で144件あると聞いております。

次に、御質問でございます。教育委員会、学校において、通学にかかわる指導等を通じて、ホッとな家に駆け込む訓練などの連携を、どこが主体となって推進しているのかについてですが、児童・生徒の登下校の指導については、各学校が主体となって取り組んでいるところでございます。その中で、ホッとな家に関する指導については、学校において児童に対し、ホッとな家というものがあること、また、有事の際にはそこに逃げることも身を守る一

つの手段であるということ、必要に応じて行っておりますが、議員御指摘のホッと家に駆け込むといった個別具体的な訓練は行っておりません。

さらに、御質問にあります、今後新たな支援等をどのように考えているのかについてですが、何に対する新たな支援のことをおっしゃっているのか、質問の要旨からは必ずしも明らかではないため、明確にお答えすることは困難ですけれども、学校の登下校時における子供への新たな支援ということであれば、現在、教育委員会として、これまでの取り組みを着実に進めていくことが重要であると考えており、何か新しい取り組みを始めようと考えているものはございません。

次に、4点目の、放課後児童クラブの来所や公設学習塾の帰宅時において、事件・事故等を未然に防ぐ観点や発生時に備える観点から、危機管理体制、安全確保の現状と対策はについてお答えします。

放課後児童クラブにおきましては、年度当初にクラブの支援員または学校の教員と一緒に、学校からクラブまでの間を下校し、来所経路の確認を行っております。また、1人ではなく集団で来所するよう、日常的に子供たちへの呼びかけも行っているところです。

公設学習塾につきましては、終了時間を全学年統一することで、より多くの人數で集団となって下校できるよう運営体制を整えております。

基本的には、通学路を通して来所または下校しておりますので、先ほどお答えいたしました各学校の通学路点検等により、危険箇所の把握や対策が講じられ、安全が確認された通学路を来所経路または下校経路とすることで、安全確保が図られているものと考えております。

次に、5点目の、子供の危険回避に関する対策の促進において、子供に危険予測、回避能力を身につける防犯教育の取り組みと実施状況はについてお答えします。

学校においては、学習指導要領に基づき、発達の段階に応じて、防犯も含めた安全に関する指導を行うこととなっており、例えば、小学校低学年の特別活動において、事件や事故から身を守り、安全に行動することや、高学年の体育科において、身の回りの生活の危険を予測し、的確な判断のもとに安全に行動することを学習することとなっております。

なお、こうした単元を指導する中で、当町の学校では外部講師を招き、子供の体験型防犯講座「あぶトレ！」を開催し、被害に遭わないための知識や技能、さらには、不審者に遭遇した場合の対応等について学習するなどの取り組みも実施しているところでございます。

最後に、6点目の、子供の危険回避に関する対策の促進として、他市町ではICタグを活用した登下校管理による防犯対策があるが、当町への導入はについてお答えいたします。

議員御指摘のICタグを活用した登下校管理につきましては、児童のランドセル等にICタグを取り付け、登下校時に学校の校門等に設置されたセンサーを通過すると、保護者に対し登下校の時間情報が通知される児童見守りシステムと理解しております。

その上で、ICタグを活用した登下校管理システムは、学校を出た時間が保護者に通知されることで、おおよその帰宅時間を予測し、子供を出迎えることができるところや、予測した時間に帰宅しなかった場合に、いち早く子供の異常に気づくことができるところに、その利点があると考えますが、現在、各学校においては、低学年の児童については、予定帳に翌日の下校時間を記入したり、中学年以上の児童については事前に時間割を示したりすることで、保護者に対して下校時間の目安をお知らせしており、多少の時間差は生じますが、日ご

るより保護者は、おおよその帰宅時間を予測することができる状況でございます。また、本システムは、登下校中の子供の状況確認や、まさに危険に遭遇している状況を通知できるシステムではないとのことから、教育委員会として、現時点において議員御指摘のICタグを活用した登下校管理システムを早急に導入するという考えはございません。

ございませんけれども、他市町のさまざまな事例なども参考にしつつ、引き続き、子供たちが安全で安心して登下校できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

答弁ありがとうございました。

再質問に当たり、お手持ちの資料に防犯プランの概要と、裏目には近隣市町の不審者事案の件数を添付させていただきました。

さて、先週の12月3日夕方5時過ぎに、中学校への声かけ事案が発生したことをつけ加えて、再質問させていただきます。

まず1点目、地域の連携の場についてお伺いいたします。

この意見交換についてですけれども、これは毎年行われているものなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

この吉田町の防犯町づくり推進協議会につきましては、防災課のほうで所掌をしておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

防犯町づくり推進協議会につきましては、年に2回開催をしているというようなところで、そういった中で、こうした子供の見守り等含めまして、関係している方々と一緒に協議会の中で検討というか、協議をしているというものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） そこで出た意見や要望などは、どのようなものがありましたか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 協議会の中では、まず、子供の見守りのことに関して申し上げますと、それぞれ各団体、例えば自治会であるとか産業4団体であるとか、高齢者の団体であるとか、そういった方々も委員に含まれておりますので、そういった方々が実施をしている防犯活動、そうしたものを子供の見守りも含めまして、こうしたことをやっているというような実績も含めてお聞きをしているというところでございます。そんな中で、意見があれば、関係団体でどうしていくのかというようなところも含めて、話をしているというような内容でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 了解です。

意見、要望があるということなんですけれども、地域や学校での連携についてですけれども、中学校の通学路として、グラウンド西側のプールから役場までの歩車道の途中に、ふた

のない側溝があるところがあります。登下校に通う児童が多く、ここは道幅が十分に広い道とはいかない道路で、登下校時間の通学で、交通事故の面や不審者が車上から子供に近づきやすく、危険に思います。自治会や学校から、側溝にふたなどをして安全性を上げてほしいとも聞きます。意見や要望が出ているものの中の対応や対策について、どうなっておりますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今の議員おっしゃるような場所であるとか、そういったところの直接的な、具体的な場所についての、協議会の中でそこをどうこうしてほしいというような要望につきましては、協議会の中ではちょっと聞いていないというようなところでございます。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

道路要望ということと捉えまして、建設課のほうからお答えをさせていただきます。

道路ですとか河川ですとか公園の要望というものは、自治会を通しまして要望が上がってきております。その中で、今、中田議員のおっしゃった中学校の西側の縦に走っている道の通学に関して、側溝にふたをしたらどうだというような要望書は出てきております。

私どものほうから回答を差し上げているのは、すぐに事業実施できるものではありませんというような回答の内容をしております。その理由としましては、自治会さんですとか中学校さんとか、周りの方にいろいろ事情を聞きました。確かに、側溝に溝ぶたがはまっていない状況はあります。地元の方とかに聞いてみますと、中学校の送り迎えに車が来て、たくさん来てとまっているものだから通りにくくなっているだとか、逆に中学生の登下校のマナーとして、横に並んでいて、もう少しマナーをよくすれば、外側線も普通の道路より広くとってあるものだから、その中を十分歩いていける範囲ではないかとかという意見もござい

ます。
そういう中で、私どもとしましては、現時点では溝ぶた、ふたを設置するという方向はないということで回答させていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 今、おっしゃられたように、車で送り迎えとかいう話もありますけれども、やはりあそこの道は、車、すれ違いも大変な道路なので、歩道の線に入ってすれ違うくらいの間隔しかないのです、側溝にはふたをしたほうが私は安全だと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） また現場のほうも見まして、自治会、中学校、学校の関係者等々のお話を聞きたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 次に、合同点検実施結果についてちょっとお伺いしていきます。

確認されたものがあつたにもかかわらず、先ほど言われたとおり対策はされないということだったんですけれども、どのような、さっきおっしゃられたように、確認されたものについて、ちょっとどういうものが確認されたのかというのをお聞きできますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

今、議員のほうから、確認されたにもかかわらず対応していないというお言葉がございましたが、合同点検に至るものがなかったということで、対策をしていないわけではございませんので、そこはひとつ訂正をしていただきたいと思います。

実際把握したものににつきましては、先ほどの一般質問の答弁の中にもございましたが、草木が生い茂っているという部分があります。あと、空き家がやはり確認されているようなところもございます。あとは人通りが少ない。そういったものはございますが、それらについては、各個別に担当課のほうにお願いをして、草刈りをしていただくとか、あと民地であった場合は、草刈りを担当課のほうからしていただきたいと思いますという依頼の通知を出していただくとか、あとは青色防犯パトロールの強化をするとか、そういった形で対応はさせていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 言葉が足らずにすみません。

先ほど、人通りが少ないということがあつたんですけれども、防犯対策として防犯カメラが有効だと思います。人通りがないところへの防犯カメラ設置などはございますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

人通りの少ないところ、どこがというところもありますが、防犯カメラを誰が設置をして、誰がどう管理するかということもございまして、基本的には施設管理者等が設置をするものだと考えております。今、少ないところに学校として設置をするということは、特に考えておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） この防犯カメラに関しては、政府は危険箇所に関して一定の条件のもと、防犯カメラの設置に関し支援を講じているので、ぜひ、要望になってしまうかもしれませんが、夜道帰るのが遅い子たちもいて、ひとり歩きの区間があると思うので、そういう今までの事例の中に危険な箇所がもしあって、対策がとれるんだとしたら、カメラのほうもできたらつけてもらえたらと思います。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

防犯カメラの件につきましても、私どものほうで関係をしておりますので、防災課のほうからも答弁させていただきます。

町の防犯カメラの設置につきましては、今、学校教育課長がおっしゃられたとおりでございます。町が設置する場合であっても、いろんな制限があるというところもございます。

そんな中で、このごろ静岡県警でも、可搬型の防犯カメラを自治会と協議書を交わしながらつけているというものもございますけれども、そうした今現時点では、声かけ事案であるとか犯罪が多いような場所を優先的に、県内の主な市のところに貸し出しをしているようなところがございます。また、こうした県警の取り組みというものも今後も続いていくというように聞いておりますが、そうしたところも利用できるのではないかとというようなところで、そういったところも利用できれば、警察のほうにも依頼をしてやっていくというところも一つの手ではないかというふうなことは思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 了解です。

先ほど答弁の中に、住吉小学校、中央小学校、自彊小学校の対策箇所についての件数はあったんですけども、中学校に関しては聞けなかったのも、もし中学校の件数が抜けているかもしれないので、そこはどうなっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

中学校につきましては、3小学校の学校区全部含めてのことになりますので、今回、小学校で出ているもの全てということを出しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 了解です。

通学路に関してなんですけれども、この防犯プランでは、ひとり歩き区間、要は自宅から学校までの通学の区間が対象になっているので、ぜひ中学校も、小学校区間だからというわけではなくて、そういう中で出た問題なので、中学校に関してもそういう点検を行ったほうが私はいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

ちょっと中学校については、通学路という設定の仕方はないものですから、ただ、子供たちが歩いてくる部分については当然把握はしなければならないということで、そちらについてはまた学校のほうでも把握はするようには努めておりますので、今後につきましても、精いっぱい把握するようには努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

中学校の通学路に関しても、平成30年7月11日付の文部省の書面には、実施対象となる通学路については、学校等で設定している通学路のみならず、自宅から学校に至るまでの経路としている。また、この中では、ひとり区間等を念頭に置いた危険箇所の抽出とともに、

とも書いてありますので、ぜひ中学校に関しても、しっかりと安全に通学できるようにお願いいたします。

次に、子供 110 番のことについて御質問させていただきます。

先ほど、件数が 144 件ということでお伺いしました。子供 110 番というのはホッとの家ということもお伺いしたんですけれども、防犯プランでは、防犯の専門家の知見等を活用しつつ、例えば地域安全マップづくりや防犯教室等を通じ、子供の危険予測、回避能力を身につける実践的な防犯教育に加え、ホッとな家への駆け込み訓練や、ホッとな家の実施主体としている顔の見える関係者の構築により、実践的な防犯教育と、地域における防犯意識の向上の両面から、ホッとな家の活用を推進していますが、先ほどお伺いした中で、そういうことがちょっと余り活用するようなことがなかったもので、これはほかに何か、おっしゃられた以外に講じようとしている策とか何かございますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

ホッとな家は民間ボランティアというところでやっていたらいいものでございまして、学校として、まず防犯に対する取り組みということでございますが、「あぶトレ！」というものがございまして、それでは専門的な方に来ていただいて、いろんな知識のトレーニングとして、怪しい場所、怪しい人というのはどういう人だよであるとか、知恵のトレーニングということで、歩く練習であるとかすれ違う練習とか、あと防犯ブザーを鳴らす練習とか、そういったこともやっております。また、体のトレーニングとして大声を出す練習とか、そういったものも専門家の方に来ていただいて、各学校のほうで行っているというものがございます。

それ以外に、学校でも当然ふだんの登下校の教育としまして、「いかのおすし」ということで、子供に十分、「ついていけない」であるとか「大きな声を出す」であるとか、「すぐ逃げる」であるとか「知らせる」、そういったものを十分教えながら取り組んでいるということがございますので、そういった活動自体はさせていただいているのと、あと、地域でふだん黄色いベストの方に来ていただいて、実際そこを挨拶をしながら登下校もさせていただいておりますので、そういったところとはふだん連携はできているのかなと思っておりますので、今後そういったところを充実させていきたいなとは思っています。

○議長（増田剛士君） 4 番、中田博之君。

○4 番（中田博之君） 黄色いベストの方とか「あぶトレ！」とかいうことで答弁いただいて、確かにそういう黄色いベストの方も常にいるわけでもないというのと、あと「あぶトレ！」でも知識としては得た、じゃ、それをどう生かすかといったときに、急なことでなかなか動きがとれなくなってしまうような事例もありますので、せっかくホッとな家が 144 件あるということなので、子供が本当に助けを求めたいときに、実際に練習していないと家に入りづらいということも考えられますので、そういった訓練を行うことがいいかと思うんですけれども、そういう考えは今のところはないということをお伺いしたんですけれども、そういう、ほかに対策、このホッとな家以外にも民間でやっているところもあると思うので、そういうところの支援を広げたいと思うんですよ。その中で、例えば自動車、運送会社などに対し、業務に支障のない範囲で、ながら見守りや、事業所や商業施設など、ホッとな家になるような協力を依頼するというようなことはありますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

なかなか、ホツとな家自体はちょっと運営主体という、うちではないので、そこ自体は広げていくということはなかなかちょっとうちで難しい部分はございますが、ただ地域と連携した中で今、見守りをさせていただくとか、そういった取り組みについては広げていきたいと考えておりますので、黄色いベストもそうですし、そういった自治会であるとか商業施設であるとか、そういうところについては、今後またいろいろ検討していきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 検討していただくということで、ありがとうございます。

藤枝市では、新聞会社がドライブレコーダーをつけてながら見守りというのも始めたそうなので、吉田町としても、ちょっと要望になってしまうかもしれませんが、商業施設とか、せっかく、お店とか常に誰かいる状態なので、そういうところにも話を、協力を頼んでいくことで、子供の安全につながるのではないかと思いますので、ぜひそれはよろしく願いいたします。

次に、4番の放課後児童クラブについてなんですけれども、集団で登下校されると、公設塾も集団で帰るということでお伺いしたんですけれども、放課後児童クラブには、不審者とか犯罪者や、犬とか動物に襲われた際に、児童を守るためのさすまたなどが無いということをお伺いしたんですけれども、安全確保の視点から必要かと思っておりますけれども、そういう子供を守るものはございますでしょうか。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

議員おっしゃられたように、今の時点ではちょっとさすまた等の準備はないもので、また防犯に何が必要なのか、例えばカラーボールみたいなので、犬には効かないですけれども、人が来て投げつけるものとか、いろいろあると思っておりますので、支援員との話し合いの中で検討していきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 了解です。

また、僕も保護者で放課後児童クラブに行った折に、他の地域で、父親を名乗り、児童を帰宅させる電話がありましたという書面を見て、ちょっと僕も心配になったんですけれども、各施設で電話に相手からの電話番号を表示させるナンバーディスプレイなども有効と考えますが、当町としては不審な電話の対策にはどのようにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

この電話の機器につきましても、防災課のほうで、ちょっと警察のほうともお話をしながらというところでやっておりますが、現時点では、結論的には、そうした普及はさせてもらっておりますけれども、その機器に対しての補助であるとか、そうした支援であるとか、そういったところまではいっていないというようなところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 了解しました。

ぜひ、やっぱり誰か相手がわからない電話で保護者を名乗るとというのが事例があったので、その辺はちょっと防犯として気をつけていただきたいと思います。

次に、5番の危険回避に関することについてお伺いします。

学習指導の中で行っていらっしゃるということもお聞きしたんですけれども、6月の不審者事案の発生のお知らせを伝える学校からのメールでは、性別や年齢層も書かれてなく、注意のしようがないと、保護者の方から聞いたんですけれども、情報発信についてですけれども、また、先ほど冒頭で言いました12月3日の不審者情報も、警察が発表しているSPくんメールを登録していたので僕知ったんですけれども、やっぱり子供にこうだよあだよという注意喚起とかを教える際に、そういった情報も必要ではないかと思うんですけれども、そういう情報は、どのように我々保護者とかに伝えられるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

まず、今言った情報というのは、SPくんの情報ですか。不審者の情報をもうちょっと正確に伝えていただきたいということでしょうか。

○議長（増田剛士君） 不審者情報とかあったときに、SP何とかに登録していなかったら知らない父兄がいるんで、そこにどういった情報を流す、その方法ということであると思いますが。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） その不審者情報についてですけれども、教育委員会としても正式に警察から情報として来るようなものはございませんので、教育委員会として、時にこれを流してくださいというようなことで、なぜその情報なのかわかりませんが、警察から正式に来るものと、警察から正式に教育委員会に来ないものがございますので、正式に来るものについてはエアキャストなどを通じて保護者に御連絡をしているところです。

それ以外のものについては、保護者についてはSPメール、SPくんを通じて御承知いただくというのが、今のとっている手段かなというふうに思っていて、そのため、各小学校、中学校のPTA総会でありますとか、さまざまな機会を通じて、学校では各保護者に対してSPくんに登録をしてくださいねと、そこにこういった不審者情報があれば流れますのでというようなことでアナウンスをしているところでございます。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 先ほど、メール等というお話だったんですけれども、SPくんメールを登録するという普及活動していらっしゃると思うんですけれども、なかなか登録はされていないと思うんです。やっぱり学校からのエアキャストが一番の情報収集のものになると思うので、保護者としては、やっぱり情報がないと、子供にも危機回避に関する情報を与えることはできないので、ぜひ、もっと警察と教育委員会が、今おっしゃったように情報が来ないとかいうことではなくて、もっと密な連携をとっていくような感じにいただきたいと思いますと思うんですけれども、連携については、それではそういう連絡手段というのは、どういうふうにとっているんですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

警察と連携をとり合いながらの情報発信というところで、防災課のほうから御答弁をさせていただきますけれども、もちろん不審者情報であるとか、そうしたものについては、防災課のほうにも情報が入ってまいります。そうした場合に、もちろん学校のほうにもお知らせをしたりして、SPくんもありますけれども、そのほかに、町のよしポケのほうでも、不審者情報であるとか、そうしたものを流させていただきます。あと、必要であれば同報無線を使いながらというところがございますけれども、同報無線につきましては、やっぱりちょっと命にかかわるようなところがあれば、うちのところで流させてもらうような情報ツールもあります。よしポケのほうでも流しておりますので、ぜひそのよしポケのほうの登録のほうも、ちょっと普及をしていきたいというふうに思っております。

ただ、情報につきましては、この前もあったんですが、例えば不審者情報として入ってきたんですけれども、町内でちょっと「ラーメン屋はどこですか」と聞かれたと。それが不審者情報で来たというところもありまして、情報いろいろあるものですから、そこら辺はちょっとうちのほうでも警察と連携をとりながら、本当に不審者情報かどうかというのちょっと精査しながら、皆さんのところに情報発信をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） ぜひ、子供がいるお宅では、不審者情報というのが来ないと心配になるというお宅があるので、そういう情報はできるだけ正確に教えていただけないと、子供の命にもかかわるときがあるので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、6番目のICタグを活用した登下校の管理についてなんですけれども、下校、登校したときに、子供が登校しました、下校しましたということで、とてもこれは保護者としてもいいなと思うんで、今のところ検討する段階にはないみたいな感じでお伺いしたんですけれども、災害時とかにも何かこう役立ちそうな感じもしますし、自分の子供が下校する時間、一応目安としてはわかるんですけれども、実際に公設学習塾とかで帰りがちょっと遅くなったりすることもあるかもしれないですし、下校時間が早くなったり遅くなったりする、台風などによってそういうときがあるので、そういうときにやっぱりICタグなどを活用して、子供がいつ帰ってくるのかということを知りたいという保護者もいらっしゃいますので、ICタグ以外にもいろいろ検討されているみたいなんですけれども、そういう観点でこういうものは使うということは、現在のところ考えていないでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

まず、登校が何時にされたか、登校しているかどうかということにつきましては、当然、保護者からお休みの連絡がない中で、学校登校しているかしていないかというところにつき合わせができなければ、担任のほうから問い合わせをするというような形もございますので、登校しているかしていないか等、特にICタグでなければ把握できないかというところではないと思っております。

下校につきましても、基本的には先ほど答弁にもございましたとおり、予定帳に記入をして下校時間をお知らせしているとか、あと、日課のほうをそれぞれ出しているの、そこも下校時間はわかるかなと考えております。

あと、公設学習塾につきましても、基本的にはいつやるか、それが何時までかということもお知らせしておりますので、基本的にその時間をどこまで正確にお伝えするほうがいいのかということになるのかなと思いますので、今のところ基本的には、時間についてはお知らせをする等で十分できるのかなと思っておりますので、今のところ、ICタグというところでの管理ということは考えておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 通常であれば、本当にこの目安、先ほど言われた目安で帰ってくるなということはわかるんですけども、急な大雨でこの間も下校時間が遅くなりますという話もあって、そのときにうちの子は先に学校から出てしまっているということも考えられます。その場合、迎えに行ったときに子供がいないという話にもつながってしまうので、やっぱり子供が学校を下校するときに出たのか出ないのかというのも、一つの危機管理だと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

確かに、雨等でそういう部分は一部あるのかもしれませんが、今まだ検討、本当にそれが必要かどうかというところもない中で、今導入ということにはならないものですから、先ほど答弁にもありましたように、下校等について安全確保するために、ほかの事例もいろいろ多分あると思いますので、そういったところを参考にしながら、もっと安全が確保されるようなことも、ICタグに限らず検討はしていきたいなとは思っておりますので。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 了解しました。

ぜひ、子供の通学に対して、安全で安心して学校に行けるように、今後とも支援等、何かいろいろと取り組まれていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（増田剛士君） 以上で、4番、中田博之君の一般質問が終わりました。

◇ 大石 巖 君

○議長（増田剛士君） 続きまして、12番、大石 巖君。

〔12番 大石 巖君登壇〕

○12番（大石 巖君） 12番、大石 巖でございます。

私は、TCPトリビンスプランについて、質問をさせていただきます。

文部科学省の学習指導要領の改訂によりまして、授業時間の確保、あるいは教職員の多忙化解消、子供たちの確かな学力の保障、保護者の教育環境づくりなどを内容とする、吉田町教育元気物語TCPトリビンスプランを、平成29年2月の総合教育会議で決定をいたしました。

また、同年10月の総合教育会議におきまして、教職員や保護者からの意見を踏まえて、年間授業日数を「220日以上」から「基本220日」に変更するなどの「今後の方向性について」という内容を決定をいたしました。

来年度からの学習指導要領の全面実施に備えまして、以下の点について質問をさせていただきます。

一つ、昨年11月に行われました総合教育会議以降の議論と改善策についての内容をお聞かせいただきたいと思います。

二つ目に、平成30年度に13回行われました教職員との車座対話による意識の共有、こうした取り組み、その後の定例化あるいはそうした話し合いの場を十分設けているのかどうか、その点について伺いたいと思います。

3番目、学習指導要領の改訂によりまして、授業時間が増加をするわけですが、そうしたことによる授業日を増加をするということの方針の中で、春、夏、冬季の休業日に、そうした授業日をどういうふうに割り振るのか、どう捻出するのか、この点について決まったことを、回答をいただきたいと思います。

4番目に、国の中央教育審議会でも、学校における働き方改革の一層の推進が求められているところですが、教職員の負担軽減のためには、勤務時間管理の徹底、業務の見直しによる1人当たりの業務量縮減が課題となっております。この点についてどう取り組んでいるのか、回答をいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、栗林芳樹君。

〔教育長 栗林芳樹君登壇〕

○教育長（栗林芳樹君） TCPトリビンスプランについての御質問のうち、1点目の、昨年11月に行われた総合教育会議以降の議論と改善策の内容は、についてお答えいたします。

まず、議員御指摘の昨年11月の総合教育会議においては、平成30年5月から実施をいたしました車座対話の内容を前提に、TCPトリビンスプランのうち、授業日の平準化については、車座対話及び移行期間の取り組みを踏まえ、さらに検討。ICT環境の充実については、可能な限り補正予算で対応とし、それ以外の施策については順次進めていくことで、委員会間の合意を得たところでございます。

したがって、以下、昨年11月に行われた総合教育会議以降の議論と改善策の内容については、授業日の平準化、ICT環境の充実、それ以外のプラン上の施策と分けて、お答えをさせていただきます。

まず、授業日の平準化についてですが、教育委員会では、平成30年11月16日に開催された総合教育会議以降、その内容を各学校の管理職に説明するとともに、各学校において共有を図っていただきました。そして、その上で、本年4月以降、6回にわたって教育委員会で議論を重ねるとともに、TCPトリビンスプラン実施委員会という、教育長と教育委員会事務局職員及び各学校の管理職をメンバーとする会議を立ち上げ、授業日の平準化のあり方について、議論を重ねてまいりました。

その結果として、本年 11 月 5 日に開催した総合教育会議では、授業日の平準化は、当面の間、授業日数の増とモジュール授業の導入により実施していくという方向で、検討を進めていくこととしております。

なお、授業日の平準化の表現振りについては、本プランにかかわるものが変わったとしても、その趣旨の解釈が変わらないような表現であること。吉田町の独自性が担保された表現であることを前提として、さらに具体的に検討していくこととしております。

続いて、ICT環境の充実についてですが、昨年 11 月の総合教育会議での「可能な限り補正予算で対応」という合意事項を踏まえ、学校とも相談の上、昨年 12 月の議会定例会に補正予算案として上程をさせていただきました。具体的な内容は、昨年 12 月の議会定例会において、議員の皆様にお認めいただいたとおりですが、小学校、中学校における大型教材提示用セットの追加配備や、教師専用タブレット端末の導入をしたところでございます。

続いて、その他の施策についてですが、昨年 11 月の総合教育会議において、順次進めていくこととされたことを踏まえ、ALTの全校配置や、全教職員研修会の実施、給食日の拡張などの取り組みを、プランに基づき進めているところです。

次に、2 点目の、平成 30 年度に 13 回行われた教職員との車座対話による意識の共有などの取り組みは定例化しているか、についてお答えいたします。

議員御指摘の車座対話という形での教職員との意識共有の場の設定は、平成 30 年度のみの実施でございますが、教育委員会としては、日常的に各学校と意識の共有を図れる場を複数設定することで、車座対話といった特別の場を設けなくとも、その共有を図ることができているものと考えております。

その具体例を述べさせていただきます。

まず一つ目は、校長連絡会です。これは、月に一度開催をする各学校の校長と教育長及び教育委員会事務局職員とで構成する会議です。本会議は、各校長とあらゆる事項について情報共有及び意見を交換する場であり、日ごろより率直なやりとりができていていると考えております。また、昨年度まで本会議は、毎回役場庁舎で開催しておりましたが、本年度からは各学校での持ち回り開催とし、その際、学校を公開してもらい、参加者による授業参観を取り入れております。各学校の教員と直接顔を合わせる機会を多く設けることで、個々の教員と教育委員会との距離が縮まっているものと、実感しております。

二つ目は、TCPトリビンスプラン実施委員会の開催です。これは、各学校の管理職と教育長及び教育委員会事務局職員をメンバーとする会議であり、TCPトリビンスプランの施策全体にわたる進捗状況に係る情報公開や、具体的な施策の今後の方向性に係る議論を深める場として設定しております。

三つ目は、学力向上担当者会議、情報教育担当者会議といった、特定分野における各学校の主任級の教員を集めた会議の開催です。学力向上担当者会議では、TCPトリビンスプランのうち、子供の確かな学力を保証する環境づくりに係る施策の取り組みについて、情報教育担当者会議では、TCPトリビンスプランのうち、ICT環境の充実やプログラミング教育の推進に係る施策の取り組みについて、各学校と意識の共有を図る場としています。

四つ目は、吉田未来塾の開催です。本年度から、若手教員の育成を図るため、校長先生の御理解をいただきながら、教育委員会が若手教員の勉強会を月に 1 回開催しております。本塾には 20 名弱の教員が登録しており、毎回、教員に求められる資質・能力、保護者対応、

カリキュラムマネジメント、チームビルディングといったテーマを設定し、各学校の校長や教育委員会指導主事を講師として、実施しております。指導主事が一緒になって議論をしたり、いろいろな悩み相談に応じたりする中で、若手の視点から見た各学校の現状と課題を把握する機会にもつながっております。

五つ目は、積極的な学校訪問です。本年度から、教育委員会事務局にいる3名の指導主事の担当校を決め、担当校について積極的に学校訪問をし、時には各学校の校内研修にも参加して、指導助言を行っております。このことにより、個々の教員とのコミュニケーションを図ることができております。私自身も、まとまった時間がとれるときには、積極的に学校に出かけ、先生方の授業を拝見し、個々の先生方の授業にコメントを残したり、休み時間にさまざまな話題でお話をしたりしております。

次に、三点目の、増加した授業日を春、夏、冬季の授業休業日にどう捻出すると決めたのかについてお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、本年11月5日に開催した総合教育会議においては、授業日の平準化は、当面の間、授業日数の増とモジュール授業の導入により、実施をしていく方向で検討を進めております。こうしたことを通じて、小学校では、当初より授業日の平準化で描いていた、週当たり25コマ程度の時間割及び意図的な4時間日の設定を実現するとともに、中学校では、車座対話等で明らかとなった、中学校固有の課題である長期休業日における各種行事を踏まえた上で、週当たり28コマ程度の時間割及び意図的な4時間日の設定が実現できるものと考えております。

したがって、本年度と比べ、授業日数が大幅に増加することは、現時点において考えておりませんので、教育委員会や学校として、御質問にあります春、夏、冬季の休業日にどう捻出するかということを決めるということとはございません。

最後に、四点目の、国の中央教育審議会でも、学校における働き方改革の一層の推進が求められており、教職員の負担軽減のためには、勤務時間管理の徹底、業務の見直しによる1人当たりの業務量縮減が課題となっているが、どう取り組んでいるかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、学校における働き方改革は、全国的な課題であるとともに、当然のことながら、当町における課題でもあると認識しております。こうした状況を踏まえ、当町においては、TCPトリビンスプランの各施策に基づき、教職員の働き方改革の取り組みを進めていくこととしております。

具体的な取り組みを紹介させていただきます。

まず一つ目は、授業日の平準化です。

議員御承知のとおり、本取り組みは授業日数を増加し、一日当たりの授業時間数を減らすことで、平日の放課後に時間を生み出そうとするものでございます。各学校からは、この取り組みにより、これまで時間外に行われることが常態化していた授業準備や各種会議の一部を、業務時間内に行うことが可能になるなど、働き方改革につながる成果があらわれているといった報告がございます。

二つ目は、校務アシスタントの配置です。

当町では、教員の仕事、教員でなければできない仕事と、教員でなくてもできる仕事に分類をし、教員でなくてもできる仕事については教員ではない方をお願いをすべく、校務アシ

スタントと呼ばれる人材を、各学校に配置しております。校務アシスタントは、平成30年度から各学校2名ずつ配置し、各種アンケートの集計業務や配布物の印刷、簡単な採点などの業務を行っており、このことが教員の業務軽減につながっております。

三つ目は、タイムカードの導入と留守番電話の設定です。

現在、各学校にタイムカードを導入しており、超過勤務時間を可視化することで、個々の教員に対してはタイムマネジメントの意識の醸成を図ること、管理職に対しては、学校のマネジメントに生かすとともに、産業医等の専門家につなげる資料として役立てることとしております。

さらに、小学校は午後6時以降、中学校は午後7時以降、留守番電話の設定をしております。このことにより、時間外とはなりますが、教員が業務に集中できる環境を整えるとともに、自身の業務について当該時間までに終わらせるようにしようという意識改革につながっているものと考えております。

四つ目は、学校閉庁日の設定です。

当町では、例年、夏のお盆期間中、土日を含み9日間程度の学校閉庁日を設定しております。この取り組みは、全国に先駆け当町が行ったものであり、さらに、その期間についても全国的に見てかなり長期間にわたって設定しているものです。このことにより、教職員が休暇を取得しやすい環境を提供するとともに、その中で、自己研さんに励むことのできる時間を確保することもできていると認識しております。

以上のような教職員の意識改革と人的配置や外部委託の実施により、当町の教職員の超過勤務時間は、取り組み以前の平成28年度と本年度現時点までの状況と比べて、小学校では月平均7時間の減、中学校では月平均9時間の減につながっております。

教育委員会としては、引き続き、こうした取り組みを通じて教職員の働きやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石 巖でございます。

今、大変丁寧な回答をいただきました。この内容については、私、昨年の総合教育会議の議事録を見させていただきましても、その中では、こうした内容の議論というのは余りされていなかったというふうな印象があるわけですが、それ以前の教育委員会の会議の中で、具体的な検討がされたものというふうに思っておりますけれども、まず、昨年、それからことしの総合教育会議の中での種々具体的な事例を今報告をいただきましたし、TCPトリビンスプランの方向性の中で、具体的に施策の実行可能なものについては実行に移されているというふうな感想を持ちました。

ただ、この中で具体的に連絡会や、あるいはプラン実施会議等、いろいろそうした会議を具体的に実施をされて、教育委員会と学校との意思疎通を図るという点では、具体的な検討、実施がされているというふうに思いましたが、私が2番目に質問をしました車座対話のその後の状況については、回答の中では、そうした形態での実施はされていないということの回答をいただいたわけですが、教育委員会と学校とのそうした連携についての強化、これは私どもも理解をしましたが、車座対話の中で先生方、職員の皆さんから出された意見に対

して、具体的にもう少しそうした対話を相互に行っていくということの必要性があるんじゃないかなと思います。

一昨年(10月)の総合教育会議の中での今後の方向性の中で一番強調されているのは、意識の共有というところが今後とても大事だということが強調をされていたと思いますが、そうした今の実効性の中で、先生方との意識の共有というのが、具体的にどういうふうに進められているのか、その点についてもう一度回答をいただきたいと思います。

○議長(増田剛士君) 教育長、栗林芳樹君。

○教育長(栗林芳樹君) 先ほど答弁で申し上げたことと少し重複するかもしれませんが、各種会議等を通じて先生方の意識の共有を図っていくこととしておるところで、まずは校長連絡会とTCPトリビンス実施委員会ということで、基本的には管理職を対象とした会議になりますけれども、そういった場を通じて管理職との意識の共有を図ると。次に述べました学力向上担当者会議や情報教育担当者会議、これは担当者というふうに申しあげましたが、基本的には主任級ということで、中堅の先生方との意見交換の場だというふうにとらえております。

もう一つ、吉田未来塾というふうに申しあげましたけれども、これは若手の1年目から3年目ぐらいまでの教員を対象としておりますけれども、そういったところで若手の先生方との意識の共有を図っていくと。

というようなことで、さまざまな役職、世代を通じてそういった対話の場を設けることによって、それぞれの先生方がどういったことを考えていらっしゃるのか、またどういう思いをお持ちなのかというようなことを把握する機会とするとともに、我々からもいろいろなお話をすることを通じて意識の共有が図られていく、実際に今も図られているのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長(増田剛士君) 12番、大石 巖君。

○12番(大石 巖君) 12番、大石です。

それから、長期休業日の関係についてですが、これについては、ことしの中でモジュール授業等を導入をしながら、長期休業日の中でそうした増加時間、授業日を割り振るということについては、特にそうした考えはないというふうな回答をいただいたわけですが、これまでの総合教育会議の方針の中では、年間の増える授業日を夏休みの中で、夏休みを減らして、その中に授業日を入れるということが大変大きな問題といたしますか、皆さんが大変心配をされていた問題だと思います。

こうした夏休みについて、今の答弁の中では、特にこうした大幅な夏休みを減らすということについては考えていないというような答弁をいただいたわけですが、私が2年前にこのTCPの関係について質問をした中で、一つはモジュール学習の授業の関係ですが、文部科学省ではいろんなパターンがあると、授業時間の増加に対応する授業日をどう設定するかといういろんなパターンがあるということで、文科省のほうでもケースを何例か出しているわけですが、その中でモジュール学習というのは入っていました。私は、その点についても、吉田町でもそうしたモジュール学習の時間を設定をしながらやりくりする方法もあるんじゃないのかという質問をしたわけですが、そのときの答弁は、モジュール学習では日々の多忙を解消できないという回答をいただいたわけです。

その後、その教育会議の中で、そうしたことも踏まえてモジュール学習の時間をつくるということになったと思うんですが、そうした議論はどういうふうになされたのか、お答えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 議員がおっしゃっているのは、平成 29 年度の議員からの御質問の中で、文科省が示すカリキュラムマネジメントの方策としては多様にあるのではないかと、そのうちのひとつとしてモジュールがあるんでないかというようなところで、私のほうから、モジュール学習自体が多忙化解消に直結するものではないというような趣旨の御説明をさせていただいたことを捉えておっしゃっているんだろうというふうに思ってお答えさせていただきませうけれども、当時、我々としては、モジュール学習というのは、例えば小学校で言えば 45 分の授業を分割して、例えば 15 分・15 分・15 分の 3 回に分けて、それを 3 回一セットで 1 時間と考えるというような捉え方ですので、単純にその時間割の上に 15 分を乗せていくだけでは、これは 45 分を乗せた場合と、15 分を分けて乗せた場合と、総合的な授業時間数と授業時間以外の時間数というのは、トータルとしては変わらないだろうというようなことで、前回、議員の質問にはお答えをさせていただいております。

ただ、教育委員会での検討の中で、モジュール学習を導入してはという話に至った経緯といたしましては、一つは、今、各学校において朝学習というように行われているもの、これは授業カウントせずに行っているところがありますけれども、そういった時間を活用することで単純に乗せるのではなくて、今までやっていることを内容を変えて授業カウントしていくというようなことで、対応ができるのではないかというような考え方を議論していく中で、出てきたものでございます。

ですので、平成 29 年度を前提として私が申し上げたことと、今の前提とはちょっと違うというようにあります。また、モジュール自体も、単純に授業時間の生み出しというだけで導入しては、やはりまずいのではないかというような話も、教育委員会や TCP 実施委員会、校長先生方からも出まして、そのモジュールの内容についても、本当に子供たちの力になるものということで、我々、試行ツールというふうな呼び方をしておりますけれども、そういった試行ツールを通じて読解力でありますとか、情報処理能力、論理的に考える力、そういったことを身につける力として用いることで授業時間の捻出もでき、子供たちにも身につけるべき資質能力を身につけられるのではないかという前提に立って、今回そういった方向で検討しているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12 番、大石 巖君。

○12 番（大石 巖君） 12 番、大石です。

一昨年からは、そうした方向の中でのひとつとして、補充学習の充実という項目がありますが、その中でサマースクールの実施ということで、一昨年は一つ資料としてありました。昨年、ことしについては補充学習の中の括弧書きとしてサマースクールを含むというような表現になっておりますけれども、この点について具体的に私ども承知をしていないんですが、どういうふうな検討がされて、どういうふうな実習予定しているのか、具体的にちょっとお答えいただけますか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） サマースクールについてですけれども、トリビンスプランの中の、議員おっしゃるように、補充学習の充実のところではサマースクールを含むというような表現がされていたかなというふうに思いますけれども、これにつきましては、基本的に夏休みの期間中にこういったことを行っていくのかということについて検討を進めていくことになるかと思いますが、今回、まずは、授業日の平準化というところの決着がつかない中で、サマースクールというところを検討しても時期尚早であるというようなことから、まだ具体的に何かこれについて検討しているということはないと思いますが、今後、授業日の平準化とあわせてサマースクールを具体的にどうしていくかということについて検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

サマースクールという言葉からの印象なんですが、先ほどの答弁から、夏休みの期間については、昨年、ことしと、来年もそれほど変更なしというふうな回答をいただきましたけれども、サマースクールを実施ということは、夏休み期間中にそれだけ、例えば授業日といいますか、サマースクールの日がとられて夏休みが実質減るということになりませんか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まだ具体的に検討していない中で、具体的にお答えするのはなかなか難しいですけれども、基本的には、学校における授業とは別のものとして考えていくんだろうというふうに考えております。ですので、授業日が増えるとか、授業日との関連で何かこのサマースクールを考えるとというようなことは、現時点においては考えていないところでございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今行われています補充学習、放課後の。これは希望者ということでやっていますけれども、このサマースクールというのは全校生対象ということになりますか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 先ほども申し上げたように、具体的にまだ検討していない中で具体をお答えするのは難しいんですけれども、夏期休業日中に行うとなれば、そういう前提で申し上げれば、夏期休業日中ですので、それを強制で行うということは難しいのではないかと思います。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

このTCPトリビンスプランについて、来年からの学習指導要領の全面実施ということが前提条件として、こうしたプランを検討されてきていると思うんですね。それが今の時点では、もう来年4月すぐなものですから。そうした中で、まだ検討がされていないということの回答をいただいたわけですが、そうなりますと、来年度はこうしたサマースクールは実施をする予定がないということで捉えてよろしいですか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） これからの検討次第であろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

これまで年間の授業日数が、総合教育会議での資料を見ますと、平均で210日前後、それから休業日は、合わせますと155日前後という数字が出ておりますが、来年度はこれを踏まえて検討という方針になっています。つまり、これまで、私、先ほど言いました一昨年の年間授業日数を基本220日と、この数字にはちょっと足りない授業日数になるわけですが、この授業日数を基本220日という目標については、今どういう関係と申しますか、要するに目標を白紙に戻したということで解釈してよろしいんですか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、議員ご指摘の授業日数、基本220日、平成30年度完全実施とする表現ですが、この表現については、まず平成30年11月16日現在の表記でありまして、その日に行われました総合教育会議において、この部分については車座対話や移行期間の取り組みをもとにさらに検討という表現を加えた表現となっておりますので、まずはそこをご承知おきいただきたいというふうに思いますし、また、そもそもの話で大変恐縮ですが、平成29年12月22日の金曜日、あと、平成30年3月30日の金曜日に大石副議長を委員長といたします吉田町教育改革特別委員会が開催されて、我々当局として出席をさせていただき、その場2回とも同様の質問がありましたので、2回とも同様に回答させていただいておりますし、私の記録にもそのように回答したと残っておりますので、お答えをさせていただきますけれども、220日という日数は目的を達成するための手段であり、学力向上や教員の多忙化解消による授業準備時間の確保など、目的が達成できるのであれば、220日がなくてもよいというような回答をその両日においてさせていただいております。ですので、そもそも我々としては220日という日数を目指すべき目的・目標として定めていたわけではなくて、あくまでも教員の多忙化解消、授業準備の時間の確保のための放課後時間の捻出というような目的でおりましたので、少なくとも当時からその考え方に変わりはないということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

教育委員会の考え方は理解をいたしました。

この点について田村町長に伺いたいと思うんですが、一昨年の私のこうした質問に対して、日本の夏休みは世界ではガラパゴスというふうなことで、夏休みの点について町長のほうから話がありまして、今の教育委員会からの答弁の中に、総合教育会議というのは町長も参加をして司会もされていますけれども、そうした議論の方向と、前に町長が答弁をされた、そうした夏休みの問題について、やはり方向性についてはちょっと違うと思うんですが、当然、総合教育会議の中に町長も参加されているわけですので、町長の考えと今の実際の実施の方向とは若干違って、それは当然町長も了解の上だと思うんですが、もう一度夏休みのこれまでの議論の中を踏まえて、町長の所見をぜひいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） これ非常に大事なことでございますけれども、教育長がお答えしたことは、基本的には教育委員会の考えていることでございますので、私がそれについて、ああやれこうやれと言ったことはございません。

ただ、私は以前、議員の御質問にお答えした日本の夏休みのガラパゴス、これは基本的にガラパゴス、何も変わっておりませんね。単純な話、なぜそもそも日本の教育が4月1日開校になったかと私お話ししたことございますよね。基本的に陸軍士官学校であるとか、海空兵学校が4月1日にやったんですね。それ以前は、日本の教育というものは基本的に9月ですよ。それが海軍兵学校であるとか、陸軍士官学校に優秀な人間がそこへ行ってしまったと、そういうふうな観点から恐らく4月1日になったんでないかと、そういうふうなことを申し上げたわけでございます。

それで、二つの意味があります。一つは、日本の夏休みというのは現行のような場合は、世界の習性から言うならば、世界の大勢というものは、基本的にはこれではなっておりませんよね、日本の例えば大学を終えた者たちが海外に行く場合、ある意味においては空白期間が存在してしまうと。ロスですよ。そういうものがございます。

もう1点は、基本的に、4月に始まった子供の学力というものは、そこから上がってまいりますけれども、夏休みがあることによって、そこで落ちます。それをもう一度9月からやるということは、かなりロスの意味において、私は努力を要しなければならないと。そのことよりも、9月であるならば、ずっと9月でやって、7月終わりという形で、途中には長期の休みはございませんので、学力の向上というのにはタイムスケジュール的に問題なくいけると、そういうようなことでございます。

それを言っているわけでございますので、先ほど教育長が答弁していることについては、私がどうのこうのということとはございません。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今の教育長の答弁、町長の答弁から、この授業日の平準化についてはまだ今後いろいろ検討していく課題もたくさん残っているというふうに理解をしたわけですが、昨年の方針の中で、夏休みの期間中に1週間程度の閉庁日を実施ということで方向性が出まして、実質的には9日間ぐらいですか、閉庁日が実施をされているということですが、閉庁日の実施について、教職員の皆さんからの意見といますか、感想はどうだったんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

夏休み9日間閉庁日をつくっていることに対して、学校としても、当然自分の時間がとれるであるとか、自己研さんに励む時間がとれるということでは、大変好評をいただいております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

私の調べた資料の中で、岐阜市の閉庁日の記事が目につきました。岐阜市は、昨年度から16日間の連続閉庁日を実施をしているということで、大変注目をされているところなんです。その中で、4日間の夏期休暇の取得率が9割を超えているというような数字もありま

した。吉田町ではなかなか年次有給休暇の取得が大変だ、それから夏期休暇についても、やはり皆さんが一斉にとるといふふうになると大変問題になるということで、なかなかとりにくい状況もあるというふうなお話も聞きましたが、一方、教職員の皆さんからのご意見として、閉庁日が設定をされますと年休が気兼ねなくとれるというふうなご意見もありましたし、その間に親孝行の旅行もできると、そういう話も聞きました。

それから、自分の趣味や研究をまとめてできるということ、これは前から先生方等のご意見もあったわけです。そうした夏休み期間中あるいは閉庁日が設けられれば、気兼ねなくそうしたことができるということで、大変期待を持ったご意見をたくさんいただきました。

一つの提案なんですけど、岐阜市のほうでも、こうした16日間の連続の閉庁日ということを実施をして、大変注目されているわけですけども、今、回答いただいたように、閉庁日をもっと有効に使うということで、もう少し期間を長くするというふうな、そうした希望や、あるいは考え方、そうしたものはお持ちでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 議員がおっしゃられたように、今、当町が設けている閉庁期間中に気兼ねなく有給休暇がとれたと、その間、趣味や自己研さんに励む時間が増えたというような意見をいただいているところではございますので、今後、しっかり閉庁日というのはどのぐらいの期間が適切なのかというのは考えていきたいというふうに思います。

ただ一方で、閉庁期間といえ、仕事なくなる期間ではございませんので、その分、仕事はどんどん、どんどん休んでいる期間積み重なっていくということであるとか、本来的に、教員がそれだけ休むことに対して世間的に見てどういう感覚をお持ちなのかということも、我々しっかりと把握できていないところはありますし、そもそも教員にとって夏休みの期間というのはどのぐらいの研修期間が必要でというふうな、研修もたくさん組まれておりますし、そういったバランスの中で、当町においてどのぐらいの期間の閉庁が適切であるかというのは、総合的に考えていく必要があるんだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

先生方が休暇やあるいは研修、そうしたことも積極的に自分自身のプランを実行するというので、非常に閉庁日というのは大事なかなと思います。ぜひその点については検討いただきたいと思います。

これまでの回答の中で、学校の教育環境の改善については、積極的に他市町に先駆けて実施をしてきたということで、エアコンの設置やトイレの改善、あるいはLED照明など、そうした改善については大変喜ばれていると、いい感想を私どもも聞いているわけですけども、しかし、具体的にもう少し改善をしてほしいという意見もいただいているわけです。その一つが、中学校の部活指導員の配置、これ、今予算上も、それから実行上も、この10月からですか、4部活の指導員が配置されるということですが、もう少しこの指導員を充実させてほしいという意見も私のほうで聞いているんですけども、そうした今後の方向性についていかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

部活動指導員につきましては、中学校のほうからこういった指導員を配置していただきたいということで、人等を推薦していただいて、うちのほうで面接を通して採用するという形になっております。ですので、学校のほうから適切な人材、こういう方がいるということでこちらに申し出があれば、それについては当然、うちとしては配置をしていきたいと考えておりますので、あとは実際部活動の外部指導に入ってくれている方等いるんですが、じゃ顧問として部活動指導に当たれるかという部分では、なかなか人材がそこまでは受けていただけない部分もございますので、学校と相談した上で、今後もここについては配置のほうを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

それから、今の学校用務員の配置、1名の方が日が変わりで学校を回っているという状況なんですが、用務員さんのそうした仕事に対する評価といいますか、皆さんの学校の方の反応といいますか、どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

ことし、用務員1名を配置しているところで、各学校から非常にありがたいというお声をいただいております。やはりこれまで管理職が見回りをしたりとか、あと修繕について担当の先生から話を受けたときに、その先生が見に行かなきゃいけないと、そういう部分については用務員が行うということで、その先生の時間短縮にもつながっておりますし、または、これまで修繕費の中でどうしても業者をお願いをしなければならなかったような、ちょっとした小破修繕というところも、場合によっては用務員がやれるということで、そういったところでも非常に早急な対応もしていただけるということで、非常にありがたいという声はいただいているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

そうした部活動の指導員あるいは用務員の配置、そうした人的な補助、援助というのは、非常に今有効だと思いますし、その点で学校の教職員の皆さんから希望があれば、もう少し充実してもいいんじゃないかなという気がいたしますので、ぜひ、これは予算も関係があるわけですが、積極的に前に進めていただければなと思います。

次に、前になくなったんですが、家庭訪問ですね、小学校の先生方が子供たちの家庭を回っているような生活の様子などを知る機会があったわけですが、今はそれがなくなったんですね。例えば授業参観や三者面談というようなことで、先生と保護者あるいは子供たちとのそうした顔を合わせて話をする場というのはあるにはあるんですが、先生方からの声ですね、やはり家庭を訪問をすると、うちの生活の様子や、あるいは子供たちの生活あるいは性格などがしっかり把握できるというような感想もいただいているわけですが、今なかなかそうした時間のやりくりも大変ですし、それから先生方がお父さん、お母さんや子供たちと接する機会が減っているんじゃないかなという気がするんですが、そうした先

生方と保護者と皆さんとの状況を交換し合うような、そういう場というのは、もう少しふやすことはできないでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

家庭と対話する機会ということでは、今議員おっしゃられたように、三者面談であるとか、授業参観後の懇談会ですとか、そういったところで話ができている部分がございます。また、その懇談会なんかでも、その会だけではなくて、終わった後に何かあれば残ってお話をいただきたいという形で、個別に対応もしております。

また、ふだんから子供たちの状況等について、家庭との連絡帳の中で各担任が細かくやりとりをさせていただいているであるとか、あとは個別に何かあった場合は、また個別に電話して保護者等と話をしておりますので、家庭訪問がなくなったから、そこが不足しているかということは、特に今のところ学校としても考えておりませんし、密に連携はしながら家庭状況の把握に努めているというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

先生方も非常に忙しい身ですし、効率的なそうした子供たちや保護者の皆さんと状況把握、意思疎通というのは、有効にできればなというふうに思いますけれども、もつともつその点はしっかり今後も緊密に連携をとりながらやっていっていただきたいなと思います。

教職員の皆さんの勤務時間の管理あるいは業務量の縮減ということでの答弁をいただきましたし、いろいろな施策を実施をしていくということですが、小学校の場合、超過勤務時間が月平均53.8時間、それから小学校では79.17時間というような数字が、総合教育会議の資料にも入っているわけですが、これまで超過勤務時間が縮減をされてきているというような答弁をいただいたわけですが、当初の目標が月40時間以内、これは小学校です。あるいは中学校では60時間以内というような設定がされていたというふうに思うんです。

ところが今、この臨時国会で成立したわけですが、文科省の1年単位の変形労働時間という中では、繁忙期の中でも1日の時間を10時間というふうな設定などもされているわけです。そうしますと、今の現状から見ますと、とてもそこまで1日の労働時間を短縮するというのは、非常に困難だというふうに私は思うわけですが、変形労働時間の問題も、これは問題としてはあるんですけれども、やはり文科省が目標としている、そういった大幅な超過勤務時間の短縮ということについては、思い切った方法をとらないと、現実問題困難だと思うんですけれども、今までの答弁の中では、なかなかそままでの方針というのは見えてこないんですけれども、どうなんでしょうかね、もう少し超勤を縮減させる手段として思い切った方法というのがとれないものでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 現時点においては、先ほど申し上げたTCPトリビンスプランの各種施策に基づいて、授業量の平準化をもとにして、もろもろの施策に取り組むことで総合的に超過勤務時間を減らしていくというのが、現時点における我々の考え方でございます。

また、さまざま検討していく中で、新たな特効薬はないと思いますけれども、そういったものがあれば、しっかり当町においても対応してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

先生方の超過勤務あるいは多忙化の解消、そして問題はやはり非常に大切な問題でありますし、これを解決する方向でいかなければ、なかなか今の教育現場の問題が解決されないと私は思っているわけですが、先ほどの変形労働時間制の問題について、大きな問題があるというふうに私言いましたけれども、ここでこの法律議論云々ということをするわけがないんですが、この変形労働時間を実施するためには、法律ではなしに条例が必要なんです。これは今からいけば静岡県の方の条例の制定で実施が可能というふうな制度になると思うんですが、先ほど言いましたように、もともとこれは恒常的な時間外労働がないという前提で、忙しいときにはそのときに時間を上乘せをして、暇のときにはその分の時間を減らすという変形労働ですね、これが制度なんですけれども、もともとは時間外労働というのはないという前提で時間のやりくりをしようと。

ですから、現在のような恒常的にそういう時間外がある場合に、これは当然導入というのは不可能なわけですし。私、資料で見ましたが、国会で萩生田文科大臣が、学校のみなが嫌だと言うものを、条例ができたからといって動かすことはできないというような答弁をして、何かちょっとおかしい答弁だなと思うんですけれども、私が小・中学校の先生方からいろいろお話を伺ったときに、まず最初にこの話が出ました。先生方は、こうした変形労働なんていうのを今やってもらっちゃ、とてもじゃないけど1年間忙しくなっちゃうと。超過勤務の時間が減るどころか増えるんじゃないかというような話もありましたし、私は一番の問題は、前の質問のときにも言いましたけれども、教職員の皆さんの定数を増やしていただく、そして30人学級を実現をしていただいて、小・中の子供たちを大切にする、そして教育の充実をぜひ図っていただきたいと思っておりますし、そうしたことも先生方の大きな希望だということを最後に申し上げたいと思います。

特にこれ質問ではありませんので、以上で質問を終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、12番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時05分といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時03分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。引き続き一般質問を行います。

◇ 八 木 栄 君

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

〔10番 八木 栄君登壇〕

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

私は、令和元年第4回吉田町議会定例会におきまして、さきに通告いたしましたとおり、治水対策について質問をいたします。

最近の異常気象、異常ではなく、これからは通常の気象状況になると言われております。

ことしも大型で強力な台風が日本を襲い、全国的にも大きな災害をもたらしました。記憶に新しいところでは、台風19号、町内全域に避難勧告が出され、私も生まれて初めて避難をしました。町の中を流れる2級河川、坂口谷川と湯日川が氾濫のおそれがあるというものでした。

住吉地区においては、豪雨のたびに住吉川、稲荷川、宮裏川の三つの小河川があふれます。当町のほとんどは地形が平らなため、十分な勾配が得られず、海が満潮のときには海水が坂口谷川や湯日川に逆流します。そのため、そこに流れる住吉川、稲荷川、宮裏川の流れがとまり、干潮になるまでは水がたまり続けます。大幡川も同様だと思います。

降雨量が多いと小河川沿いの土地は冠水し、建物の床下浸水や床上浸水、駐車車両の水没などの被害が発生します。これは今始まったことではなく、随分前から続いていることだと思います。豪雨が発生するたびにほとんど同じ場所が冠水し、そこに住む人たちが不安な気持ちで時を過ごしております。

町内に住む人たちが安心して暮らせるよう、しっかりとした治水対策が必要であることから、以下質問いたします。

1、町の治水対策における整備計画の策定はどのようなになっているか。

2、町の治水対策における各河川及び都市下水路の整備状況はどのようなになっているか。河川ごと、都市下水路ごとの現状は。

3、第5次吉田町総合計画の中で、4年後の姿として、災害への備えが図られ、浸水被害が減少していますとあるが、現状はどのようなになっているか。

4、当町において河川及び都市下水路の排水や冠水をなくすために何をすればよいのか。町が考える計画は。

以上、明確なる答弁を求めます。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 治水対策についての御質問のうち、1点目の町の治水対策における整備計画の策定はどのようなになっているかについてお答えします。

近年、町内に浸水被害をもたらした代表的な雨としましては、平成25年4月6日から4月7日にかけて1時間の最大雨量が66.0ミリメートル、総雨量が277.5ミリメートルを観測した大雨がございます。この大雨により住吉地区を中心に床上浸水被害が5戸、床下浸水被害が52戸発生しております。

また、平成 29 年 6 月 21 日には、1 時間の最大雨量が 60.5 ミリメートル、総雨量が 241 ミリメートルの大雨が発生しており、町内の 20 カ所ほどで道路の冠水被害が発生し、想像を超える雨の発生頻度が顕著となっております。

最近では、本年 10 月 12 日に大型で強い勢力のまま伊豆半島に上陸しました台風第 19 号の影響により、町内では 1 時間の最大雨量が 34.5 ミリメートル、総雨量が 308 ミリメートルとなる雨が降りました。このときに 2 級河川湯日川流域における総雨量も 351 ミリメートルを記録し、これは昭和 57 年 9 月に湯日川の流域内において 500 戸もの家屋に浸水被害をもたらした洪水以来の規模の大雨となりました。

この雨の影響により、町内を流下する 2 級河川坂口谷川及び 2 級河川湯日川は、いずれも一時は氾濫危険水位を超え、外水の脅威というものを目の当たりにしたところでございます。住吉地区を中心に床上浸水被害が 4 戸、床下浸水被害が 73 戸発生するなど、町内の至るところで道路の冠水被害も発生しました。

このような浸水被害は全国各地で発生しており、当町の場合も町内の河川が近年の大雨に対応できない部分に加え、坂口谷川や湯日川の水位、いわゆる外水位が降雨や潮位の影響により上昇することで、そこに流入する町内の河川や水路は排水処理できずに引き起される、いわゆる内水氾濫と呼ばれる現象が大きな原因と考えております。

現在はこのように外水位が上昇し、町内河川の自然流下による排水処理が困難となった場合、あるいは困難となることが予測される場合は、増設あるいは河川のポンプによる強制排水も実施し、被害発生を防ぐ努力をしておりますが、降雨量が多く、食いとめることが難しい状況でございます。

さて、町の治水対策における整備計画の策定についてでございますが、当町の治水対策と大いに関連することもあり、まずは静岡県が管理する 2 級河川の整備計画の策定状況から御説明いたします。

住吉地区の多くを流域に含む坂口谷川では、平成 27 年 3 月 27 日に坂口谷川水系河川整備基本方針が策定をされ、その中で年超過確率 50 分の 1 規模の降雨を解消することを河川整備の基本としております。この基本方針に基づき、平成 29 年 1 月 10 日には坂口谷川水系河川整備計画が策定をされております。

この計画では、年超過確率 5 分の 1 規模の治水安全度の確保を目標とし、十石橋付近から上流側の約 2.8 キロメートル区間におきまして、河道内の断面確保を目的とした河道掘削並びに堤防高不足箇所のかさ上げを目的とした築堤が河川整備の実施に関する事項として盛り込まれております。

また、津波対策としまして、河口部における水門設置も、この計画に記載がある事項でございます。

なお、この整備計画の対象区間は、平成 28 年度からおおむね 20 年間とされております。

一方、町内の全地区を流域に含む湯日川では、今年 7 月 19 日に湯日川水系河川整備基本方針が策定され、坂口谷川同様、年超過確率 50 分の 1 規模の降雨を対象とすることを河川整備の基本としております。

11 月 25 日には県主導による第 1 回湯日川水系流域委員会が開催されたところでございますが、今後 3 回の開催を予定するこの湯日川水系流域委員会により河川整備の目標や実施に

関する事項が議論をされ、令和2年度末までに湯日川水系河川整備計画が策定される予定と聞き及んでおります。

続いて、町が管理する河川の整備計画の策定状況でございますが、町が管理する河川には準用河川、都市下水路、普通河川がございます。準用河川とは、河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川を言い、現在13河川を指定しております。このうち湯日川水系の準用河川としましては、西の宮川、清水川、出水川、稻荷川、支線成因寺川、三軒家川、安田川、宮裏川の8河川がございます。また、大幡川水系の準用河川としましては、大幡川、宮東川、大窪川、第2大窪川、第3大窪川の5河川がございます。

都市下水路とは、主として市街地における雨水などを排除するために地方公共団体が管理している下水道を言い、現在、神戸都市下水路と問屋川都市下水路の二つがございます。

神戸都市下水路につきましては、町道東名片岡線から湯日川合流点までの区間における排水区域130.4ヘクタール、延長765メートルが都市計画決定されており、問屋川都市下水路につきましては、起点から主要地方道焼津榛原線までの区間における排水区域18ヘクタール、延長640メートルが、都市計画決定されている状況でございます。

普通河川とは、国・県が管理する1級河川、2級河川、町が管理する準用河川以外の小河川であり、住吉川など町内の河川や水路の大部分が、この普通河川に属しております。

このように町が管理する河川の中で準用河川大窪川では、平成15年8月の台風第10号の影響により、第2大窪川との合流点付近など神戸地区を中心に発生した24戸の床下浸水被害を受け、平成20年度から平成23年度にかけて、国道150号から上流側に向け順次河川改修を進めておりました。

しかしながら、近年における異常な雨の多発化や土地利用の変化による市街化を鑑み、大窪川の局所的な改修ではなく、合流先である大幡川までを含めた流域全体での治水対策を推進するため、平成25年度に大幡川を新たに準用河川に指定し、大幡川、大窪川、第2大窪川を大幡川水系と位置づけ、この準用河川大幡川水系の準用河川改修事業計画を作成いたしました。

これら準用河川大幡川、大窪川及び第2大窪川の3河川全体の流域面積は7.66平方キロメートル、流路延長は12.06キロメートルで、3つの工区に分け、そのうち大幡川工区につきましては、大幡川水門から横手橋付近にある大窪川との合流点までの延長3,015メートルの区間、大窪川工事につきましては、その合流点から町道東名大井川線を超えた最上流部までの延長3,461メートルの区間、第2大窪川工区につきましては、日の出橋付近にある大窪川との合流点から北区自彊館付近の最上流部までの延長838メートルの区間、3工区合計7,314メートルを事業計画区間とし、この区間において、年超過確率5分の1規模の治水安全度を確保することを目標としております。

河川ごとの具体的な整備内容についてでございますが、大幡川工区につきましては、既存の河川断面を有効活用しながらの改修を計画しております。大幡川水門付近から東河原橋までの区間におきましては、築堤盛り土及び河道掘削の実施を計画しております。さらに上流側に向かい、川尻橋付近までの区間におきましては、2カ所の落差口改修に加え、ブロック積による護岸整備の実施を計画しております。そして、さらに上流部の大窪川との合流点までの区間におきましては、既存のブロック積みに根継ぎを施し、河道を掘り下げることで河川断面を確保する計画としております。

大窪川工区につきましては、全線にわたり河川幅員を広げる必要がありますことから、両岸ブロック積みによる護岸整備の実施を計画しております。

第2大窪川工区につきましては、大窪川との合流点から東名川尻幹線までの区間におきまして、大窪川工区同様、ブロック積みによる護岸整備を実施する計画とし、東名川尻幹線から上流側の区間におきましては、築堤盛り土により河川断面を確保する計画としております。

また、3河川の共通事項としまして、河川改修に伴い発生する橋梁の架替えや撤去、また水門や堰など河川構築物のつけかえなどは、それぞれの工区の事業進捗に合わせ、順次検討してまいります。

このほか、平成23年度には、問屋川におきまして流路延長約1.9キロメートル、流域面積1.07平方キロメートルを対象としまして、現況の流下能力の検証を実施した経緯がございます。都市下水路区間を含むことから、下水の整備基準にのっとり実施したこの検証により、本川、支川ともに現況の流下能力を把握することまではできておりますが、具体的な整備計画の策定には至っていない状況でございます。

町が管理する河川の整備計画の策定状況につきましては、以上でございます。

次に、2点目の、町の治水対策における各河川及び都市下水路の整備状況はどのようになっているか。河川ごと、都市下水路ごとの現状はについてお答えします。

町が管理する河川の整備状況についてご説明いたします。

現在整備を進めております大幡川水系の準用河川においては、測量や設計などの準備期間を経て、平成29年度から改修工事に着手しております。

初めに、大幡川におきまして、最も流下能力が不足していた落差口の改修に取りかかりました。既存落差口の撤去、両岸護岸の整備、根固めブロックの製作及び設置など工種も多く、また湧水の影響などで現場施工も難航を極めとことから時間を要してはりましたが、本年度中に完了する予定でございます。

また、平成30年度には2カ所の築堤盛り土を完了させ、大幡川におきましては一定規模の流下能力が確保できる状況となっておりますことから、大窪川工区にも着手しており、平成23年度までに整備を終えている区間から上流側に向かい、順次、護岸整備を実施している状況でございます。

また、平成30年度には頻発する降水被害の軽減を目指し、稲荷川のうち、町立さくら保育園の東側、宮裏川との分岐点から上流側におきまして、地元の皆様の御協力のもと、水路の改修を実施いたしました。これは左右岸の敷地高さに高低差が生じていたところにおきまして、高いほうの敷地高に合うように水路のかさ上げを施し、河川断面の拡大を図ったものでございます。部分的な改修ではございましたが、その効果につきましては、大雨の都度、現場を注視しているところであり、その検証結果につきましては、今後実施する予定の浸水対策の策定に生かしてまいります。

このほかには、治水対策における整備を実施している事業はございませんが、町が管理する準用河川、都市下水路、普通河川におきまして、それぞれの河川が持つ本来の排水能力を維持できるよう、河道内の堆積土砂の撤去など、河川の維持管理に努めております。

次に、3点目の第5次吉田町総合計画の中で、4年後の姿として、災害への備えが図られ浸水被害が減少していますとありますが、現状はどのようになっているかについてお答えします。

先ほども申し上げましたが、準用河川大幡川水系におきましては、下流からの整備を促進し、大幡川で最も流下能力が不足していた落差口の改修にめどが立っていること、また大窪川においても河川断面を広げる整備を継続して実施していることから、流下能力は確実に向上しており、雨の降り方が変化しつつある中でも、上流側の北区地区での浸水被害が減少しているなど、一定の治水効果は発現されているものと認識をしております。

このほか、2級河川坂口谷川におきましては、以前から河口閉塞による流下阻害が不安視されておりましたが、平成29年度から河口部で整備を進めております水門の完成により、令和4年度までに解消されるものと考えております。

また、2級河川湯日川におきましては、本年度、古川橋から岩留橋付近までの間、延長770メートルと山崎橋付近から道上橋までの間、延長1,270メートル区間におきまして、計約1.7万立方メートルもの河道掘削を実施する予定と伺っております。県の事業ではありますが、いずれも外水位の低下となるものであり、こうした取り組みにより浸水の減少が図られているものと考えております。

次に、4点目の当町において河川及び都市下水路の洪水や冠水をなくすために何をすればよいか、町が考える計画は、についてお答えします。

冒頭から申し上げているとおり、近年多発化する台風や大雨による浸水被害の軽減は、津波対策とともに当町における喫緊の課題であると受けとめており、治水対策を強く推進していく所存でございます。

まずは治水対策として、既に事業を着手しております準用河川、大幡川水系における改修事業の継続でございます。上流側である大窪川工区におきまして護岸整備の継続により事業進捗を図り、この準用河川大幡川水系の流域における早期の治水安全度向上に努めてまいります。

住吉地区の多くを流域に含む2級河川坂口谷川につきましては、河川管理者である静岡県では、この流域において内水被害が頻発している状況を把握しており、坂口谷川の河川改修だけでは抜本的な内水被害の軽減にはつながらないということを踏まえ、総合的な治水対策に取り組んでいくことの重要性を示しております。そのため、本年度中に坂口谷川流域総合治水対策推進協議会を設立し、早期に坂口谷川流域総合的治水対策アクションプランを策定する予定と聞き及んでおります。

当町におきましても、この機会に県と足並みをそろえて浸水対策に取り組むことが重要と捉え、本議会定例会において債務負担行為設定を上程させていただき、お認めいただきました。このことから、速やかに住吉地区における浸水対策計画策定業務に取りかかる予定であり、まずは基本資料の収集や現地踏査、簡易測量などの基礎調査を実施いたします。

具体的には、住吉地区を流下する稲荷川、宮裏川、第2宮裏川、住吉川を主としまして、これまでの浸水情報の整理、排水路網や排水施設などの調査、測量による河川の現状把握などを行います。これら調査の結果に基づき、住吉地区の地形や河川の状況をモデル化した内水解析モデルを作成し、過去に浸水被害をもたらした雨を、この内水解析モデル上で再現シミュレーションをすることなどで、どの地点から、どのような形で浸水を引き起こして

いくのかという浸水メカニズムが把握できるものと考えています。その後、その浸水メカニズムから判明する脆弱あるいは課題を解消すべく、内水処理施設の検討を実施する予定でございます。

内水処理施設としましては、流下能力を向上させる河川改修のほか、強制排水能力の向上を目的とした排水機場の新設や増強、ピーク流量のカットを目的とした雨水貯留施設や遊水池の整備など、さまざまな対策が想定されます。このような対策の中から複合的な検討を行い、この地域において最も効果的とされる浸水対策の計画を策定してまいります。

計画の策定後につきましては、ハード整備の早期着手、継続的な事業の実施により、浸水対策の具現化に努めてまいります。

また、町内全域における浸水対策の検討も継続的に実施し、あわせて情報伝達体制の強化や水防体制の拡充など、ソフト面での充実を図り総合的な治水対策を推進してまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

再質問をさせていただきます。

まず、今、答弁いただいた中では、ほとんど住吉ではなくて川尻から片岡、神戸、大幡、この辺の大幡川とか大窪川、問屋川、この辺の整備とかそういうことの答弁があったんですけども、実際自分は住吉なものですから。自分の周りを見て回ったりすることがあって、川尻、片岡、大幡、神戸と、なかなか出向いては行かないんですけども、そういう中で、自分が住んでいるところは住吉川のすぐ北側なものですから。あそこがいつもあふれてしまって、するものですから。そこら辺を見たりしていくんですけども、今のその整備計画、実施しているものありますけれども、そういうのがかなり偏っているという言い方はちょっとあれですけども、川尻、片岡、神戸、大幡地区で、住吉のことは、なかなかこれから坂口谷川のことを県のほうのいろいろなアクションプランを起こしていくということでやっていくと言いますけれども、今現在は、住吉のことがなかなかできていないと思うんですけども、何か住吉のことで特別やっていることがあったら教えてください。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

地域的に偏りがあるのではないかとというような御質問の中で、住吉で何をやっているのかという御質問内容だと捉えます。

治水対策にはいろいろな方法があると私は考えております。河川整備の方法もそうですし、また、内水氾濫での強制排水、仮設ポンプによる排水であるとか、ハード・ソフトいろいろな面から対策をしていくものの中で、河川整備としましては、今、申し上げたとおり、大幡川水域を今整備をしています。整備計画をつくった中で、河川整備をしております。

住吉につきましては、大雨時の内水氾濫に対応するために、ポンプによる強制排水をポンプ場を設置して排水をしていますすとか、町長答弁のところにもありましたけれども、吉田中学校のあたりから下流へ流れております稲荷川のところのかさ上げを行っておる工事もしております。

また、それとは別に、日常的な維持管理としまして、河道の掘削、いわゆるしゅんせつ等も行っている現状でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

割合を比べると、全然住吉にかけることがちょっと少ないんじゃないかと思うですよ。それで、現状今やっていることもありますけれども、この間もらった実施計画の中にも、全然河川の改修とか、そういう計画の予算がなかなかついていなかったということもあるものですから。計画とかがしていますけれども、実際予算をつけないと、仕事がそれをやらなければ全然改修にはならないと思うんです。その辺について、たしか河川の改修の予算がろくについていなかったなと思ったんですけれども、今資料をちょっときょう忘れてしまったもんであれですけれども。その辺について、今後予算をつけて今計画はしているよということで、やっていることもありますけれども、実際、実施計画の中では予算がろくについていなかったものですから。その辺言っていることと計画の予算のつけ方が違うなというふうに思ったものですから、その辺について何かお願いしたいなど。口では言っているけれども、予算がついていないもんで、言うだけでやってくれないかなというふうに思ってしまうんですけれども、その辺で、言ったことに対してちゃんと予算をつけてやりますよというなら、実施計画にのってくると思うんですけれども、それがのっていなかったものですから。その辺で、どうなっているのかなと思ったんですけれども、すみませんが。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

実施計画等々のお話をさせていただきたいと思っております。

まず、実施計画の中では、大幡川水系、大窪川も含まれますけれども、河川改修を行っていくということで、工事の実施計画をのせてございます。

住吉につきましては、これからでございます。今までやっていなかったというわけではなく、本格的にこれからスピード感を持って、調査から入りまして、計画、整備ということの中で、今回も町長答弁の中にもありましたけれども、債務負担行為をとらせていただいた中で、本格的に取り組んでいくという状況で、それも実施計画にのっていますね。失礼しました。これから住吉については本格的に取り組んでいくということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） これから住吉のことをやっていってくれるということで、ちょっと自分は住吉なものですから、安心しました。

それで坂口谷川の水門ですね。水門をつくることはちょうど3.11があった後のことだったものですから、かなり自分としては、津波対策のような形の水門かなというふうに思っていたわけです。期成同盟会でつくるよということになって、それで、ですけれども、決算なんかそういうのを見ると、少しずつお金が出ている。それが治水対策というほうに使われているものですから。

それで、治水対策とあるというのは、水門自体がその治水対策に対してどのような効果というか効き目というんですか、そういうものがまだ半分もできていないくらいなものですか

ら。まだ、今何がどうだよということはないと思うんですが、どのような効果が期待できるかというのを、ちょっとお伺いします。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

少し長くなりますが、水門のことについて少しお話しさせていただきます。

御存じのとおり、二級河川坂口谷川に設置する水門ですので、県のほうで水門を設置していただくということです。

うちのほうとしましては、牧之原市と共同で推進協議会を立ち上げまして、それが今おっしゃった23年の3.11の後、8月4日に協議会が設立されております。ですので、たまたま地震の関係で水門というように見受けられるかもしれませんが、県としましては、かなり前から自分の管理河川であります旧相良町、榛原町、水門を設置してきた中で吉田町としましては、湯日川への水門が先に出て、いよいよこれで坂口谷川の水門設置だということの中で、今答弁のありました29年から現実的に工事が見え始めてきているということでありますので、津波対策ではありますけれども、決して津波対策だけではないというところを御理解いただきたいと思えます。じゃ、具体的に津波対策じゃない理由というのは何だということにつきましては、水門設置に伴いまして導流堤といたしまして、海のほうへ袖をコンクリート構造物を出します。そうしますと、河口閉塞が減少すると、河口の断面が確保されるというような効果も治水上でございますし、水門の設置に伴いました護岸の対策、かさ上げ等を計画していると聞いておりますので、決して津波対策だけではないと私どもは思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） ありがとうございます。

あと、今いろいろな計画とか聞いたですけれども、この間の台風もそうですけれども、災害が起こって、それで結局対策をするよと。今、私が一般質問をして、町の治水対策とかいろいろなことを聞いていますよね。それで実際それを私がそれじゃ、議会だよりのほうへ載せて、一般質問のこと、それで町民の方が読んでいただければ、治水対策について、どういふことをやっているねとわかっていただける。ですけれども、あとは傍聴人の方、きょう来ている方、ちゃんと聞いていらっしゃっていいと思うんです。それで、あと議事録は会議録はちゃんと見る人は見る人で、それもわかっていただけたらと思えますが、町民のみんながみんなそういう方ばかりでないと思うんですよ。それで、結局町は、予算のときは自治会の組長合同会とかで、その年の予算について、こういう主な事業なら主な事業を取り上げたりして説明をしますよね。それで、決算のときは町政報告会として、それをまた決算的なことを報告しますよね。ですけれども、こういった途中経過というか、こういった計画をしているよ、こういった工事を進められているよというのが、議員を通してそうしてやればいいんですけれども、それ以外には、町としてできれば、こういうものを行っているよという、わかりやすいものが町民に知れたら、多少は災害に遭ったとか、洪水があったところとかというのは、私たちのためにこういうことを町は考えてくれているんだな、こういうことをやってくれているんだなということで、多少なりとも安心すると思うんですよ。実際まだできてなくても、やってくれるという気持ちなら多少安心すると思うので、町民にそういうことを知

らせるということをしたならば、本来は僕ら議員が発信してやれば一番いいかもしれませんが、この間も行政報告もやってもらえなかったものですから。そういうこともありますので、そういうことで、何か住民に知らせることができるようなのがあるのかなと思いましたが、何かあったらお願いします。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

ちょっと答弁に困りますというのは、工事のことを説明するというのではなくて、恐らく議員がおっしゃっているのは、町民の皆さんの治水に対する不安の解消を、どういうふうにして町民の皆さんにお知らせしていくんだということにとりました。

それは先ほども言ったように、工事のことばかりじゃなくて、情報のいわゆる雨の降り方の提供ですとか、そういうことも含めた情報提供のことを言っているのかなということの中で、私の中では、工事の状況をどういうふうにして説明していくんだということについては、今まで行政報告会、町政報告会等がありますが、そういう機会を使いまして、なるべくわかりやすく皆さんに伝えていく方法があるのかなと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木ですけれども、何かちょっと今よくわからなかったんですけれども、直接被害を受けてそういうところへ、また、お見舞いという形じゃないですけども、ちょっと出かけて行って、大変だったね、ここんと今度こういうことになるよとか、その町内会とか、組長常会とかそういうところへ行って、今回こういうところで、この地区が被害があったけれども、今町はこういうことをやっているよとか、今計画しているよとか、実際やっているよとかという話を多少なりともしてやれば、気分的に楽になるというか、やってくれているんだなと、安心感が出るじゃないかなというふうに、自分はそう思うものですから。そういうことを今伺ったんですけれども、特別なような返事だったものですから。それをまた考えていただければなと思います。

それから、洪水して、それぞれの人達が土のう袋を今大体洪水するところのうちは大体うちの庭に置いてあるですよ、幾つもある。土のうステーションで、ちょっと調べたら磐田市ではそれが欲しい人が、自分で砂があるところと袋があるところへ行って、自分で詰めて自分で持っていく。

それで、浜松市は、砂が入った土のうをちゃんともうそこに置いてあって、必要があればそれを持っていく。

それで、沼津市でも、砂が入った土のうは置いてあって、それで、それを持っていくんですけれども、1世帯20袋と決まっているというふうになっていました。

当町では、過去からそういうふうに分のうが浸水してしまうと困るもので、1回持ったものをずっと置いてあるわけですよ、うちの庭へね。だもんですから、吉田町としては、その土のうをどのような形で各必要な方に配布というだか、必要な人がとりに来るだかわかりませんが、それどのような形になっているかというのをちょっとお伺いします。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

水防という観点で、防災課のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

現状といたしましては、内水氾濫も含めまして、御自宅のほうがちよっと浸水の心配があるというような御家庭につきましては、現実的に御連絡をいただいて、その都度、役場のほうに取りに来ていただいているという状況でございます。土のうのほうにつきましては、職員で土のうを積んで、そうした出水期の前に用意をして役場のほうに設置をしているというところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

連絡をして取りに行く。そういう形で今やっているということですね。それで、土のう自体は職員がつくって置いておくよという今答弁だと思います。ですけれども、もし、役場が災害のおそれがあるって、いわゆる対策の関係で集まっていて、その中でそういうことを先にやってくればいいですけれども、そうじゃなくて、例えば、それじゃ、そこまで行かないうちのですけれども、急に自分の周りがそういうふうになったとか、水がうちに入ってきてしまいそうだとか、時間的にも昼間じゃなくて夜中とかというのはあると思うものですから。そういうことでいうと、やっぱり、今床下浸水とか床上浸水する地域というのは、大体特定というのですか、ある程度今の状況だとわかるわけですね。ああここ何十年かそういうことでずっとなってきたものですから。だもんで、できれば、その一角を、例えば自分が近くにある住吉川で、ひばり幼稚園の近くだもんで、避難タワーがあったら、その下のところの一角に、そのステーションをつくるとかという、そういうどこか、町の土地がなければちよっとお借りして、ちゃんと土のうステーションを置いて、1世帯20袋かどうかわかりませんが、必要に応じてそれだけ持っていくということで、その準備は町のほうの職員の方がそれでやっておいてくれればいいと思うんですけれども、いつ連絡して取りに行くと、なかなかその急な時間で急を要するときは間に合わないかもしれないしするものですから。身近にあれば、すぐ行って、すぐそこで設置できて、やれやれいいっきやということになるかもしれないので、そういう土のうステーション、これはその地区の必要に応じて設置するという考えはいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

以前にも、例えば住吉のほうで言いますと、住吉会館の前の駐輪場のところをお借りして土のうを置いていたという現実もございます。それで、年中、土のうを置いてとなると、またこの土のう袋等もいがなくなって使えなくなるというような心配もありますので。例えば出水期の前に置いておくというような形、それから出水期が終われば撤去するというような形も考えられますけれども、いずれにしましても、そうした場所の提供であるとか、町有地も含めましてお借りしなければならぬこともあるかもしれないので、そういったところは、ちよっと地元の方々と意見を聞きながら進めていかなければならぬのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

土のう袋をどういうものかを考えているかわかりませんが、安いものから高いものがあると思うんですよ。それで、実際こうして設置しているところの市があるもんですから。そういうところのどのような材質の土のう袋を使っているかとかと聞いて、それで天気予報もある程度前々から、今結構発達しているもんで予測がつくもんで、ああちょっと危ないなと思ったら、先にそこへ持って行ってくればいいし、それでいがなくならないような袋があれば、その袋を使ってくればいいしと思うもんで、ぜひ、どうですかと、もう1回聞きませんけれども、要望になりますけれども、ぜひその土のうステーションをその必要なところに応じて設置するというのを要望をいたします。

それから、あと先ほど来、大幡川の改修とかと間屋川とかいろいろあって、結局、面積がふえて断面積がふえて流下する能力がふえると、結局は最終的には一番下へ来るですよ。海沿い海岸端へね。そうすると、僕ら海岸端へ住んでいるもんでね、こっちへ全部来てしまうんですよ、上の水がね。それで結局満潮になると海から逆流してくるもんで、そこでとまってしまって、たまる一方なんですよ。それで今先ほど水門のことをやりまして、それで河口が閉塞しないで広がっていると。だけんね、すぼまっても広がっても同じだと思うですよ。海から来れば海水面だもんで、そこは満潮になれば上がってくるもんで、それがだんだん広げれば広げただけ流れて入ってくるもんで、それはそういうことで効き目があるというのを、ちょっと自分じゃ、はてなとなるんですけども。

そういうことで、私の考えというものは、やっぱり水門、それこそ住吉川とか稲荷川にも水門あるのをそれをとめてしまって、今、住吉川は4台のポンプでそれに応じて流して、稲荷川はリースから借りて3台でしたか据えて、何か過去の一般質問の答弁を見ると、同僚議員の質問でね、自動車、ポンプ車も1台置いて、毎分30立米だか出すよとなったんですけども、実際車は置いておられますか。この間聞いたら、たしか発電機とポンプが3台くらいだと聞いたんですが自動車も置いておられますか。稲荷川のほうです。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

ポンプの実動部隊ということで、建設課からお答えします。

多分27年の答弁の中で、そういうお答えをしていると思います。それは国土交通省の静岡にありますが河川事務所のほうから排水ポンプ車を借りてきて、場合によっては据えて排水をしますという答弁でございます。

現在、稲荷川と湯日川の合流点で排水ポンプ車を設置しているかということについては、設置はしておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） だったら、時と場合によっては、それを据えますというような答弁が書いてあればあれですけども、常にそういうふうに行っているような感じで議会だよりに掲載していたもんですから。ちょっと見て今質問したですけども、あと、実際干潮になると水が引いていくもんで、はけていくもんで自然流下していくもんでということで、前にもここで話したかもしれないけれども、自分も消防団やっていると、吉田町の消防車が全部下水処理場のほうへ集まって、全部で防潮堤を堤防を越えた海岸へホースで水を全部くみ上げてやって、満潮が過ぎたら自然に流下していったもんでということで、とにかく、私が考

える一番の原因は、満潮になると逆流してしまうというのがあるものですから。とにかく水門があれば水門でとめて、海からの侵入を防いで、たまったのをポンプで出す。ですから、過去においては、町長も西が何十億だか何百億、東が何十億か何百億、合計何百億だか何十億かかるよというような話も伺ったことあるんですよ。なので、それくらいお金がかかってしまうというのは大変だもんで、とにかく今仮設で、仮設というか、ポンプで4基、3基でまあまあそこそこはけているというか、たまってしまうですけども、それを、だから、逆に数を倍くらいにすれば倍の能力があるもんで、そうすれば、満潮の時間帯だけということの限定で排水すれば何とかなるじゃないかなと思うですよ。だもんで、また、今度大雨の時期というのは、ちょっといつかわかりませんが、そういうときに、今あるポンプを稼働しながら、もう少し余分に補正予算組んでもええと思うんですけども、一応補正予算では限度があって、それでリースを借りるという契約をしていますよということで、議会が認めていますよね。だもんで、一応その中でできる範囲か余分にやってもいいですけども、とにかく、今あるよりも能力を上げて1回やってみて、それがうまくいけば、そんな大きなお金を使わなくても何とか違った形で、できるじゃないかなと思うものですから。そういうことを一度やってみたらいかがかなと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問よくわかります。町民の皆さんが台風15号であるとか、19号であるとか、今まで確かに、この吉田町は僥幸に恵まれて多くの被害がなかったわけでございますけれども。一步台風の進路が変われば、基本的に吉田町といえども、やはりいろいろな意味での被害をこうむるのはもう確実でございますので、これからもいわば被害の拡大、異常気象が異常気象でなくなると。そういうふうな状況を踏まえて、町民の皆様ももちろんでございますけれども、いろいろな意味で町政運営上、非常に被害の対策はやはり緊急なものとなってきているのは重々承知しておりますし、職員にもその旨、その認識については申し述べておりますので、議員のおっしゃられたことについては、当然のことながら前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

先ほど来、答弁を聞いていて、住吉以外のところは結構やっているよということで、自分も決算書とかそういうのを見て、十分やってくれているんですよ、十分わかっています。だから、そっちをやっているもんで、別にそっちをやめてこっちというわけじゃなくて、そっちはそっちで進めていただきたいし、住吉も住吉で、なかなか今、目に見えてというのはなくて、町長が以前、榛南幹線の歩道の下に暗渠、ボックスカルバートをいけるように。それも結果的にどうかわかりませんよ。私が今言った意見だと、坂口谷川が満潮になったら、それも逆流してきてしまっとうまく排水していかないもんで、意味はないかなというところまでいきませんが、やっただけのことは何かあるかもしれませんが、ちょっとどうかなというふうに思ったもので。

ですから、住吉のことをちょっと来年予算またつけるとき、少しでも。そのほかのところは結構測量費とか、そういうのを見てあるものですから。それで、この間補正のときにもセブンイレブンのところ、あそこも冠水したもんで、ちょっと調査するお金をつけるよということがあったもんで、もう少し地元も大事だということは言うてはあれかもしれませんが、

やっぱり自分が住んでいるところだもんで、よそと同じようにもう少し目をかけていただきたいなと思うもんで、そういうことで要望になります、ぜひ住吉のほうにも少し手当をさせていただけたらと、このように思います。

以上で終わるんですけども、千年に1回の地震に対する津波防災まちづくりということをも自分もちゃんと理解して、今、町がやっていることに対して、いろいろ自分なりに考えてやっておりますが、このように年に何回もあるような豪雨による被害ですね、こういうのは千年に1回じゃなくて、年に何回だもんで、その辺をよく考えていただいて、今後の対策とかそういうものを一生懸命やっていただきたいなと、こういうふうに思い、それをお願いいたします、私の一般質問を終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、10番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時00分といたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時56分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 盛 純一郎 君

○議長（増田剛士君） ただいまの出席議員数は13名です。

引き続き、一般質問を行います。

3番、盛 純一郎君。

〔3番 盛 純一郎君登壇〕

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛でございます。

さきに通告した内容に従い、一般質問を行います。

質問事項は、認知症徘徊等の見守り施策と事故救済を主目的とする損害賠償保険制度の導入の調査・検討についてでございます。

現在、日本の直面する高齢化に伴い、65歳以上の認知症高齢者、その人口も増加の一途をたどっております。現在、国内で推計600万人以上、団塊世代が後期高齢者となる2025年には700万人を優に突破するというデータが、厚生労働省の日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究報告から出されています。ここでちょっと添付資料の参照をしていただきたく思います。

資料1を御参照ください。

よくマスコミ等で根拠にされるものでございますが、ちょっと見にくいんですが、来年度2020年における認知症患者が推定600万人以上になるよというデータでございます。推定者及び推定有病率です。これそれぞれ二通りのデータがあるんですが、推移の過程の部分で、そのまま策定した当時のものと一定の場合と症例が上がっている場合、症状が上がっている場合なんです、実は最近調べた民間の最新データ推計によると、この2020年で16.7

と 17.5 という数字があるのですが、これよりさらに情報で、18%ぐらいで推移していると推計されているようです。また、このデータはいわゆる MCI と呼ばれる軽度認知障害ですね、と、当然 65 歳以下の発症例に関しては含まれないことも付言させていただきます。

続きまして、資料 2 と 3 から、では、当町における 65 歳以上の認知症の方が現在とか、あるいはまた 5 年後において一体どのくらいいらっしゃると推計できるのか。これがないとちょっと質問としては趣旨が定まらないので、やらせていただきます。

ということで、資料 2 と裏面の資料 3 をごらんいただきたく思います。

概算値になるんですが、資料 2 は、吉田町の人口ビジョンにおける人口推計でございます。資料 3 は、町の高齢化率、同じく吉田町人口ビジョンから抜き出したものです。この人口と高齢化率を掛け合わせることによって、65 歳以上のお年寄りが来年あるいは 2025 年段階で、大体どのくらいいらっしゃるかということは推計できると思います。そこに先ほどの資料 1 の発症の有病率ですね、これを掛け合わせることによって、おおよその 65 歳以上の高齢者数、その有病率で、大体どのくらいの認知症患者の方がおられることになるかということの推計ができると思います。計算いたしました。そうすると、あくまで推計ではあるんですが、2020 年の認知症患者、つまり来年ですね、1,311 と出ました。2025 年になると、これがまたさらに上がりまして 1,573 という数字になっています。

まとめますと、データによると、現在、吉田町には少なく見積もっても 1,000 人から 1,200 人以上、65 歳以上の高齢者で認知症の方が存在しているであろうということ。2025 年には、その数がふえて 1,500 人以上になるであろうという可能性が高いと。そして、その増加傾向は高齢化のピークを迎える 2060 年ごろまで持続していくという可能性が高いということが言えるかと思えます。

私は、こうした状況において、現在の認知症高齢者に対する町が行っていらっしゃるさまざまな施策のうち、特に徘徊による行方不明あるいは加害事故というものについても、今後この分母がふえる以上、どうしてもその増加が大いにあり得るのではないかと感じております。そうしたものの防止のためのさらなる配慮、あるいは万が一の事故等発生時の保護者にかかるであろう個人損害賠償、これの公的救済について、町として姿勢を示していただきたいとか、考えておく必要があると感じています。

ここでちょっと認知症徘徊について起こり得るトラブル例とか、あるいは自治体における損害賠償制度について簡単にまとめましたので、ちょっと口頭で申し上げたいと思います。

事の発端は 2007 年でございます。愛知県の大府市で起きた認知症患者当時 91 歳で、認知症要介護 4 の方が J R 東海の線路に立ち入ってひかれてしまう、電車事故ですね。これによって J R 東海が、その妻 85 歳当時要介護 1 の方、あと別居の長男に対し、事故による振りかえ輸送費と損害賠償として約 720 万の請求を起こしたんですね。しかも 1、2 審で J R 側が勝訴すると。最高裁の判決によって、この状態であれば、ちょっとその妻及びその息子に関しては監督義務なしとして賠償請求は棄却されたのでありますが、この事件によって、当時大きな話題になったんですが、見方によっては、監督責任を問える客観的事実というものがあれば、これ同居・別居を問わず、認知症の親御さんの起こした事故の賠償責任が求められる可能性があるよということを示したということになります。

こうした状況から、家族の個人賠償責任に認知症特約というものを附帯する民間保険会社もあらわれ出したんですが、その件数というのがなかなかまだ伸びていないということでございます。

そこで、高齢化に伴う認知症徘徊事故を懸念した一部の自治体から、リスト等により事前登録した認知症患者の加害事故等による損害賠償、これを自治体が民間保険会社と包括契約を行うことで、無料でカバーする保険事業の実施を、既に 2017 年度から始めている自治体があられてきているということでございます。

損害賠償責任保険は、その性質上、いわゆる団体加入ある程度人数をまとめて行うことで金額を抑えることができます。

対象者一人当たりの金額は、補償内容とか補償金額とかによるんですが、自治体の今払っている保険料にすると、お一人当たり年間 1,620 円、手厚くすると 4,520 円という中でございまして、認知症の患者を抱える家族に万が一高額賠償が発生したときの、そういう大きなリスクから守って、そのことによる家族への安心感の創出という効果も期待されているということでございます。

実際、じゃ、認知症の徘徊の方が不幸にしてちょっと起こし得る事件、トラブル、実際に賠償として金額が出た例なども含めまして幾つか挙げますと、失火による火事、御近所の家財、車とかガラス等を損壊する。あるいは、当町電車は走っていないですが、例えば道路での自動車事故の加害原因、飛び出して、それをよけた車が多重衝突を起こすとか、そういうことです。それから、商店等での盗難や損壊事故、それから、通行人へのトラブル、暴言、加害事故、旅先での事故、家庭内で水道出しっぱなしによる高額水道代の請求、騒音によるトラブル被害、そして、もちろん本人のけがや後遺障害、あるいは死亡などと、こういうようなことに対しての補償が、どこまでやるかによりますが、認められるということでございます。

すみません、戻ります。そうした部分で、当町の認知症高齢者のまず徘徊に対する施策について、以下の質問を行いたいと思います。

現在、町内において、徘徊のおそれのある高齢者、おおよそどのぐらいいらっしゃるのかという数です。そして、今後の推移をどの程度と分析されておられるか、これが 1 です。

2、徘徊のおそれのある人に対する施策、町内に幾つかあるんですが、見守りオレンジシールというものがございます。この配布実績と活用の評価についてお聞きしたいです。

3、同じくGPS購入に伴う購入補助です。この助成事業、これが町民の方がどの程度利用されているか。実績と、町としての事業に対する評価も聞きたいというところでございます。

最後に、4です。

民間保険を使った事故救済制度を独自に導入、運用開始している自治体が、朝日新聞の報道によると、今年度で既に 39 市区町村あり、来年度以降にも導入や検討、調査、研究を実施中の自治体も複数あるとのことでした。こうした各自治体の取り組みに対する町長のお考え、また、当町への制度導入に向けての研究・調査、このあたりの検討をお願いしたいということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 認知症徘徊等の見守り施策と事故救済を主目的とする損害賠償保険制度の導入調査の検討についての御質問のうち、1点目の、現在、町内において徘徊のおそれのある高齢者の概数と今後の推移をどの程度と分析しているかについてお答えをいたします。

徘徊のおそれのある高齢者の概数につきましては、認知症に起因して起こる症状には、それぞれ個人差があることから、算出することが難しく、数値的なデータは持ち合わせてはおりませんが、参考値といたしましては、地域包括支援センターが実施しております相談業務の中で、徘徊のおそれがある方を、有事に備え、あらかじめ登録する見守りリストの登録者数が上げられ、その数は本年11月末現在で33人と把握しております。

また、本年6月に内閣府が公表しました令和元年版高齢社会白書において、日本の高齢者人口が、2042年に3,935万人でピークを迎えると推計されていることから、当町における高齢者の数、そのうちの認知症高齢者の数、さらにはそのうち徘徊のおそれのある高齢者の数につきましても、当面の間はそれぞれ増加傾向に推移していくことが予想されます。

次に、2点目の、徘徊のおそれのある人に対する施策としての見守りオレンジシールの配布実績と活用の評価はについてお答えいたします。

高齢者見守りオレンジシールは、認知症により徘徊のおそれのある方の靴やかばんに貼付する反射シールであり、行方がわからなくなった方の早期発見につなげるために、同報無線やよしポケNEWSと併用するもので、平成30年2月から導入をしており、地域包括支援センターに相談の上、見守りリストに事前に登録することで交付されます。

配布実績といたしましては、導入から本年11月末現在の間で、62人の方に10枚ずつ、計620枚を配布しております。

この事業は、町民の方にシールの趣旨を知っていただいて、初めてその効果が発揮されるものでありますことから、広報よしだへの掲載を初め、平成29年度、平成30年度には見守り声かけ講座を、また、本年10月には、ふれあい広場の中で徘徊模擬訓練を実施するなど、さまざまな手法でシールの周知に努めてまいりました。今後も見守りオレンジシールの周知を継続していくことで、地域で認知症の方を見守る体制の強化に努めてまいります。

次に、3点目の、GPS機器使用の助成事業の町民の利用実績とその評価はについてお答えをいたします。

いわゆるGPS機器位置情報探索端末機の助成事業につきましては、徘徊のおそれのある高齢者等とその家族に地域で安心して生活をしていただくために、平成26年度から在宅支援生活品助成事業に1助成品目として追加して実施しているものでございます。

具体的に申し上げますと、介護保険法に定める認定者または心身などに障害のある方のうち、認知症状等があり徘徊行動、見当識障害等により、在宅生活上、GPS機器の使用が必要と認められる方を対象に、1回の申請で1台まで貸与期間を3年とし、利用回数に係る機器購入費等の初期経費のうち、基準額2万1,000円の10分の9を助成するものでございます。

利用実績につきましては、事業を開始した平成26年度から毎年2件程度の申請に留まっておりますが、町内で活動するケアマネジャーに対しまして、在宅支援生活品助成事業を含

む各事業の説明会を実施し、ケアプランを受け持つ対象者の中で、必要性のある方に利用していただけるよう呼びかけを行っていること。

また、さきに申し上げました見守りリストの登録時に、地域包括支援センターから利用を勧めていただいていることから、GPS機器の使用を希望される方へは確実に事業の周知がなされているものと考えております。

御利用いただいている介護者からは、これまで少しの間も目が離せなかったが、GPS機器の利用により気持ちに余裕ができたとの声もいただいております、介護者の負担軽減の一助となっているものと受けとめております。

今後も引き続き、地域包括支援センターやケアマネジャーに御協力をいただきながら、GPS機器の使用を希望される方へ周知を図ってまいります。

次に、4点目の、民間保険を使った事故救済制度を独自に導入、運用開始している自治体が、朝日新聞デジタルの報道によると、全国で既に39市区町村あり、来年度以降に導入や検討、調査・研究を実施中の自治体も複数あることを確認している。こうした各自治体の取り組みに対する町長のお考えは、また、当町への制度導入の検討はについてお答えします。

初めに、民間保険を使った事故救済制度の始まった経緯でございますが、平成19年に愛知県大府市にあるJR共和駅で、要介護4の認知症の方が線路内に立ち入って死亡した鉄道事故に端を発しております。この事故により、JR東海は、監督義務者である認知症の方の家族に対し、事故による振りかえ輸送費等の損害賠償約720万円を求める裁判を起こしました。1審、2審は家族の賠償責任を認めましたが、最高裁は家族に監督責任はなかったとして、JR東海の損害賠償は棄却をされております。ただし、監督責任を問われるような客観的状況があれば、認知症の人の家族が事故の責任を問われる可能性があるとして、この鉄道事故をきっかけに、認知症の人や家族が安心して暮らせるよう、自治体が家族にかわって民間の個人賠償責任保険に加入する取り組みが始まったものでございます。

既にこの制度を導入しているとの新聞報道があった39市区町村の交通環境を確認しましたところ、39市区町村中36市区町村には鉄道軌道があり、残りの3市区町村のうち2市区町村につきましても、生活圏内に鉄道軌道があるような状況でございました。

このことから、既にこの制度を導入している自治体におきましては、事の起こりであり賠償責任が生じた際、損害賠償額が高額となり得る鉄道事故を考慮して対応しているものと推測いたします。残りの1市区町村に制度導入の目的について確認しましたところ、自転車を運転中に他人を死傷させてしまった場合を想定しているとのことでしたが、静岡県におきましては、本年4月1日に「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されており、自転車利用者には、自転車損害賠償保険等の加入が義務づけられているため、その1市区町村と当町では、状況が異なるものと考えております。

また、本年6月に認知症施策推進関係閣僚会議により取りまとめられ、団塊の世代が75歳以上となる2025年までの期間の認知症対策の指針となる認知症施策推進大綱では、認知症バリアフリーの推進として、認知症に関するさまざまな民間保険を推進していくことが盛り込まれておりますが、内容につきましては、各保険会社の取り組みを後押しすること、既に取り組みが始まっている自治体の事例を収集して、政策効果の分析を行うことまでにとどまっております。

このような状況でございますので、町といたしましては、現時点で制度導入の検討には至っておりません。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、順番に追加質問を幾つかさせていただきたいと思います。

(1)高齢者の概数及び今後の推移ですが、今後ふえていくだろうと。症例がいろいろありますし、そもそも登録というか、認知症の段階がいろいろあって、どこまで徘徊の可能性があるかというのは、一概に言えないということは、私もそのとおりでと思います。

それで、見守りリスト、こちらが一つの参考になるのではないかとということでの33人という数字、これは私のほうもちょっと中日新聞さんの記事で、オレンジシールの配布のところのインタビューで、少し把握させていただきました。この三十何人の方が、ただし、これ2018年4月ですから、一年半ぐらい前ですか、では見守りリストの登録が約二十数件と20人程度にとどまると書いてあります。現時点で33人ということなので、簡単に言うと、ここ1年ぐらいで10人ぐらいふえていると。今後、この傾向は恐らく続いていくのかなということなんですが、もう一つございまして、平成31年3月31日時点で、徘徊のおそれとはもかく、認知症であるという指定をされた高齢者の方が570人ぐらいいらっしゃるということを、事前に福祉課さんから教えてもらいました。

先ほど、私が申し上げた数字で、認知症の方が恐らく1,000人以上あるいは1,311という数字があったので、1,000人から1,100人、200人ぐらい概算ではないかと。ただし、その認知症高齢者が町として認知症であるということでの登録というか、確認されている方が570人ということだったんですが、ここの差異というのは、町としては570人、でも、この数字統計による掛け算によると大体1,300人ぐらいと。かなりの差異があるんですが、ここはどういう部分と解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員がおっしゃられる570人という数につきましては、介護保険を申請している方の中から日常生活自立度というスケールがございまして、そのスケールの中で、2以上の方が該当になって570という数を出させていただいております。

認知症スケールの中で、日常生活自立度が1という段階がありますが、こちらが議員の添付していただいた資料の裏面にもランク1とありますように、何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立しているといった方になります。

吉田町では、先ほど言った570人の数字は、平成31年度3月1日現在の数ですので、同じ時期でランクが1の方が187人いらっしゃいます。ですので、570の方と187を合計した757人が介護保険を申請しており、その中で何らかの認知症状がありますよという方の数になってきます。認知症があるかどうかといった検査そのものではなく、介護保険の申請をしている方の中でのある程度の認知症がある方という数になってきます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） ありがとうございます。

私、すみません。最後の添付資料として認知症高齢者の日常生活自立判定基準というのを添付させていただきました。これによって認知症の段階別の症状がある程度皆様にも伝わるかと思うんですが、町のほうとしては、ランク1に関しては、要は、介護認定のタイミングでは、徘徊の心配もそうないだろうという認識だと思うので、ここの数に関してはわからなかったんですが、2以上の方が570人、そして、1の方が187人、合わせて750名ぐらいが認知症例を持っていらっしゃるであろうということで、先ほどの数字より大分近づいてはいるんですが、ということは、千何人いらっしゃる中で、みんながみんな認知症に関してというか、介護申請をしていない。要はどうしても認知症であることを表にしないというか、大丈夫であろうとか、あるいは恥ずかしいとか、いろいろな事情で申請していない人が数百人程度いるであろうという認識でよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

知られたくないといった御意見もあるかもしれませんが、介護申請をしなくても生活に支障がなく楽しく生活ができているという方もいらっしゃると思います。中には、御本人も御家族も認知症を認めたくないといったケースもあるかもしれませんが、この数字はもともとが介護保険の数字でございますので、介護認定を必要な人かどうかといったところの中でのあくまで数字になりますので、生活に支障なく地域に見守られて生活が行われている方も、中にはいらっしゃる判断しております。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） わかりました。

そういう部分で、いろいろな諸事情でなかなか介護を使わずに何とか頑張っている家庭、例えば独居の方とか、夫婦2人暮らしの方、要は周りが気づかないようなケースで、そのまま過ごしている方も、恐らくおられるんじゃないかと。本人が事情を受けとめて、しっかり暮らしているのであれば、そこに関しては、特に申し上げることはございません。

別の質問でございます。

今後の認知症になる高齢者がふえていくであろうということなんですが、この数値には、いわゆる先ほど申し上げたMC Iですね、軽度認知障害、健常な方と認知症の方のちょうど中間というか、そういうような事情の方が含まれていない。あるいは65歳以下でも当然発症する例、若年性といいますか、あると思うんですが、こういうものは町として捕捉するのは可能なんでしょうか。数をつかむというか、実際の症例として何件あるとか、そういうことはあるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

軽度の方や65歳以上の方の数の把握の必要はということですが、小さな町ですので、数の把握ということを努力してつかもうというよりも、1ケースずつの対応を大事にしていきたいと考えております。

平成29年から認知症の初期集中支援チームといった事業を行っております。こちらで、介護保険も使っていない方、医療にもかかわっていない方に対しての認知症の早期発見と早

期対応ができるような専門のスタッフを集めて検討したり、アプローチしたりといった事業を開始しておりますので、そちらのほうで1ケースずつかかわっていくことで、今までどおりの生活が送れるような支援をしていけたらと考えておるところです。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） ありがとうございます。

私も人数がどうかというよりは、実は、要するにもう2025年では5人に1人がかかる。それで、さらにその初期症状や若年性症状などを入れると4人に1人などとも言われております。これももう当たり前の病気であるという地域の認識ですね、これがないと、認知症の方が明るく暮らせるような地域というのが、なかなか実現できないのではないかとこのように考えております。そういう意味での実情の把握という部分で、ちょっと質問をさせていただきました。

もう一つ、別の質問でございます。

実際の、じゃ、徘徊事例とかに関して少し聞きたいんですが、昨年度や今年度、認知症による徘徊、行方不明、この件数はどのようなものでしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

認知症による徘徊の数というのも、町のほうでは把握はできておりません。と言いますのも、散歩をしている中で普通のルートで戻ってこられる方、戻ってこられなくても近所の方がお声かけしていただいたことで帰れている方、あと御家族がお探しになって見つかった方という方もいらっしゃるのですが、町で把握していることはないんですが、中には同報無線を依頼していただいて搜索された方もありますが、同報無線で連絡した方につきましては、平成30年昨年におきましては、町内の方ではお一人、同報無線を流した方で町外の方もありましたので、無線そのものはお二人の同法無線を流したという実績があります。今年度につきましては、町内の方を6回、同法無線流させていただきました。6回のうち、お一人の方が何回か搜索をさせていただきましたので、件数としては、同報無線の回数としては6回というふうな形になっております。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） わかりました。

あくまでも、では、町としては同報無線で通知した数を件数と徘徊があった件数として考えておることですね。実際は多分水際で食いとめたというか、家族の方がここにいるであろうというところに行ったら実際いたとか、ちょっと目を離れたすきにいなくなったけれども、近くで見つかったとか、そういう事例は当然無線依頼されないもので、潜在的にそういう事例も恐らく出ているのではないかと思います。

すみません、もう一つだけ。

1に関連しまして自立支援度1です。

先ほどの何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会内でほぼ自立している、こういう方も徘徊されることというのはあり得るのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

十分あり得ると考えております。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 本当にいろいろな症状を調べていくうちに、ランク1の方が急にランク3になるとか、あと物すごくレアケースなんですけど、ランク2の方がランク1に戻るとか、ランク1の方が一気にランク4で、もう施設とか病院に入ってしまうとか、いろいろなケースが考え得るということで、常にこうであろうというのはちょっと聞かない現状だということは、ちょっと認識しております。

それでは、次の質問です。

見守りオレンジシールのことなんですけど、先ほどの御答弁の中で、約30、リスト登録の方として33人、62掛ける10とおっしゃったかな、配っているというところなんですけど、実際にこのシールを張っていて、よかったよとか、徘徊前に見つかったよみたいな、そういう事例が例えば福祉課さんのほうであったりするもんなんじゃないでしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） シールを張っていて、徘徊していた方が見つかったよといったケースは、特にこちらでは伺ってはいないです。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） では、あくまでも予防というか、それをぜひ張ってくださいということで個別配布しているという現状ですね。

すみません、先ほどの新聞記事にちょっと戻るんですけど、担当者が懸念するのは、お年寄りがシールを張ってくれるかどうかと。シールを張れば、見ず知らずの人にも認知症患者であることがわかってしまう。町は患者宅を訪ねてシールを配る際、家族に理解を求めており、おおむね好意的な反応だということ。これが1年半ほどの2018年4月の内容なんですけど、ここの部分は余り今のところ、その変化とかはないものではないでしょうか。例えば数は、数については先ほど聞きましたが、この認識に関しては、福祉課さんとして特に変化はないでしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） シールにつきましては、配ることだけを考えますと、間違った認識というんですか、この人は認知症なんだと思われたくないという御家族がということが、少しさっき発言があったんですけど、認知症イコール怖い人とか、何か危険を起こす人というふうに思われたくないものですから、説明を十分させていただいての配布を行っております。ネガティブなイメージにならないような細心の注意という意味で説明をしているんですけど、それ以外に、町長の答弁の中にもありましたように、シールを配ることが、本人や家族への周知だけではなく、周りの人にも同じように、この人が怖い人なんだという認識ではないようにするためのシールの配布とあわせて、見守り、声かけ訓練等を行わせていただいております。

町では、福岡県の大牟田市のほうも少し勉強させていただいております。そちらで見守り、声かけ訓練のほうをしていらっしゃいます。そこでの実績を確認しますと、認知症だとわかってしまうことよりも、認知症の方の対応を地域の方が学んでくれるようになったよということを、伺っております。

例えば、認知症の方がグループホームからお散歩に施設の方と一緒に出かけられまして、そのときに、いつも同じものを買っていく。お店の人は不思議には思っていたんですけど

も、実は話を聞いてみると、亡くなった息子さんのために、毎日同じものを買っていつているということがわかりました。そこがわかったところで、お店の方はこの人が来るとき用に物がなくならないように、ちゃんと売れ残っているように用意をして、お店の中でもおうちへ帰ってもパニックにならないようにするための施策をすることができたよという話でした。これはやっぱり認知症の方への理解が進んで、なぜその認知症の人がこういう行動を起こすのかといった、地域の方が背景を知るといった機会になったということを知っています。

やはり認知症の方には、こうするべきというものではなくて、認知症の人にもそうでない人にも優しい町になっていくということで、この認知症見守り訓練のほうを続けているというようなことを、ちょっと視察させていただき、確認をさせていただいたところです。

ですので、町でも、シールが張ってある人を見つけるだけのシールではなくて、見守りして声かけができるような施策としてのシールということで、このシールを配るに当たりましたが、町内会に見守りの講座のほうを、各町内会、各自治会単位での、町内会長さんに集まっていたら説明をさせていただきました。

その際にも、先ほど認知症の人の背景がわかるようにということをおっしゃったんですが、認知症の人は病気なんだよと。高血圧とか皆さんが持っている病気と同じ病気なので、怖いものではないんだよといったところから説明をさせていただいて、この人自身も不安ではないんだよといったところも理解していただくための講座を開かせていただいています。

そのほかにも、認知症サポーター養成講座ですとか、ふれあい広場にも認知症の勉強をする機会をもうけさせていただいているところですので、シールがいきっかけで地域づくりになっていけたらなということで、使わせていただいているところです。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） この件についても一つだけ。

予防的な観点から言いますと、例えば見守りリスト登録の方に10枚ずつ配っている現状だと思うんですが、もうちょっと要件を下げ、例えばMC I症状があらわれている方の家族から相談があったら、もう予防のためにとって何枚か渡すみたいな、要するに、もっと配っていいんじゃないのと実は私は思っているんですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

どうしても登録してある方というのは介護認定を受けていらっしゃる方が多いんですけど、それ以外の方でも、認定を受けていない方でも、こちらのシールのほうは配らせていただいています。ただ、どなたに配ってあるかということは、リストに載せておかないとわからないものですから、見守りリストには登録をしていただいてシールのほうを配るといったような形で、させていただいているところです。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） わかりました。オレンジシールのこといろいろわかりましたので。

では次のGPS機器についても一つだけ聞きたいと思います。

GPS機器、最近非常に普及が目覚ましいというか、小型化とか低価格化が、民間というか、物として商品としては進んでおりまして、こういう機械の小型化、高性能化、発展目覚

ましいと。実にいろいろなタイプがありますよね。アクセサリやかばんに忍ばせるとか、服に張りつけるとか、多様化しています。

町としてのこの助成、年2件ほどしかまだないというところなんです、どういうものを推奨しているか、御説明いただけますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 町でパンフレットを提示して、このものをといた提示はしておりませんので、御家族の方やケアマネージャーさんが、経験の中で、この方が使いやすいもの、アクセサリなら持っていきますよとか、靴ならこの靴を必ず履いていきますという方に、合ったものを使っていただいておりますので、御自身でいいもの等検討していただいて、購入のほうに結びつけていただいております。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） すみません。わかりました。

GPSに関しては、実は幼児とか小学生とかにも流用できる、流用と言いますか、要するに行方がわからないと困る人ですね、に対しては、今後もまた町でも勧めていきたいということも申し上げたかったんですが、ちょっと時間の関係上、すみません、割愛させていただきます。

それでは、最後の民間保険の導入に関してなんです、答弁としては、鉄道の路線から事故を懸念している状態ということで、当町としてはまだまだ検討もちょっとできない段階だよという御答弁だったと認識しております。

一つ、ちょっと私の意見というか調べていく中で、日本総研という民間シンクタンクが出している平成31年3月作成の認知症政策における官民連携の好事例に関する調査研究事業報告書というものを、質問の前に少し読ませていただきたいと思います。

この事業ですね、我が国の認知症患者数は2012年の時点で約462万人となっており、団塊世代が後期高齢者となる2025年には700万人になると見込まれている。しかし認知症は90歳を超えると有病率が半数を超え、避けられない老化の一つの側面が強い。

したがって地域社会全体で認知症に優しい地域づくりを進め、認知症の人を受容し、認知症になっても生き生きと自分らしく暮らし続けられる環境を整備していくことが肝要である。認知症になっても暮らしやすい環境をつくっていくためには、暮らし、生活のあらゆる要素を認知症の人に優しいものに最適化していく必要がある。

そのためには、医療、介護の支援体制はもちろん、公共施設や交通手段などのハード面、買い物、食事、外出支援等、生活支援サービスのようなソフト面、さらには認知症の人やその家族向けの事故防止対策の仕組みづくりなど、多方面にわたる取り組みが求められる。

これら広範な取り組みを進めるためには、行政による公的な施策にとどまらず、住民が主体的に取り組みに参加するとともに、医療、介護関係にとどまらない地域の商業、サービス業、大学等研究機関を含む幅広い民間事業者の力を活用し、官民が連携した取り組みを進めていくことが極めて重要である。

実際、認知症の人に優しい町づくりに関して、独自に条例の制定や宣言の策定を行い、各種の施策を展開しつつある自治体で、暮らしに密着した各種民間事業者と連携しながら、効果的な取り組みを進める事例も出てきている。

しかし、これらの取り組みは、まだ一部の自治体にとどまる。さらに前述のとおり認知症の人に優しい地域づくりにおいて、取り組むべき領域は生活の全般にわたり非常に幅広い。

既に官民連携にて取り組みを進めている自治体においても、取り組みは緒についたばかりであるというような冒頭の内容で、全く私が申し上げたいことを代弁というか、そのとおりであるなあというところなんです。

すみません。端的に伺いたいですけれども、実は認知症を、当然見守るとか、マンパワーで手厚くしてやるというところでは、介護人員といいますか、福祉の人員というのが、今後、日本全国では、かなり不足が見込まれているというニュースがございます。

2025年までに、介護人材55万人不足というデータがございます。日本全国の事情さまざまなんです。吉田町に関しましては、介護事業者やあるいはその福祉に係る方、人、足りていますか。どうでしょうか。何て言うんですか、概ねというんですか。不足感があるとか。足りていますよとか、そういうところでもいいんですが、そういうものに対してはどのような現状なんですか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

世間一般に介護人材の不足というのは新聞等でも報道されているところですので、町内の事業所にも介護保険の部門で確認をさせていただいております。不足していて、事業を少し縮小している事業所もございますが、全然心配はございませんという事業所も、中にはございます。

どのような取り組みをしていて足りているのかといったところも少し勉強させていただきまして、もともと介護人材の確保というのは県単位で行うというような指導がされておりますが、近年、それこそ不足という話もありますので、町でもいろいろな事業を使いまして、介護人材を補充するような事業を行わせていただいております。

それこそ、民間を活用しました杉の子園で、初任者研修といった、ヘルパーの初任者の方の研修会も行っております。

また、今年度からなんです。入門的研修といったもので、介護のパフレットをつくりましたが、介護の入門講座というのもさせていただきます。これは今年度初めて行うものなんです。介護の専門職でないといけない介護のものと、そうでないお掃除とか周辺のそういったものの業務については資格がなくてもできますので、そここのところの勉強をした方の入門講座というものに行ってください。ゆくゆくは月に数回とか、1日2時間程度といった仕事のつき方での人材を確保しようということも考えております。

こちらは町と県が共同で実施する研修会になります。

現在、これは1月に実施するお教室になるんですが、25の方がお申し込みいただいております。町内の方が積極的に介護人材として活動していただけたらいいなところなんです。

そのほかにも、介護の仕事というのはきついといったイメージも強いものですから、どんなことをするのかといった紹介のほうもさせていただきます。

ふれあい広場の場を使って紹介をしましたり、スタンプラリーというような形で小・中学校に御協力いただきまして、見学をしていただくような機会も設けさせていただいております。そのほかに、吉田町の合同企業説明会、産業課が主催で、こういう仕事の場がありますという紹介も事業所のほうに行ってください。実施をさせていただきます。

あとは介護職の魅力発見ツアーというのが、静岡県のほうでも主宰して行っておりますので、町でも紹介のほう、各戸配布だったりとか、今年度は回覧というような形で紹介のほうさせていただきまして、介護人材の確保にも努めているところです。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） ありがとうございます。

あと、幾つかお伺いしたいと思います。

ちょうど先週の町長の行政報告の中で、その中の5ページの中で、ことしは映画で福祉の映画とパネルディスカッションを行うという。しかも、行政報告の後の1ページ以上を占めて福祉の内容をやっているというところで、かなり大事な案件というか、力を入れていらっしゃるのだなあというのは、すごうかがえるところがございます。

それに関連して、また、一つタイムリーなところで、11月の最終週になるんですが、厚労省のほうからの人生会議のポスターのことがちょっとございました。あれ、本来であれば、多分、今ごろ厚生労働省から県とか市町におりてきて、あらゆる福祉事務所、福祉関係のところに啓発ポスターとして張ってあると思うんですね。

ただ、やはりちょっと一部配慮を欠いた表現というか、ということでクレームが入って、今潰れているという現状がございます。

これについては、例えば代替のポスターとか、私、これを申し上げるのは、家族会議が本当に、家族会議というか人生について、要は正体がなくなったと言いますか、意識がはっきりしなくなったときに、こうなったらこうしてよというのを、家族の間で共有しておくことは非常にこの認知症もそうなんですが、急な事故ですとかそういうことに、やはり急に意識がなくなるような重い症状になるとかというケースは、これからあることなので、常々どこかのタイミングでいろいろなことを話し合っておくべきだなあとは、私自身の経験も、実はやっていなかったのものでそう思うんですが、そういう部分で、あのポスター、どうなりましたか。

すみません。お願いします。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 人生会議のポスターを厚労省のほうで作成していて、現在中止という形で聞いています。再度配るといった話は特に聞いておりません。

人生会議につきましては、最期、どこで最期を終えたいかといったことを、家族でちゃんと話をしておきましょうねといったものになります。

例えば施設で亡くなりたい方、病院で亡くなりたい方、おうちで家族に看取られて亡くなりたい方といったところの話を御家族でしておいていただいて、例えば施設にいるときに、御家族は救急搬送していただきたいのか、御本人も緊急搬送していただきたいかどうかといったところを、ちゃんとコミュニケーションをとっておいていただいて、それを施設側にも伝えていただいて、もしものことがあったら、延命措置はせずに、家族に迎えに来てほしいよと言っている方もありますし、中には、今訪問看護を利用しまして、在宅で最期を看取られている方も町内にも何件かございます。

そういったところの話し合いをしておいてほしいよといったポスターになりますので、中身としてはいろいろな批判もあったということを伺っていますが、最期の看取りをどこでするかといったところの趣旨のポスターということを知っています。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そうですね。デザインはともかく、内容としては本当に賛同できるものなので、できれば町独自でもつくってもらいたいぐらいに思っているんですが。

そのポスターというか、家族会議、人生会議はやっておくべきだということと、あとは最近、銀行さんとかに聞くと、今一番困っていることで、要は親御さんが急に亡くなったり、あるいは認知症状を起こしたりしたときに、口座がどこに何があって幾ら入っているとかがわからないというようなことですね。

これを、また子供が全部取り仕切っていけるものか、つまり、成年後見制度ですね、こちらの周知のほうも、もちろん行政報告上にもありましたが、今後もぜひあわせて広めていただくことをお願いしたいと思います。

では、最後の質問になります。

今、私としては、今回、最も町としてどうされるおつもりかというところで、4番目の質問ですね。保険に関してなんですが、実は保険には、この保険というのは金額自体は余り大きくないと言ってしまうとあれなんですが、例えば先ほどの見守り30人ぐらいの方に、年間2,000円ぐらいでできるんですね。そうすると、大体年間で6万円、もちろん保険料ですし、税金ですので、それが高いか安いかということは言えませんが、要するに、年間6万円を払うことで、4つぐらい効果が出るんですね。

一つは、もちろん加害家族の、先ほどの一番最初の部分ですね。大きな事故とか、物すごい損害賠償が家族に降りかかってきたときに、その家族破滅しちゃうんですね。そこを最低限セーフティネットとして防ぐことができると。そのことによる家族にとっても、何て言うか、ちょっと安心感と言いますか、そういうことがあってもそこでは保険が一応効いているよということですね。

それが一つと、今後の話でまた例えば二つ目ですね。要するに、被害に遭った方も、町民であったりするわけですね。内容によりますが、軽微なものであると、それは個人間で弁償するとかっていう話でおさまるかもしれないんですが、やはり大きな事案になると、何百万という請求をせざるを得ないという、町民同士で争うというところが、せめて金銭的な部分においては保険でカバーできるというのが二つですね。

三つ目として、これは町として、要は保険と言いますか、こういう事業を行うことで、非常に認知症に関してケアをしているよという宣伝効果と言いますか、PR効果というか、そういうところが町内の方に啓発できる。啓発の意味があると。

最後の一つとしては、実はこれをやることで思わぬ副次的効果で、こんな制度があるんだったら、ちょっと認知症のこと、ちゃんとやろうかなということで、先ほどの啓発とも絡むんですが、自発的に医者さんにみてもらう人が増えるとか、思わぬ副次的効果が、保険額だけで言うところだけなんです、実際はその運用コストって、私もまだいろいろわからないことがあるので、かなりあると思うんですが。

町長、ぜひ、今後のことをございます。今は確かに私もあえて言いませんでしたが、鉄道関連ですね。鉄道が走っていて、乗りおりのお客さんが多いとか、あるいは密集している地域とで。ただし、コンパクトシティで密集しているという意味では、電車こそないものの、吉田町も実は非常にそういう地域的な集会的なところはあると思うんですが。

今後またぜひ、状況がちょっと変わったり、あるいは恐らくこれ他の自治体が結構参考事例にして、追随していく可能性が高いと私は思っているんですが、そうした場合に、また改めて、そのコストと実際の納入効果などを掛け合わせて、またそのときに調査研究、御検討など、余りこう引っ張っていくと、実際に事案が発生したときどうするんだというところは、正直私ちょっとあるもんですから、ひとつお願いしたいと。

そして、もう一つ、今私どもが民業でやっておる中で、出られませんという仕事のアルバイトとかね、方がちょっといるんですね。何でと言うと、おばあちゃんが認知症で、ちょっと世話をこの時間だけ私がしなきゃいけないとか。あるいは、そうですね。それはまだすみません、軽いというとあれなんですけど、この時間だけ私が見なきゃいけないから、この時間は入れませんか、そういうことがございました。

実際に、介護や認知症に関係して、仕事をセーブするとか、あるいは一部の仕事をやめて別の仕事に転職せざるを得ないとか、あるいはもう仕事自体ができないとか。町内にも当然その抱える家族という部分で、さまざまなところ、事情を抱えていると思うんですよ。

最後、ちょっと情緒的な質問になるんですが、そういう認知症の家族を抱えた町民の方に、町長が例えば自助や共助の部分で、声掛けとか、アドバイスとか、そういうことで特に訴えたいことが何かあれば、ぜひ、ひとつ御答弁をいただきたいんですが。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） ちょっと包括的で非常に難しい問題だと思うんですけども、基本的な問題は、直接的に議員がおっしゃられたことと言えば、老々介護であるとか、例えば介護であるとか、そういうために社会に出られないと。ある意味、これは大きな意味の社会的な喪失でございますので、それは当然のことながら、そういうものについては、国も含めてこれは考えていかなきゃならない大きな問題であると思っています。

さりながら、私、以前、現在でも考えていますけれども、吉田町というものは福祉社会の定説、一つの社会目標であると思っています。

3つの柱がございまして、一つは子供を産みやすく育てやすい社会。二つ目が健康維持しやすく社会に参加しやすい社会。三つ目が悩みを打ち明けやすく、手を差し伸べやすい社会。いわゆるいろいろな人が社会の中にはおりますので、先ほどの問題も社会的ロスの問題もございましてけれども、そういうの全部含めて、社会というものが変えようと思ったり、非常に自分以外の方に対して、家族以外の方に対しても寛容度の高い社会というのをいかにしてつくっていくかというのが、これからの恐らく日本社会における大きな一つの目標の社会になると思います。

そういうもののためには、やはりどんなことをしていけばいいのかと。今、議員のおっしゃった保険の問題もそうでしょうけども、それも寛容度の社会であれば、そういうのも当然のことながら出てくると、そんなふうに思っています。

したがって、ある意味によっては意識の高い自立した社会をつくるために、寛容性という一つの何て言うんですかね、社会の土台に据えるものを、今後どういう形でいわば構築していけばいいのかといったことが、大きな問題であると思っていますので、そういうのも含めて考えてまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（増田剛士君） 終了です。

○3番（盛 純一郎君） 以上で、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（増田剛士君） 以上で、3番、盛 純一郎君の一般質問が終わりました。

◇ 山 内 均 君

○議長（増田剛士君） 続きまして、9番、山内 均君。

9番、山内 均君。

〔9番 山内 均君登壇〕

○9番（山内 均君） 9番、山内 均でございます。

私は、質問に先立ちまして、さきの台風15号の暴風、それから台風19号の豪雨をもたらした河川の氾濫による洪水で犠牲になられた方々、また建物や農作物の甚大な被害を被った方々の一刻も早い復興を願っております。

先ほどの同僚議員のことと同じようなことを私も思っております、地球温暖化によって、台風19号のような大きな風と雨のエネルギーを持った自然が日常的に大災害をもたらすことが予測されていると、発表されています。この経験を生かさなければなりません。

そこで通告に従い、質問を行います。

10月に発生した台風15号の暴風による被害、台風19号の記録的な豪雨による河川の氾濫や数え切れないほどの堤防の決壊による甚大な洪水被害、広い地域で災害の傷跡が残った。

各地に被害をもたらす大型で巨大な、瞬間最大風速70メートルを示すような台風や記録的な豪雨災害をもたらす台風、また爆弾低気圧による集中豪雨で起きる洪水災害から命を守る計画を準備し、訓練をしておかなければならない。自然の破壊から守るためには、災害を防ぐ努力と、災害を可能な限り減らす準備をしなければならない。減災を考えることが必要であると考えます。

議会報告会での町民の皆さんとの意見交換会では、住吉、川尻、片岡、北区、それぞれ台風19号の豪雨での避難や避難場所の話題が多く提供された。湯日川の千草橋には、県が管理する水位観測所があるが、その水面上昇の数値が危険水位まで達したこともあり、避難に不安を示す意見が確認された。

避難場所に対する不安、洪水災害に対する避難訓練、そして、災害時要支援者に対する対応も関心事であった。神戸地区でも、床下浸水1軒、床上浸水1軒も確認をされた。

台風19号の記憶を踏まえ、以下の点について質問いたします。

(1) 避難の計画について。

① 町はいち早く避難勧告を出したが、避難指示、避難勧告、避難準備等の避難レベルの基準は示されているのか。

② 避難指示による全員避難を受け入れる避難場所の数と配置は、適切であると考えているか。

③ 避難場所の指示はよかったのか。避難所の自彊小学校体育館が避難者でいっぱいになり、定員オーバーになったら教室を開放するのか。

(2) 避難所の場所について。台風19号の記録から、河川の土手の決壊は予測ができない。

①自彊小学校への避難は湯日川を越す危険を心配する意見がある。神戸西会館やよしきたを含めた地域計画の再考はしないか。

②避難箇所を増やし、全体的にバランスのよい配置にする必要があると思うが、町の考えは。

③高齢化に伴う、確実に増える災害時要支援者について。

避難の際、目や体の不自由な方、高齢な方の避難に困難が生じた。災害弱者の名簿の活用
の拡大は考えているか。

以上、よろしく願います。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 豪雨災害から命を守る避難計画と対策についての御質問にお答えする前に、当町におきましても被害がありました台風第19号の気象の概況等につきまして御説明させていただきます。

静岡地方気象台の公表によりますと、10月6日に南鳥島近海で発生しました台風第19号は、マリアナ諸島を西に進みながら、7日に大型で猛烈な台風となりました。さらに小笠原近海を北北西に進み、12日には北寄りに進路を変えて東海道沖を北北東に進み、12日午後7時前に大型で強い勢力を保ったまま伊豆半島に上陸しました。その後、台風は関東地方を通過し、13日未明には東北地方の東海上を抜けていきました。

静岡県では、この台風の接近の影響によりまして、11日夜遅くから強風となり、12日明け方から夜遅くにかけて暴風雨となり、非常に強い風を観測したところがありました。

また、11日朝から断続的に雨となり、台風が接近した12日昼過ぎから夜の始めごろにかけては、中部、東部及び伊豆地方で猛烈な雨となったところがあり、降り始めてからの総降水量は、湯ヶ島で760ミリメートルを観測しております。

沿岸においては、台風の接近に伴い潮位が高くなり、気象庁潮位観測点がある石廊崎、御前崎、清水港、内浦で、過去最高潮位記録を更新しております。

この台風の影響による静岡県内の被害状況についてですが、12月2日現在におきまして、死者3名、重傷者2名、軽傷者5名の人的被害が発生しております。また、物的被害といたしましては、住居の全壊が7棟、半壊9棟、一部損壊449棟、床上浸水1,010棟、床下浸水1,424棟の被害があり、当町におきましても、人的被害はないものの、物的被害といたしまして、床上浸水が4棟、床下浸水が73棟の被害が発生いたしました。

今回の台風に対する町の反応でございますが、静岡県への台風の接近に伴い、10月11日の夜の初めごろから暴風域に入り、雨、風が強まることが予想されておりましたことから、周囲が暗くなってからの避難行動は大変危険であると判断し、まずは、高齢者など避難に時間を要する方々に避難行動を促すため、各小学校の体育館と片岡会館の町内4カ所を避難場所と定め、避難される方々を受け入れる体制を整えた後、11日の午後4時40分に警戒レベル3である避難準備、高齢者等避難開始を町内全域に発令をいたしました。

さらに、台風の影響による断続的な激しい降雨が予想されておりましたことから、翌日の午前7時30分には災害対策本部を設置した上で、町内全域に警戒レベル4である避難勧告を発令し、町民の皆様には避難していただくよう呼びかけをしたところでございます。

また、洪水予報河川である大井川や水位周知河川である湯日川及び坂口谷川に施設されております水位観測所の水位情報等を常に監視しながら警戒する中で、適切な避難行動に役立てていただくため、河川水位の確認方法などにつきましても、吉田防災メールで情報提供させていただきました。

同日の午後3時57分には、吉田町に土砂災害警戒情報が発表されたことから、午後4時40分に避難対象地区としている片岡西町内会及び北区第一町内会に対し、警戒レベル4である避難勧告を発令するとともに、湯日川や坂口谷川の水位上昇に伴い、改めて午後5時20分と午後5時31分に避難勧告を発令し、避難を呼びかけたところでございます。

その後、台風の通過に伴い、避難されていた町民の皆様が帰宅されたことを確認した後、10月12日の午後8時30分に中央小学校体育館、自彊小学校体育館、片岡会館を閉鎖し、翌日13日の午前5時30分には住吉小学校体育館も閉鎖いたしました。

今回の台風の影響により避難場所に避難されていた方は、最大で263世帯、591人ございました。

それでは、避難の計画についてのうち、1点目の、町はいち早く避難勧告を出したが、避難指示、避難勧告、避難準備等の避難レベルの基準は示されているか、についてお答えします。

国では、中央防災会議防災対策実行会議のもとに設置しました、平成30年7月豪雨による水害、土砂災害からの避難に関するワーキンググループにおいて、平成30年7月豪雨の教訓を今後に生かすべく議論が行われ、これまでの行政主導の取り組みを改善することにより、防災対策を許可するという方向性が抜本的に見直され、住民がみずからの命はみずからが守る意識を持って、みずからの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取り組み強化による防災意識の高い社会の構築に向けた報告が、平成30年12月に取りまとめられました。

この報告の内容を聞くと、避難勧告等に関するガイドラインが本年3月に改定され、自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルの防災情報が提供されることになりました。

町では、国の避難勧告等に関するガイドラインを参考として、警戒レベルを用いた避難勧告等の発令を運用しております。

警戒レベルごとの防災情報についてですが、警戒レベル1、警戒レベル2につきましては、気象庁から発表される情報で、早期注意情報や洪水注意報、大雨注意報等が発表された場合には、災害への心構えを高めていただくとともに、みずからの避難行動を確認していただく情報となります。

警戒レベル3から警戒レベル5につきましては、基本的に、大井川、湯日川、坂口谷川の水位を基準とし、国や県から出される洪水に関する情報等も参考にしながら、避難情報等を町が発令することとなります。

警戒レベル3は、大井川、湯日川、坂口谷川の水位が避難氾濫水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に、避難準備高齢者等避難開始を発令することとしております。

避難に準備を要する要配慮者とその支援者につきましては、立ち退き避難をしていただくこととなります。また、その他の人につきましては、避難の準備をしていただきます。

警戒レベル4は河川の水位が氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、堤防、天端高に到達するおそれが高い場合などのときに、避難勧告や避難指示（緊急）を発令をいたします。

町民の皆様は立ち退き避難を基本とする避難行動をとっていただくこととなります。

避難所への立ち退き避難が危険だとみずから判断される場合は、近隣の安全な場所や建物内のより高い、より安全な部屋への移動等、緊急避難をしていただきます。

警戒レベル5では、国等から発表される氾濫発生情報や大雨特別警報等を参考としながら、町内に災害が発生していることを把握した場合に、災害発生情報を発令することとしております。

町民の皆様には、命を守るための最善の行動をとっていただくこととなります。

土砂災害につきましても、土砂災害に関する情報を参考にしながら、警戒レベルごとに避難情報等の基準を設けているところでございます。

次に、2点目の、避難指示による全員避難を受け入れる避難所の数と配置は適切であると考えているかについてお答えいたします。

災害対策基本法第49条の4の規定によりまして、洪水や土砂災害、地震などの災害種別により、指定緊急避難場所を指定することとっており、災害種別により開設できる避難場所が変わってまいります。

例えば、洪水の場合、浸水しない高台にお住まいの方や、2階以上の住家に住まわれている方などは、大雨の中、危険を冒してまで、避難場所に避難をされなくてもよい場合もございますので、一概に避難場所の数と配置の妥当性をお示すことはできませんが、できる限り多くの避難者を受け入れることができるよう、今後、想定最大規模の洪水ハザードマップを作成していく中で、避難場所、避難所の精査をしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の避難場所の指示はよかったのか。避難所の自彊小学校体育館が避難者でいっぱいになり、定員オーバーになったら教室を開放するのかについてお答えをいたします。

避難所の開設につきましては、洪水や土砂災害、地震などの災害種別を考慮し、各地区において、多くの避難者を受け入れることが可能な施設から避難場所として開設をしております。

今回開設した自彊小学校の体育館が避難者でいっぱいになった場合、教室を開放するのかということですが、自彊小学校、北区自治会、自主防災会及び町の地区連絡網で構成する学校地域防災連絡会において、災害時の学校の開放につきましては、体育館が満員になった場合、校舎の開放を検討することとなっております。

次に避難所の場所について、台風19号の記録から、河川の土手の決壊は予測できない。うち1点目の、自彊小学校への避難は、湯日川を越す危険を心配する意見がある。神戸西会館やよしきたを含めた地域計画の再考はしないかについてお答えします。

現在、北区において、洪水時の避難場所として町が指定しております施設といたしましては、自彊小学校を初め、神戸西会館、わかば保育園、自彊館、大幡会館の5カ所でございます。このうち今回の台風対応といたしましては、避難者を一番多く受け入れることが可能な自彊小学校を避難場所として開設いたしました。

仮に湯日川が決壊し、自彊小学校が浸水するような場合であっても、県が公表している湯日川における想定最大規模の浸水想定によると、浸水深は最大で約 70 センチメートル未満で、建物 2 階以上へ垂直避難をすれば大丈夫であるという想定でございます。

先ほども申し上げましたとおり、今後、想定最大規模の洪水ハザードマップを作成していく中で、避難場所、避難所の精査をしてみたいと考えております。

次に、2 点目の、避難場所を増やし全体的にバランスのよい配置にする必要があると思うが、町の考えはについてお答えをします。

現在、当町では、町内 21 カ所の施設を洪水時の避難場所として指定をしております。地区別に申し上げますと、住吉地区が 8 カ所、川尻地区が 2 カ所、片岡地区が 6 カ所、北区が 5 カ所となっております。町内の各地区に避難場所を配置している状況でございます。

今回の台風第 19 号では、多くの町民の皆様が避難されたという実態や、今後台風第 19 号と同等、あるいはそれ以上の勢力の台風が上陸するなど、洪水や土砂災害の被害が心配されることから、的確な避難施設の確保に努めてまいります。

次に、高齢化に伴う、確実に増える災害時要援護者についての①、避難の際、目や体の不自由な方、高齢の方の避難に困難が生じた。災害弱者の名簿の活用の拡大は考えているかについてお答えします。

町では、平成 29 年度に平成 23 年 1 月に作成した吉田町災害時要援護者避難支援計画から、吉田町要配慮者支援計画へ名称を変更し、内容についても見直しを行いました。

この避難支援計画は、吉田町地域防災計画中の要配慮者対策の中で、避難支援に関する事項を具体化した計画となり、要配慮者は、災害発生時にみずから避難行動をとることが困難となる場合が多くなりますが、必要な支援を受けることで適切な行動や対応をみずからとることが可能となります。

また、要配慮者避難支援体制といたしまして、要配慮者情報の把握、共有のため、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から自治会、民生委員児童委員等へ配布し、要配慮者及び避難支援者が適切に自助、共助ができる仕組みを確立しながら、地域で要配慮者を把握するとともに、要配慮者と信頼関係の構築を図っております。

名簿は氏名、生年月日、緊急連絡先等の基本情報を記載し、住民異動届に基づき、適宜名簿の加除、修正作業を実施し、年 1 回名簿の一斉更新を行い、避難支援関係者へ配布をしております。

避難支援関係者といたしましては、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員、消防署、警察署などの避難支援等の実施に携わる関係者や町の関係部局の中で、平常時より避難行動要支援者名簿により情報を共有し、安否確認や見守り活動が円滑に行われるよう、支援体制を整備しているところでございます。

さらに、災害時における避難行動要支援者の避難支援を的確に実施するため、平常時から地域で支え合い、顔の見える関係を構築することが必要と考え、避難行動要支援者名簿に登録されている方を対象とし、昨年 12 月から民生委員児童委員の皆様による訪問調査を実施をしております。

今後も災害時要配慮者の方々の避難支援のみならず、安否確認として、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、平常時から地域で見守り、助け合う体制をつくり、安全で安心した町づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今回の答弁の中で、私が今回このテーマを選んだ一番大事なことだと思っています。実は、避難の際に、報告会で、やはり高齢の、ある程度高齢の方から、女性から、本当に切実な話があったんです。

目の不自由な方とそういう人たちがたまたまいて、今回避難をしようと思ったら、本当にできなかったと。連れていくことができなかったと。その辺を考えて、一番それが一番大事なことなんですよ。今回のテーマで、私がこのテーマを選んだ理由はそこにありまして。

今、津波避難訓練であるとか、それぞれの避難、確かにやっていますよね。そのときに、我々のところというのは、北区のほうというのは、津波に関しての関心というか、それほど、本当はだめですけど、本当はやっておかなければだめですけど、割合薄くて、そしてそういう話題ってなかなか上りにくいんですね。

ところが、実際のところは、今、東名の近くの神社に集まるのは、点呼をして来た人を確かめて、それを報告しているわけですね。

僕はもうこんなことやっても仕方ないと思っています。実は、それでその中で一番大事なことだと思っているんですけど、この中で、今回のとにかく大事なところだと思っているのは、参加できる人。参加できる人は今把握をしています。しかし、参加できない方々です。参加できない方とか参加しなかった方。その方の人数を把握してほしいんです。

理由は、参加できなかった、特に参加しなかった人というのは、また、ちょっと意味合いが違いますけど。参加できなかった人というのは、必ず理由があるはずなんですよ。目が悪いとか、高齢であるとか、なかなかちょっと、周りに動きが悪いとか、病院に通っているとかね。

そういう人を把握してもらうことが、災害を受けるには一番大事だと思うんですよ。特に阪神大震災のときに、あそこまで大きなときには、もう明らかに近所の人、隣組の人、その人の力が最大限発揮されたわけですね。

そういう意味で、吉田町でやっている、この今これから実際に避難の訓練をしていくような形になると思いますけど、そのときに、ぜひそういう人たち、来れなかった人を把握してほしいと思っていますけど、その辺の考え方に対してはどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今、議員の御質問につきましては、訓練に参加できなかった方の人数の把握であるとか、そういった理由はどうなのかというようなところだと思いますけれども、訓練の参加者につきましては、町から地区連絡部、それから自主防災会を通じて、それぞれの参加者を集計していただいて、報告を上げてもらっているというようなところが現状でございます。

そんな中で、訓練に参加できなかった方の把握というところでございますが、なかなか町のほうでも把握、どうしていくかというようなところもありますけれども、やはり自治会、自主防災会の皆様のお力をかりながら、こういったところは数字としてやっていく中、そうやってやっていくしかないかなとは思っていますけれども、現実のところ、訓練の参加者の把握というところでやっていくと。今後もそこはずっと変わらずにやっていきたいなとは思

っていますが、また地元でいいますか、自主防災会の方々とも御相談をさせていただいた中で、ここらは検討するしかないかなとは思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 災害のときには、今言った個人情報をどうして共有するかということが一番大事なことだと思うんです。その中で、今町長からの答弁の中にもありました、要支援者、そういう人たちに、自治会の方であるとか、民生委員の方とか、そういう形で外に出ることに限っては個人情報という変な、もうこういうものはなくなっていくと思うんですけども、そういうものがありまして、それによって非常に制約がされていく。

先ほど言った、自分でいろんな災害の後を見ていきますと、今ボランティアの方は後から入ってくれますけれども、発災の直後というのは、近所の人たちが力を持つわけですね。

それで、先ほどぜひ来れなかった人を調査をしてくれということは、私の中ではそういうことなんです。病気を持っている人とか、本当、来れなくても、来れない人もいます。こういう人たちを救うことが、いかに災害から町民を守ることにつながっていくと思いますので、ぜひそういう形でこれから検討していくということですが、大いに検討していただきたいと思います。

そして、ぜひその辺はやってください。私も建築士の一人として、非常にこういうものに関しては興味を持っています、いつもそういう何かをできるだろうと、そういうのをやっています。

そして、来てくれた人もそうですけれども、ぜひ、そのうちにどういう人がいるとか、そういう情報をとにかくとってほしいんです。今言われた自治会の方々や民生委員の方だっただけでどうしたって限界ありますよね。その限界をどうやって超えるかということになると、そういう形での隣組の人たち、よくわかっていますからね。私も28軒ありますけれども、その中に何人の方が入院していて、何人年寄りの方がいて、そしてその年寄りの人も歩けない人もいます、病気が、病院から来た人もいます。そういうのを把握できるのは、やっぱり近所しかないわけです。

そういう意味で、ぜひ防災課長に、今言った話の中で、その辺を肝に銘じてやっていただければ、また参加してくれる人たちは、積極的に助けてくれる人になると思いますけれども、その辺を私は今回の質問では一番大事なことをまず先に言うと、そういう形です。ぜひその辺を防災課長のほうにやりましょうということで、限定はできませんか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

先ほど私も申し上げましたところのあれが、山内議員と話がちょっと食い違ったかなと、今感じたんですが、山内議員がおっしゃっているのは、やはり訓練に参加できない要配慮者の方々のことをおっしゃっているのかなと、今思ったんですが、健常者の皆様でも、訓練に参加できなかった方の人数の把握をしていこうというような話でございましょうか。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） その回答はそれほど。

例えば、来られなかった人をチェックしていくことによって、この人は健常者であっても来られなかったとか、何か理由があったとか、そういうやつができるわけです。その人たち

は来ますよね。災害があったら自力で逃げられます。ただ、自力で逃げられない人、さっき言った自治会の人たちとか民生委員の方たちに、非常に重たい責任を負わせていくこと自体が、重過ぎるじゃないかという話です。

ですから、その逆のことをやっていただければ、逆転の発想です。やっていただければ、そして見つけてくれれば、その人が健常者かどうかとわかるわけです。その中で、今の方法では、本当に必要な人は見えないわけです。ところが、そういう形でやっていけば、本当に必要な人が見えるわけでしょう、援護が欲しい人。特に、私の言いたいことはそういう意味です。

もう一つ踏み込みますと、時々講習へ行って聞くんですけども、要援護者の方を、もし寝ている方を健常者が助けていくとしたら、何人欲しいですかというやつが出てくるんです。例えば、戸板があれば4人で行きますよね。ところが、何も無いときというのは、やっぱり10人近くかかるらしいんです。細い道を行ったり。そうすると、今言ったそういう訓練をしておかないと、そこにすぐに到達できないじゃないですか。そういう意味で、ぜひやっていただきたいということです。

私の知っている人も、当然オッケーをもらってやっていますけれども、何回も言いますけれども、函面を書いて、そこに何歳の女性が寝ていると。そのためには、リヤカーが欲しいだろう、そういう具体的にやってくれている人がいるわけです。そういう人たちというのはなかなか、一人一人の意見は余り出ないものですから、私の言いたいことはそういうことです。わかっていたいだと思えますけれども、その辺はぜひやっていただきたいと思えますけれども、どうですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

それこそ訓練のときに、要配慮者に限っては、福祉課のほうでも要配慮者支援計画もつくってありますし、そうしたものも検証しながら、要配慮者については訓練の中で検証していくというようなことでやっていくというところは、変わりはないと思います。ただ、健常者の方々の中で、例えば訓練に参加できなかった方々がどれくらいいるかというところは、先ほども申し上げましたとおり、こちら側、行政のほうだけではなくて、自治会であるとか自主防災会の皆様に御協力をいただかないとできないことでありますので、ここはこの場で防災課としてやっていくというお答えはできませんけれども、自治会の皆様、それから自主防災会の皆様と意見を交わしながら進んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） ここに関しては最後にしますけれども、自主防災会の組織がありますよね。私も28人の中の役割を背負ってます、避難とか。その人たちを、今のような状況を持っていてくれれば、そんな心配はないわけです。何もしなくてわかりますから。近所の人の力ってそれくらい強いと思います、災害にも。ぜひやっていただきたい。なかなかうんと言ってくれませんが、ぜひそれを考えてください。

それと、先ほど自彊小学校のことを言いましたけれども、私の考えているのは、自彊小学校、住吉小学校、中央小学校、吉田中学校、要するに一つのところは同じ環境を持っているはずですので、あえて自彊小学校のことを言いました。そういう意味で、自彊小学校です。

もう一つ、多分中で言ったよしきたに関しては、避難防災に入っていませんよね、拠点に。やっぱり大町内会の山のほうというのは、一番安全なところがよしきたなんです。理由はたくさんあるでしょうけれども、ぜひそこは再考をしていただきたいし、その辺はどうですか。よしきたの、ぜひできないかというのは、もし言うていただければ、自主防災会でも考えてくれる人たちもいるでしょうから、どうなんですか。よしきたに関しては。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今、議員おっしゃるよしきたについて、洪水時等の避難場所として開設ができないかというようなことだと思います。よしきたにつきましては、現時点で議員おっしゃるように、指定緊急避難場所には指定がなかったというところもございすけれども、町長の答弁にもありますとおり、今後、また想定最大規模のハザードマップをつくっていかねばならないというところがあります。そうした中で、よしきたも含めて、ほかの避難場所、避難所、そこも含めて、的確な場所を選定していきたいというふうに思っております。

現在、よしきたの施設を見ますと、トイレもありますし調理室もありますので、やはり避難場所、最適な場所ではないかとも思いますので、90人くらいは収容できるんじゃないかと思っています。

そうした中で、先ほども申し上げましたとおり、避難所、避難場所の再考をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 確かにそのとおりです。

合併浄化槽が生けてあるところというのは、よしきたはどんな地震が来ても多分使えます、私の考えから。理事がいますのでよくわかると思いますけれども、地震のときに建物がなぜ壊れるかというのは、地面が揺れたときに上が形を保とうとするために、力をぐっと我慢するから倒れるんです。ところが、合併浄化槽さえついているものに関しては、一緒に動きますので、ほとんど壊れないはずで。

皆さん、トンネルで壊れたという情報は無いと思いますけれども、基本的にトンネルは壊れないです。あれと同じようにいきますので、ぜひよしきたに関しては考えていただきたいし、その中で、ちょっとおくれましたけれども、先ほど町長のほうから、レベル1からレベル5まできょう資料を出しました。これ、皆さん本当に見ておいてほしいんですけども、一番くせ者はレベル3なんです。町長のほうからさっき言われた高齢者の避難、要支援者の避難、これがレベル3なんです。レベル3というのは、人間我々の健常者では、全然怖くない状況なんです。

ところが、今回も私、自彊小学校の裏にいますので、湯日川の周りでも平屋の方、避難したんです、2階のあるうちへ。これが現実です。

あと、恐らくはさっき町長言われた、1時間に雨の降った量、あと1時間恐らく降っていたら、多分超えたんです。理事に見てもらったとおりです。あと50センチくらいでもうあそこまで行っていました。

幸いに、湯日川に関しては、奥が山にありませんので、雨がとまればすぐ引くんです。そしたら、逆に言うと、飛行場に雨がどンドン降れば、幾らでも来るわけです。そういう危険

性を持っていますので、排水の場面もそうですけれども、そういう意味で、この基本の中から、レベル3というのが、我々が一番年寄りの方を避難させる難しいところだと思います。

今回も先ほどの同僚議員が言いました、私も今回避難所へ行ったのは初めてだと。課長に聞きますけれども、今回、町長がさっき言われた人数から、それぞれの小学校の避難者数、トータルを言われましたけれども、トータルが591名。その内訳というのは大体わかりますか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今回の台風19号によって避難された方々の避難場所別の数字についてというところで御答弁させていただきます。

まず、住吉小学校におきましては、一番最高で92世帯、192名です。中央小学校におきましては、78世帯、190名。片岡会館におきましては、44世帯、97名。自彊小学校で49世帯、112名。合計で591名という形になります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） その中で、今回はこういう形でいきましたけれども、多分把握はできていないと思うんですけれども、本当に必要な、例えばレベル3の方の必要な数、それはなかなか難しいですよ。把握はやっぱりし切れないでしょう。それと、4になったらもっと無理ですよ。

僕が一番心配しているのは、指示が出たときに、このハザードマップで見ていくと、ほとんど浸水するところが避難場所なんです。これは16年ですか、多分そのくらいだと思いますけれども、吉田町洪水ハザードマップ、この部分ができたのは何年ですか、16年ですか。これ、19年3月と書いてある。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

平成19年だったと記憶をしております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 19年がもう一回、再考したやつじゃないですか。ここに書いてあるのは16年となっていますが、その辺は年数が問題ではなくて、浸水を書いたのに、一番問題は、避難場所の浸水部は、ひどいのは約1メートルのところ、床上上がってきますよね、50センチとか出てくると。特に、この洪水のハザードマップのどこで切れるかという想定はわからないんですね。この想定ってどの辺を想定しているかわかるんですか。わからなければいいです。多分何となく水がオーバーするということになりますか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

大変申しわけございません。

その当時の浸水の、要するに、それは河川の洪水になりますので、堤防が決壊して洪水が起きるという想定でございます。ただ、それが場所がどこかというのと、実は、今の最大想定浸水深の洪水を予測できますと、大井川、湯日川、坂口谷川を含めて、土手が100メートル

ごとのところで破堤した場合にどうなるというところを重ね合わせた図になっております。それが最大想定規模のやつと、改めてつくった計画規模のやつの想定は、一番新しいのはそんな想定になっております。

今、議員が持っている浸水ハザードマップにつきましては、大変申しわけございません、100メートルかどうかというのは、ちょっと今わからないです。申しわけありません。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） それも今回の重要な話題だったんですけども。

ここに静岡新聞で、県の全河川に浸水区域設定と。これが11月20日、19日に県が出しているわけです。これも気象庁ですか、防災、中央のあれ。それが出てきて、県にいつて県から出ております。11月に県のほうでも、全河川の浸水区域を設定する方針を固めたという形で載っています。これを見ていきますと、全ての支流でつけるということですから、これをやっていただければ安心だと思いますけれども、その際にこういう形のをぜひなくしてほしいんです。

もっと深刻なのは、これで見ますと、大井川の西から湯日川の間にかけて避難所ないんです。ところが、ここの浸水域、1メートルから2メートルあるんです。その辺を見ていったときに、これ大丈夫かな、これどんな信憑性あるんだろうって見ましたので、特にああいう台風が日常的に来るとなると、これから大変になると思いますので、その辺もどういう把握をしているかわからないですけども、この辺の把握というのは、防災マップのこういう把握はしているんですか。

浸水域にこれだけ避難場所がなくて、そしてこういう答弁をしてもらっていますけれども、その中に把握しているものはわかっているんですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

洪水によって避難ができる指定避難場所としまして、先ほども町長のほうから御答弁しましたとおり、町内においては21カ所、川尻では2カ所というような形です。これはあくまでも公共施設について指定させていただいているというところでございます。

答弁の中でも、今後、新しい想定最大規模の洪水ハザードマップを作成していく中で、改めて避難場所、避難所の選定もしていきたいというふうに考えておりますけれども、ここは公共施設に限らず、例えばほかの施設も利用できるものがあればしていくというようなところも含めて、ハザードマップをつくるときに的確に設計をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 絶対それは必要なことです。

それともう一つ考慮しなければいかんのは、ここが浸水の1メートルか2メートルと、浸水想定が、これで行くと。1メートルから2メートルのやつが浸水するだろうと、水色のこの部分です。水色の薄い部分が、これでいくと大体1メートルくらい。濃い水色が2メートル、薄い水色が1メートルですから、避難したくてももうできないんですよ、この時期になると。特に、これは平屋じゃなくて、小学校全部3階、4階ありますから、そういう意味ではいくと思いますけれども、ぜひその辺もこれを見る限り、緊急にやっていただきたい。

県がこういう形を出して、これが12月の補正に管理事業として出てくるということだから、これをやっていくと、多分1年くらい先になりますよ。それも含めて対応できるようなものをぜひどこかで考えていただきたいです。

それと、避難できるなど本当にできることがあれば、区域の設定をする前にアクションを起こしてもらって、いつでもできる体制をつくっていただきたいと思っていますけれども、どうですか。

○議長（増田剛士君） 理事、阿部 聡君。

○理事（阿部 聡君） 今、山内議員がおっしゃった、県が浸水想定区域を新しくつくりますよという新聞記事でございますけれども、これは洪水予防河川とか水位周知河川、それ以外の川、もっと小さな川がございますけれども、県が管理している、そういうところまで浸水想定区域図をつくっていくというふうに、今回発表したものになっています。

実は、吉田町に流れている湯日川と坂口谷川については、こちらはもう既に浸水想定区域図は、県のほうが最大浸水想定、いわゆる100年に1回とか50年に1回とかそういう規模ではなくて、これ以上降らないだろうというような雨まで想定したものを、既に浸水想定区域図として作成してありますので、昨年の3月に公表してございますので、これをあとうちのほうでハザードマップとして浸水想定区域図を落とし込んで、そこに避難所を配置して、それで避難ルートをやる場合もあるんですけども、そういったハザードマップという形で整備をしていくということになっていますので、あとは吉田町としては、そのハザードマップをつくるだけという作業が残っているということになります。

大井川のほうも、3年ぐらい前にその区域図が作成済みでございますので、その3つが新しくでき上がっておりますので、それを取り込んでハザードマップをつくっていくということになります。今回、県のほう、小さい河川も含めて全部やりますと言っているんですが、吉田町に関しては該当していないことになります。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 僕は今、先ほど八木委員から言った、住吉川であるとか、大窪川であるとか、大幡川、そういうのに入っているかと思ったんです。でもそれは入っていないということですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今、山内委員がおっしゃっている県河川の新聞記事のことにつきましては、今阿部理事がお話をしてくださったとおりでございますので、町内にはそうした水位周知河川以外に県が管理している河川がないというようなところでございますので、湯日川と坂口谷川だけのものを策定していくという形になります。

ただ、それだけではなくて、これまでの実績であるとか、今回の台風19号の関係で内水氾濫が発生しておりますので、そうした実績をハザードマップの中に内水氾濫した場所を含めて入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 確かに県の管理のということが書いてありますので、その辺は納得します。ただし、県の管理の河川だけじゃなくて、氾濫するのは。小さな川ほど、安心であるような川ほど危険ですから、その辺はやっていただきたいと思います。

それと今、阿部理事が言われたものは、いつごろ完成するんですか。先ほどから出ている地球温暖化による台風の風速70メートルとか暴風雨のあれが来る前に、要するに来年の8月ころに完成するんですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

洪水ハザードマップの策定時期というところだと思います。現在、町単独ではなくて、やはり国の支援を受けながら、補助を受けながら策定をしていきたいというふうに考えておりまして、現在、県、国と調整をする中で、来年度には策定をしていきたいというふうなことで、今調整をしているというところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） わかりました。

とにかく先ほどのレベル3に関して、皆さん本当にやっていただきたいのは、高齢者、要支援者を健常者が安全だと思っているうちにやっていかないと、もう遅いというか、命は守れませんよということですよ。ぜひその辺は心に刻んでおいてほしいと思います。

あと、時間ですけれども、こういう議会の報告会でこういう意見も出ています。「非常時において、要支援者は本人の意思と近所の人とのつき合いの中で行動することが必要だと思う」と。まさにそう思います。私のほうの組では、毎月15日に常会をやっています。だから情報を見ていくと、ほとんどのところが常会、どんどん減っていますよね。その中で、どんどん見えていくのが、要支援者の地下化というか、情報の地下化ですよ。その辺も含めて、ぜひやっていただきたいと思います。来ることはもう間違いないし。

それともう一つは、聞こうと思ったのは、最後に、洪水ハザードマップと地震のハザードマップ、洪水、津波ありますよね。私が心配するのは、同時に来たときにどうしますか。町長、笑っていますけれども、3.11のときに福島全部氷点下です。記録は出ていないけれども、絶対凍死者いるはずなんです。私としてはこうしたらいいというのはありますけれども、理事の中で多分そういう形がわかってもらえると思いますけれども。ぜひ洪水のハザードマップと今回の台風が日常的に来るとなると、備えというのをぜひ十分にやっていただきたいと思いますので、それをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（増田剛士君） 以上で、9番、山内 均君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時56分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は、定例会 10 日目でございます。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、一般質問を行います。
会議規則第 57 条第 1 項及び第 2 項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。
また、同条第 3 項の規定により、質問の順序は通告順といたします。
1 人の質問及び答弁に要する時間は 60 分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 楠 元 由美子 君

- 議長（増田剛士君） 2 番、楠元由美子君。
〔2 番 楠元由美子君登壇〕
- 2 番（楠元由美子君） 2 番、楠元由美子です。
私は、令和元年第 4 回吉田町議会の一般質問におきまして、事前に通告してありますとおり、展望台小山城のさらなるにぎわいと周辺環境整備についてと、子育てしやすい環境づくりについてを、町長並びに教育長にお尋ねします。
初めに、展望台小山城のさらなるにぎわいと周辺環境整備についてです。
我が町のシンボルである展望台小山城は、1987 年、物見台があったと言われる三の丸跡に、国宝犬山城をモデルとした天守閣として設けられました。この展望台小山城に上ると、我が町吉田町全体を見渡せます。
我が町では小高い山は能満寺山公園のみとなっているため、天気の良い日には、世界遺産である富士山を初め、駿河湾、南アルプス、伊豆半島なども楽しみ、360 度のパノラマは他の市町では味わえない絶景であり、我が町のすばらしい財産でもあります。

先月行われた毎年恒例の町の三大イベント小山城まつりも、天気にも恵まれ、大勢の方々が訪れ、大変盛り上がりました。また、桜の季節には、能満寺公園にて、観光PR事業の一環として夜桜ライトアップが実施されております。当初、平成27年度1,131人の来場者数が平成30年度では3,597人と、約3倍の入場者数となりました。

能満寺山公園一面に咲き乱れる桜のライトアップとともに、竹細工のライトで公園まで上る階段を照らし、幻想的な雰囲気とともに来場者の安全確保もされています。ことしの7月には小山城前広場売店が新たなにぎわいとして、しらすのまどぐちと名前を変え、リニューアルオープンしました。我が町の地場産業であるシラスを月がわりで加工業者を変えて販売することで、来店者が何回来ても楽しんでもらえるような工夫もされています。

ますますにぎわいを見せるであろう展望台小山城の明るい未来を踏まえ、以下、質問します。

1、小山城内には町の重要文化財も展示されておりますが、町では、これら展示物や来場者に対し、どのような安全対策・防火対策を行っていますか。

2、7月にオープンした、しらすのまどぐちについて、業績はどうなっていますか。また、効果をどのように把握していますか。

3、高齢者や障害者の方々にも足の運びやすいよう、平成26年9月議会及び平成28年9月議会において同僚議員が質問し、「高台に駐車場を」と答弁されている資料館西側の活用について、どのようになっているのか。議事録を見ると、答弁として町長は「高台に駐車場を整備する方向性で進めてまいりたいと考えております。」と答弁されています。

4、能満寺山公園北側の大手門につながる勾配のある道沿いの木が、台風の影響か幹が割れて、今にも倒れそうになっていたり、すぐ脇を流れる神戸川に面した山側から、竹が何本も倒れていたりしています。この川は、以前にも氾濫し、周囲の田んぼへ水が流れ出し、大きな被害をもたらしたこともあります。周辺の環境整備において、町ではどのような対応をされていますか。

こちらは、手元の資料写真をごらんください。

次に、子育てしやすい環境づくりについてです。

我が町は、安全で安心して住み続けることのできる都市づくりを大切にすることを目標としています。子育てしやすい環境づくりに配慮するため、子供医療費の無償化を全国でもいち早く取り入れました。

平成19年小学生の無償化から始まり、平成20年には中学生までの無償化が始まりました。昨年度においては18歳までの医療費無償化を拡大し、インフルエンザの補助金制度も始め、子育てしやすい環境になっています。

ことしの10月より、国が幼児教育・保育の無償化を始めることで、ますます子育てしやすい環境づくりとなってきました。

さらなる安全で安心して子育てしやすい環境づくりのために、以下質問をします。

1、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育園・幼稚園を利用される家庭も、今後増えてくると考えます。身体が成長段階である幼児には、集団生活の中で感染症などの影響を受けやすいと私は考えますが、保育園・幼稚園では感染症対策をどのようにしていますか。

次、2、我が町は平成29年度より、吉田町教育大綱における切れ目ない効果的なつながりある教育を推進するために、幼児教育カリキュラムに基づいた教育実践を町内の10施設で行い、平成30年度には、2施設において継続して行っています。

これらの実践から、どのような変化がありましたか。また、実践から得た新たな課題をどう捉えていますか。

以上が、私の質問の要旨です。明確な御答弁をよろしくお願いします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 展望台小山城のさらなるにぎわいと周辺環境整備についての御質問のうち、1点目の、小山城内には町の重要文化財も展示されておりますが、町では、これら展示物や来場者に対し、どのような安全対策、防火対策を行っているかについてお答えをいたします。

展望台小山城は、昭和62年の開館以来、吉田町内外から多くの皆様にお越しいただき、昨年9月には入館者数80万人を達成いたしました。これまで災害による人的被害もなく、今日に至っている状況でございますが、台風などにより暴風や大雨の影響を受けることが予想される場合は休館等の対応をとっており、本年につきましても、台風19号の接近に伴い、10月12日を休館としたところでございます。

一方、これらの災害と違い、火災や地震の発生につきましては大変予測が難しいものでございます。このため、火災や地震が発生した場合には、かねてから適切な対応を行うよう現場管理をしておりましたが、近年発生しております火災、地震、風水害により、さらにその精度を高めなければならないと考え、今年度において消防計画の見直しを行い、展望台小山城に常駐しております職員に、徹底した対応を図るよう進めているところでございます。

また、消防用設備の設置につきましては、消防法上、展望台小山城は図書館、博物館、美術館に分類されるため、誘導標識の設置が必須となっているほか、施設の延べ床面積の基準によりまして消火器具が、そして収容人員の基準に基づきまして、非常警報設備の設置が義務づけられております。

誘導標識といたしましては、避難口誘導灯を出入り口に1台、階段通路誘導灯を8台設置しており、消火器具といたしましては、1階、2階及び5階に消火器を1本ずつ設置しております。また、非常警報設備につきましては、移動式サイレンを各階に1台ずつ、計5台設置しております。これらの設備につきましては、毎年機器点検を実施し、正常な動作をしていることを確認しております。

なお、スプリンクラーについてはでございますが、図書館、博物館、美術館に分類される10階以下の建物につきましては設置義務がないため、展望台小山城には設置をしておりません。

このような状況の折、昨年度につきましては、静岡市吉田消防署による立入検査を受検したところでございますが、必要となる設備は全て設置をしておりますので、指摘事項はございませんでした。

さらには、警備会社と火災・盗難の異常感知に関する委託契約を締結し、館内に熱センサーや空間センサーなどを設置して、火災につきましては24時間、盗難につきましては閉館時の監視を行っております。

引き続き、設備の点検を確実に行うとともに、万が一に備えた避難誘導確認を定期的を実施することにより、これからも多くの皆様に安心して訪れていただける施設であり続けるよう、努めてまいります。

次に、2点目の7月にオープンした、しらすのまどぐちについて、業績はどうか、また効果をどのように把握しているかについてお答えをいたします。

現在、町が強力に押し進めておりますシーガーデンシティ構想において、展望台小山城や小山城売店などが位置する能満寺山公園周辺は、にぎわいづくりの拠点の1つとして大きく期待される観光資源でございます。

しかしながら、従来の小山城売店の運営につきましては、町の中央に位置するという立地を生かした十分な活用ができていない状況でございましたことから、シラスを核とした町の特産品の販売や町の魅力を内外に発信するための拠点とすべく、しらすのまどぐちとして本年7月14日にリニューアルオープンしたところでございます。

さて、ご質問の業績についてでございますが、7月のオープン以降10月までの4カ月間で93日間開店いたしましたところ、合計で2,467人、1日当たりの平均といたしますと26.5人の方々に、しらすのまどぐちを訪れていただき、867個のシラス商品をお買い求めいただきました。

しらすのまどぐちでは販売も行っておりますが、町内にある加工場を紹介し、実際に加工場へ誘客することを主な目的としておりますことから、ご来店いただきました皆様には、町内の加工場の紹介を行い、シラスの魅力発信に努めているところでございます。

お客様の中には、シラスを毎月購入し、加工場による味の違いなどを楽しんでいるという方もいらっしゃいますので、加工場の紹介を初め、シラスの魅力を生かすという役割をさらに果たすことができますよう、今後とも吉田町煮干協同組合のご協力をいただきながら、吉田の魅力づくりの一翼を担っていけるような施設として運営してまいりたいと考えております。

次に、3点目の高齢者や障害者の方々にも足の運びやすいよう、平成26年9月議会及び平成28年9月議会において同僚議員が質問をし、高台に駐車場をと御答弁されている資料館西側の活用についてどのようになっているのかについてお答えをいたします。

この御質問につきましては、本年9月議会での平野議員からの一般質問に対する答弁の中でもお答えいたしましたとおり、能満寺山公園に整備されております展望台小山城について、町の代表的な施設シンボルとして、この場所のすばらしさをより多くの方に楽しんでもらうために、高齢者や障害者の方々に配慮した公園散策路の整備が必要であり、町では、長年懸案となっております資料館西側の西門付近への能満寺山公園駐車場整備に取り組んでいる状況でございます。

これまでも西門付近への駐車場整備に向けて用地買収を進めてまいりましたが、未買収の土地もありますことから、現時点では整備には至っていない状況でございます。

引き続き、高齢者や障害者、小さなお子様など、誰もが容易に足を運べる優しい公園の実現を目指し、地権者の皆様の御理解を得られますよう交渉を重ね、整備に向けて取り組んでまいります。

次に、4点目の能満寺山公園北側の大手門につながる勾配のある道沿いの木が、台風の影響か、幹が割れて今にも倒れそうになっていたり、すぐ脇を流れる神戸川に面した山側から竹が何本も倒れたりしています。この川は以前にも氾濫し、周囲の田んぼへ水が流れ出し、大きな被害をもたらしたこともあります。周辺の環境整備において、町ではどのような対応をされているのか、についてお答えいたします。

初めに、議員から御質問のありました場所についてでございますが、北側の大手門につながる勾配のある道は、能満寺山公園の北側に当たり、公園未整備区域については、大部分が個人所有の土地となっている状況でございます。

公園北側を流れている川が神戸都市下水道、通称神戸川と呼ばれるものでございます。神戸川の脇には町道中原能満寺3号線がございます。この地域周辺を訪れた方々が快適に利用していただけるよう、公園内の樹木関係は専門業者による管理業務委託等により、支障木の伐採や樹木の剪定等、適正な維持管理に努めております。

また、神戸川に面した山側から竹が何本も倒れたりしている状況への対応についてでございますが、管理は基本、土地所有者にお願いしている状況でございます。町は随時、現場パトロールや地元の皆様からの情報提供により現状を確認し、河川や道路の維持管理上、不適当な状況であると判断される箇所につきましては、土地所有者への通知や面会を行い、土地の適正な管理をお願いしているところでございます。

また、大雨や台風時における氾濫に対応するため、神戸川に堆積した土砂等のしゅんせつを積極的に行っております。しかしながら、神戸川は二級河川、湯日川に流入する支川であり、湯日川の流量が多い場合には神戸川の水がスムーズに流れ出ないことがございます。このようなこともあり、湯日川の管理主体であります静岡県においては、今年度、広範囲に河道掘削を進めていただいております。町管理であります神戸川につきましても、引き続き堆積した土砂等のしゅんせつを行い、適切な管理に努めてまいります。

続きまして、2つ目の御質問でございます。子育てしやすい環境づくりについての1点目、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育園・幼稚園を利用される家庭も今後増えてくると考えます。身体が成長段階である幼児には、集団生活の中で感染症などの影響も受けやすいと私は考えますが、保育園・幼稚園では、感染症対策をどのようにしているかについてお答えいたします。

本年10月からスタートいたしました幼児教育・保育の無償化の主な内容は、幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳から5歳児の全ての子供たちの利用料が無償化されるものでございますが、お子様をお預かりする施設の入所要件が緩和されるものではございません。今後、幼稚園・保育所・認定こども園等の施設を利用される御家庭が一概に増えるとは言えませんが、無償化に関係なく、集団生活の中における感染症対策は大変重要なものであると考えております。

町にある保育所・幼稚園は、町立保育園4園、私立の幼稚園2園でございますが、町が運営しております保育園の感染症対策についてお答えをさせていただきます。

厚生労働省が示した保育所における感染症対策ガイドラインの中で、保育所における感染症対策は一人一人の子供と集団全体の両方について、健康と安全を確保する必要があることと、乳幼児の生活や行動の特徴、生理的特性を踏まえ、感染症に対する正しい知識や情報に基づいた感染症対策を行うことが重要であることが、示されております。

加えて、抵抗力が弱く、身体の機能が未熟であるという乳幼児の特性を踏まえ、感染源となった患者への感染源対策、飛沫感染や接触感染などの感染経路対策、感染を防止するための感受性対策の3要素を中心に、感染症対策を推進することが重要であることが記されていることから、当町におきましても、感染源対策、感染経路対策、感受性対策をもとに感染症対策を講じております。

まず、感染源対策では、乳幼児は子供同士が濃厚に接触することが多く、病原体が周囲に伝播する可能性が高いことから、罹患した子供の感染力が大幅に減少するまで登園を控えていただくよう、保護者に依頼しております。また、登園再開時には、保育所における感染症対策ガイドラインに基づきまして、感染症が治癒した旨の証明を園に御提出いただくことで、集団感染のリスクを少しでも食いとめております。

次に、感染経路対策でございますが、保育園では、保育園内での流行を最小限にするために、せきやくしゃみが出るときにはマスクの着用を促し、外遊びやトイレの後、食事や午睡の前などにこまめに手洗いを行うとともに、子供が使用したおもちゃや遊具等の消毒を行うなど、衛生管理に気をつけております。

最後の感受性対策では、感染症にワクチンの接種が効果的であることから、あらかじめ予防接種で免疫を与え、未然に感染症を防ぐことを保護者に周知しております。

また、インフルエンザやノロウイルス感染症は、保育士が感染源になる可能性もあることから、早期診断、早期治療、感染拡大防止の意識を持ち、体調管理に気を配るよう指示するとともに、感染源対策、感受性対策を図るため、市町村職員共済組合保険に加入していない臨時職員に対しましても、インフルエンザの予防接種が受けやすいよう、費用の一部助成を行うなどの環境整備を行っております。

今後も、子供の命と健康を守る保育園となるように衛生管理を徹底し、子育てしやすい町づくりを目指してまいります。

次の御質問でございますが、我が町は、平成29年度より吉田町教育大綱における切れ目のない効果的なつながりのある教育を推進するために、幼児教育カリキュラムに基づいた教育実践を町内10施設で行い、平成30年度には、継続して2施設において行っています。これらの実践からどのような変化があったのか、また、実践から得た新たな町の課題をどう捉えているのかにつきましては、教育長より答弁をいたします。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

〔教育長 栗林芳樹君登壇〕

○教育長（栗林芳樹君） それでは、子育てしやすい環境づくりについての2点目の御質問にあります、我が町は平成29年度より吉田町教育大綱における切れ目のない効果的なつながりのある教育を推進するために、幼児教育カリキュラムに基づいた教育実践を町内10施設で行い、平成30年度では、継続して2施設において行っています。これらの実践からどのような変化があったのか、また実践から得た新たな町の課題をどう捉えているのかについてお答えさせていただきますが、お答えに入る前に、御質問の中に誤解を招く表現がございま

すので、まずは、幼児教育カリキュラムの現状について整理をさせていただきたいと思います。

御質問中に、教育実践を町内 10 施設で行い、平成 30 年度では継続して 2 施設において行っています、とございますが、幼児教育カリキュラムについては、平成 29 年度から現在に至るまで、町内の全幼稚園・保育園・こども発達支援事業所・小学校で実践を行っております。

御質問の平成 30 年度では継続して 2 施設において行っているという表現は、残りの 8 施設は継続していないとの誤解を与える表現であると考えますので、継続して 10 施設で行っていることを、初めに述べさせていただきます。

その上で、幼児教育カリキュラムの実践からどのような変化があったのか、及び実践から得た新たな町の課題をどう捉えているのかについてお答えさせていただきます。

まず初めに、幼児教育カリキュラムの実践からどのような変化があったのかについてですが、平成 29 年度から当町の幼児教育カリキュラムに基づいた実践を積み重ねてきたことで、当町の幼児教育機関で行われる指導は、国が示す幼稚園教育要領、保育所保育指針をより意識したものになるとともに、さらに当町独自で設定したステップを踏まえることで、幼児の見取りがより細やかになされ、当町の幼児に適した具体的な環境設定や指導が行われるようになってきております。その結果として、幼児自身の主体性が発揮される場面が増えるなど、その指導の質が高まってきているものと考えております。

具体的には、例えば平成 29 年度に研究発表を行ったさくら保育園の事例を申し上げますと、平成 28 年度までは配慮を必要とする子供が多くなったことで、大きな集団より個別や小集団での活動が増加する傾向にありましたが、幼児教育カリキュラムにおける社会全体とのかかわりという視点から、改めて保育活動を見直し、年間を通じて意図的に異年齢の交流を設定することで、子供同士が自発的に異年齢でつながりながら遊ぶ姿が見られるようになってきた、との報告を受けております。

また、平成 30 年度に研究発表を行ったひばり幼稚園とわかば保育園の事例を申し上げますと、まず指導のよりどころとなる指導案において、吉田町幼児教育カリキュラムをもとに、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の視点を意識して作成を行うことが設定されるなど、これまで以上に意図的・計画的に指導を行おうとする指導者の意識の変化が見てとれました。

さらに、特に遊びに関しては、玩具や素材等の配置を、子供たちが自然に興味を持ち遊びに引き込まれるような流れとなるよう、指導者が独自に工夫し始めたことにより、指導者主導ではなく、子供たちが試行錯誤しながら、主体的に友達と一緒に遊びを発展させる楽しさを感じたり、自分の思いを伝え合ったり、さまざまな物事に興味を持ち、発見したり工夫したりする姿などが見られるようになってまいりました。

次に、実践から得た新たな町の課題をどう捉えているのかについてお答えいたします。

現在、教育委員会として捉えております課題といたしましては、幼稚園・保育所の職員と、小学校及び中学校の職員との連携と、異動に伴う取り組みの継続です。

この課題を解決するために、教育委員会では、こども未来課と協力のもと、1 つ目の幼稚園・保育所の職員と小学校及び中学校の職員との連携については、幼稚園・保育所の職員が

小・中学校を参観する機会や、逆に小・中学校の教員が幼稚園や保育所を参観する機会を設け、相互に連携しやすい体制を構築してまいりました。

また、平成 30 年度からは教育委員会が主催する全教職員研修会において、幼児教育部会を設置し、幼稚園・保育園・小学校・中学校の教員同士が学校種を超えて議論をする土壌を整えております。

次に、2つ目の異動に伴う取り組みの継続については、担当者が変わっても、これまでの取り組みが継続的に実施されていくことができるよう、平成 29 年度末に吉田町幼児教育カリキュラムに解説や実践事例を加えた、吉田町幼児教育カリキュラム教師・保育士用指導書を作成し、関係者に共有いたしました。こうした取り組みを通して、これまでの実践が一過性のものとして終わることなく引き継がれ、より発展していくことを目指しております。

なお、現在、吉田町の幼児教育の成果・課題をさらに明確にするために、博報財団第 14 回児童教育実践についての研究助成を受けた、東京家政学院大学現代生活学部児童学科准教授であります丹羽さかの氏と、対話的实践が児童の学力に与える影響、低学年における対話的実践の効果の検討をタイトルとした共同研究を進めております。

教育委員会としては、引き続き、幼児教育カリキュラム作成時より御指導をいただいている千葉大学の松寄洋子先生からの御助言や、東京家政学院大学の丹羽さかの先生との共同研究等を踏まえ、成果や課題を的確に捉え、さまざまな実践を繰り返しながら、さらなる幼児教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2 番、楠元由美子君。

○2 番（楠元由美子君） 2 番、楠元由美子です。

今、答弁をいただきました上で、まず 1 つ目の 1 項目めの再質問をします。

10 月 31 日、沖縄県の象徴だった首里城が火災となった大惨事で、配線、延長コードの原因も疑われていますが、小山城内での配線管理はどのようになっていますか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

配線管理ということでございます。配線管理につきましては、職員の目視での確認、あと業者等の定期点検等が入っておりますので、その中であわせて確認しているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2 番、楠元由美子君。

○2 番（楠元由美子君） 1 項目めの 1 つ目の再質問です。

小山城内で常時管理者が 2 人程度と、こう少人数のように見受けられますが、来場者がいるときの災害時の対応などはどのようになっていますか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

あらかじめ予測される台風等の避難につきましては、事前に休館にするという対応をとっている、答弁でもさせていただきましたが、そのような対応をとっております。そのほか、急遽、突発的に発生する地震、火災等であった場合に、現地にいる臨時職員に、そのような

ことがあった場合には、来場者等々に配慮して安全なところに避難するということで指導のほうをしております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 今、安全に職員さんのほうが誘導していただけるというお話をいただいたんですけども、そういった避難訓練というか、そういったものは適度に行われているんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ、消防計画、避難計画というものがこれまでもございまして、今現在、30年、小山城も建設されてたっているという中で、いろいろ状況等も変わっているというところで、今現在見直しをしている段階でございます。そういった中で、年に1回、2回程度のそういった訓練指導ということもやっていくということで、今後考えています。

以上です。

○議長（増田剛士君） やっていないということ。訓練指導をやっていくという、今、話ですか。質問のほうは、そうした訓練をやっているのかという質問なんだけれども。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

申しわけございません。説明が足りていなくて。

大々的な訓練というものは今現在やっておらない状況でございますが、定期的に臨時職員とそういった訓練内容を机上等で話をしながら指導をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 西側の資料館のほうは、日曜日・祝日のみの開館となっており管理が行き届かないと考えます。もしものとき、自動で消火できるような消火システムを導入したら、町の重要文化財も安心です。また、隣のトイレを利用する来場者の安全も素早く対応できると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

郷土資料館についての御質問ということでございます。その郷土資料館の中には、今現在、その重要文化財というものは展示のほうはしてございません。あるものに関しましては、昔使っていらっしやった農機具であるとか玩具等々でございます。以前に町民の方から提供されたものを展示しているという状況でございます。

資料館の防火対策ということでございますが、消火器等の設置が1階、2階に計3本ございます。そのほか、避難口誘導灯の設置、それから自動式サイレン、放送設備等が備わっている状況でございます。そのほか、その資料館の北側、外になりますが、北側にも消火栓が1基ついているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） いろいろと町のほうも考えて消火管理のほうはされているかと思うんですけども、この西側の資料館のほうはやはり開館日が限られていたりとかして、やっぱり常に人がいらっしやる場所でもなく、またすぐ隣にトイレもあったりとか、あと民家もありますので、今まで30年間本当何もなくて、本当にすばらしいと思うんですけども、万が一、その民家の方とかもかかわってくることなので、こういった自動の消火システムなんかも、また今後考えていただけたらと思います。

こちらは以上です。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

1点申し上げるのを忘れておりました。

郷土資料館におきましても、警備会社との警備に対する委託契約をしておりますので、盗難・火災等にも対応をするということで実施しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 次に、2つ目の再質問です。

シラスの加工業者が変わるとき、お店の前の看板やよしポケでお知らせをしていますが、町内の方へのPRはできても、新たな集客につなげるには足りないと考えます。他市町、他県、観光客の方々へもっと周知してもらうために、東名吉田インター付近、または取りつけ道路などへの看板設置なども必要かと考えますが、町では、今後どのようなPRをお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

しらすのまどぐちのPRということで、今、議員おっしゃられました町のホームページ、よしポケ等を実施しております。また、現地で月1回シラス加工業者がかわるということで、試食会のほうもやっておる状況でございます。町外に向けましては、そのほか、中部5市2町のイベントニュースGO TO広報誌がございます。そういった中で県外の方に向けても情報発信をしている状況でございます。

あと、静岡空港周辺市町でつくっております観光振興研究会というものがございます。その事業におきましても、県外でPRをするのにあわせて、そういった、しらすのまどぐち、小山城のPRというのを、今現在しておるということでございます。今後におかれましても、議員のおっしゃった看板、何が効果的なのかというところをちょっと考えながら、有効なPR方法について検討をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 今、支払いがキャッシュレスもできるお店が増えつつあります。クレジットカード払いもそうですが、携帯電話のスマホから決済払いができる便利な支払い方法もあります。このようなシステムを導入することで、お客様の支払いがスムーズにできると、決済払いの会社の広告でお店を紹介してくれるので、他市町や県外のいろいろな方々に周知され、お客様の集約にもつながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

今現在、現金でのやりとりということにさせてもらっている状況でございます。今現在、そういったキャッシュレスの動きも急速に高まっているということでございます。そういったことを、今後、周知にもつながるといふことであるといふこと、こちらでも調査研究して検討をしていくといふことで考えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） リニューアルした店内ですが、販売しているシラス以外は今までと余り変わらないように感じます。町内で活躍されている企業の商品販売、または防災の町として防災グッズの販売などができたら、観光客の方々にも興味を持ってもらえるかと私は考えますが、町として、今後どのような商品販売の取り扱いを考えていますか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

しらすのまどぐちについては、メインにシラスのPRということ掲げて、7月からリニューアルオープンしているという状況でございます。そこでの目的といたしましては、シラスをPRして町内の加工場に出向いてもらうということが主目的といふことで考えて、今行っているところでございます。今現在、かりんとうであるとか、よし吉グッズというものも販売しておる中で、あと今後、町内企業のPRをしていくというコーナーも設けるようなことで検討のほうもしてございます。

引き続き、シラスをテーマにつくったリニューアルした売店でございますので、シラスを使った、例えばお菓子でありますとか、そういった商品が店舗のほうで今、販売と申しますか、そういったこともできればいいなというふうに考えております。今現在、来店者にアンケート調査等も行っており、皆さんの要望等を聞いております。そういったものをちょっと参考にしながら、店をどういうふうに深化していくかといふことを考えてまいります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 町長にお尋ねします。

我が町の地場産業はシラス、ウナギ、レタスが主ですが、近くを流れる大井川の伏流水のおかげで、これらの地場産業が発展してきました。この水の豊かさも我が町のPRにつながると私は考えます。おいしい吉田町の水が飲めるとともに、夏は冷たく冬は温かい足湯の憩いの場を設け、新たなにぎわいの場所をと考えますがいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 吉田町の水をですか、販売とかを含めてですか。

○議長（増田剛士君） 足湯とか、そういうのはどうですかという。

○町長（田村典彦君） 水をもう少し町のPRのためにどうのこうのといふことでございますか。

確かに吉田町は、今のリニアのトンネル掘削の問題で、地下水への影響等がございますので、それについてはちゃんとしなきゃなりませんけれども、将来的に、この町の流れる大井川の伏流水を利用した形で、どういう形でそれを町の観光資源にしていけばいいのかといふことについて、当然考えていかなきゃならないと思っております。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 3項目めの再質問です。

地権者の思いを尊重することが一番ですが、せっかく高齢者や障害者のために立地条件のよい土地として町が購入した資料館西側の土地がうまく活用されないのがとても残念です。常時開放とはいかなくても、イベント時のみ条件つきで利用できるような地権者との話し合いができたらと思います。町のほうも話し合いを進めているということで、今後、進展のあるような話し合いを進めていただきたいと思います。

それとあと、先月の台風19号で大きな被害に至らなかったですが、かなりの雨量で避難をされた方々もいました。自彊小が避難先でしたが、水かさが増した湯日川の千草橋を渡るのにとっても抵抗をされた方もいたようです。この西側の町有地が駐車場として整備されていれば、災害時の避難地として受け入れ場所にもつながると私は考えますので、今後もそちらのほうの御検討も、ぜひお願いしたいと思います。

高齢者や小さなお子様が上りやすいような緩やかな女坂がありますが、手すりが階段から若干離れた位置となっており、手すりの役目を果たしていません。したがって、真ん中に手すりをつけていただくことも進めてもらいたいです。また、男坂におきましても急な階段でありながら、階段の幅も狭く手すりもありません。安全に利用するために手すりが必要と考えますが、今後の階段整備において町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

さきに質問のありました資料館の西側の西門付近の駐車場の整備につきましては、建設課のほうからお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、利用される方にも優しいことを目指しまして、駐車場の設置を、町では長年取り組んでおります。おっしゃるとおり、町長答弁でもありましたように未買収の土地もありますことから、現在は整備に至っていない状況でございます。その中で、町長答弁にもありましたように、引き続き、用地交渉に取り組んでまいりたいということでございます。

その後の防災の関係の避難地にも適しているというところにつきましては、今のところはまだ考えていない状況でございます。

建設課からは以上でございます。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

後半、議員のほうからありました男坂、あと女坂の手すりの設置についてということでございます。

町のほうでも、安全性、公園に来る来場者にやさしい公園づくりということで、昨年度、男坂のほうに手すりの設置というふうなことで進めた状況がございました。これに関しましては、景観の問題であるとか、そういったものがございまして、設置には至らなかったという状況がございます。女坂につきましては、やはり資料館西側の駐車場の問題と、どうしてもあわせて総合的に考えていくべきだということで考えておりますので、その進捗にあわせた形で、今後検討してまいるということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員御質問でございました小山城の西門の問題は、地権者の了解をまだ得られておりませんので、いましばらく時間はかかると思います。

そういうことを考えると、現在、女坂は男坂と比べて勾配が緩やかでございますし、あそこをかなりの方が上っていくというふうなことでございます。ただ、両脇に手すり等がないものですから、結構、上るときは問題は余りないとは思いますが、下るときに非常に危険がございますので、上り下りを考えて、できれば早急に手すりの設置について考えていきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 次に、2つ目の子育てしやすい環境づくりについての再質問です。

いろいろと町のほうで、マスクの着用ですとか手洗いですとか、いろいろ感染予防をされているようでしたが、例えば空気清浄機とか加湿器とか、そういった感染用予防につながる商品とかもあると思うんです。また、その中に抗菌ライトというものもありました。山梨県では実際に保育園にも取り入れて感染予防につながっているようです。

我が町では、小・中学校においてTCPトリビンスプランの一環としてLED化を推進しております。平成26年に完成したすみれ保育園もLEDが設置されています。省エネ、明るい、長もちするという利点が多いですが、LEDに多く含まれているブルーライトは角膜や水晶体で吸収されず網膜まで到達するので、さまざまな眼病の原因になるとも言われています。また、青、疑似白色、黄色と色表現が狭くなっているため、実際に見える色が青白く見えるなど、きれいな色が表現されにくいようです。一方、抗菌ライトには私が調べたところ、ブルーライトがLEDの6分の1のみ含まれており、目には優しいです。また、疑似的な白ではなく、人の色覚反応の高い赤、青、緑できれいな色が表現されるとともに、抗菌効果、消臭効果があります。想像力が豊かな子供たちの色彩感覚を育てたい時期でもありますが、町では、今後どのような環境づくりをお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども。

まず、議員のおっしゃったLEDに対する健康への被害というか影響というか、そういったものは何に基づいておっしゃっているのかというのがわかりませんので、我々として、そうですね、というようなことを申し上げることはできないかなというふうに思っています。

少なくとも現在、小・中学校でLEDに変えたことによって、1つは議員おっしゃられた省エネ、また学校においては、これまでの蛍光灯よりも明るいというようなことで、子供の授業であるとか、あとは夜間の先生方の仕事の中での、その明るさによる能率性というか、そういったことで効果があるというようなことも、学校から実際に聞いておりますし、また保健の先生方からも、やはりこの明るさというのは子供たちの授業環境にとってもよりよいものというようなことで、車座対話の中でもお話がありましたので、議員おっしゃられたような形で、我々としてはLEDに対して考えを持っているということではございません。今のところ、しっかりとLEDのもとで安心・安全な教育活動が行われているというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

保育園のことも同じように御質問がありましたので、私のほうから御答弁させていただきます。

抗菌ライトのことについて議員からちょっとお話を受けたものですから、今インターネットで調べることをしてみました。確かに議員おっしゃるように、抗菌ライトとは同じものを示しているかどうかはわかりませんが、殺菌だとか滅菌だとか消臭効果があるということやうたわれているようなんですけれども、もともと食品加工会社のためにつくられたものであって、密閉空間ではそういった効果があるけれども、廊下があったりだとか窓があったりだとか、ちょっと広いお部屋の中には効果が薄いと言われていたことも教えていただきました。一般的な部屋での検証結果はまだないということも言われていますので、ちょっと私たちのほうも考えにくいかなと思っています。

あと、国から抗菌ライトの情報は、今、町としては何も受けていない状況ですので、またそういう実証試験が重ねられて、国からの推奨がありましたら、また私たちのほうも検討できるのかなと思いますけれども、今の段階では検討できる状況ではないと思っています。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） いろいろと答弁いただきまして、町のほうもいろいろとさらに優しい、住みやすい安心・安全な町づくりに向け、いろいろ取り組んでいることを重々感じました。ただ、小山城の北側の神戸川沿いの山からは、かなりやはり竹が倒れていたりとかして、地権者のほうも何人かいらっしゃるということも聞いております。倒れた竹が神戸川上、また資料のほうを添付した写真のとおり、道路の上、電線のほうまでかかっているというような状況の中、やはり第二の被害や災害に関連づけることもあると思いますので、町のほうからでも何かしら対応を考えていただけたらと思います。

また、幼児教育のほうに向けても、子供たちがさらに、ますます幼児教育のほうに向けて、町のほうもいろいろ取り組んでいる状況をいろいろ教えていただきました。今後も引き続き、子供たちがのびのびと自分の個性を生かした、そういった教育現場の環境づくりを目指して、今後、頑張っていっていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（増田剛士君） 以上で、2番、楠元由美子君の一般質問が終わりました。

◇ 平 野 積 君

○議長（増田剛士君） 続きまして、5番、平野 積君。

5番、平野 積君。

〔5番 平野 積君登壇〕

○5番（平野 積君） 5番、平野です。

私は通告どおり、令和元年度全国学力・学習状況調査結果を踏まえての家庭学習について質問いたします。

吉田町では、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、成果と課題として公表しています。その保護者向け文書として、令和元年度全国学力・学習状況調査から見える吉田町の成果と課題についてを配付しました。その中で、「子どもたちをさらに伸ばしていくために『学校と連携しながら、家庭学習への取組を推進していきましょう！ 家庭には家庭にしかできない支援があります！！』」と記載があります。家庭教育の重要性を訴えています。

私は、基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断など基本的倫理観、社会的マナー、自制心や自立心など生きる力の基礎的な資質や能力は、家庭教育においてこそ培われるものと考えています。

そこで、以下の点について質問します。

(1)「令和元年度全国学力・学習状況調査から見える吉田町の成果と課題について」のまとめに関して、教育委員はどのように関与しているのでしょうか。

(2)保護者向けの文書中「家庭にしかできない支援」とは何であると教育委員会は考えているのでしょうか。

(3)本年度より放課後児童クラブの入所条件が大幅に緩和されました。これは家庭教育の機会の減少につながると考えられますが、入所条件の緩和に関して、こども未来課と教育委員会ではどのような議論が行われたのでしょうか。

質問は以上です。簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、栗林芳樹君。

〔教育長 栗林芳樹君登壇〕

○教育長（栗林芳樹君） 令和元年度全国学力・学習状況調査結果を踏まえての家庭学習についてのご質問のうち、1点目の令和元年度全国学力・学習状況調査から見える吉田町の成果と課題についてのまとめに関して、教育委員は関与しているかについてお答えいたします。

議員ご指摘の資料はごらんのとおり、吉田町教育委員会の名義で発出をしております。申し上げるまでもありませんが、教育委員会とは教育長と教育委員を構成員とする行政機関ですので、当然のことながら教育委員もかかわった上で作成、公表をしております。

その具体的な内容を述べさせていただきますと、議員御承知のとおり、当町では平成26年度より全国学力・学習状況調査の結果を公表しておりますが、平成30年度から、これまでの学力調査と学習状況調査の結果を別々に公表する方法から、学力調査と学習状況調査の結果をあわせて公表する方法へと公表方法の変更を行っております。このことは、平成30年度の結果公表に当たっての教育委員会内における検討過程において、保護者向けの公表文書については、教育委員会として、この調査結果をもとに家庭に何を伝えるのかという視点を持って公表物を考えていく必要があるとの意見があり、こうした議論を踏まえ、家庭にもかかわると考えられる質問紙調査の結果と、学力調査の結果とのクロス集計に視点を当てた資料を加えて公表することといたしました。

そして、本年度については昨年度の議論を踏まえ、保護者向けの文書については質問紙調査のうち、家庭と関係すると考えられる回答と、学力調査とのクロス集計に視点を当てて作成するという方針のもと作成したたたき台の資料をもとに、教育委員会において検討をいたしました。

その中で教育委員からは、保護者がより目を通してくれるようなダイジェスト版にするのはよいことであるといった意見や、グラフだけではなく、より伝えたいことはメッセージのような形で表現したほうがわかりやすいといった意見など、保護者目線で考えたときの公表のあり方や、グラフの説明やわかりにくい表現があるといった文章における言葉遣いや表現に関する修正意見などをいただきました。また、今後の結果の活用方法や小・中学校の学力向上の方策といったことに関する意見交換も行っております。

次に、2点目の、保護者向け文書中の家庭にできない支援とは何であると教育委員会は考えているかについてお答えいたします。

議員御指摘の文章表現については、家庭教育を念頭に置いた表現です。そもそも家庭教育については教育基本法第10条において「父母その他の保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と定められております。

また、文部科学省が示しております子供たちの未来をはぐくむ家庭教育では、家庭教育とは、親やこれに準ずる人が子供に対して行う教育のことで、全ての教育の出発点であり、家庭は常に子供の心のよりどころとなるものです。乳幼児からの親子の愛情によるきずなで結ばれた家庭との触れ合いを通じて、子供が、基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うものと示されております。

教育委員会といたしましても、当然のことながらこうした考えを踏まえており、その上で、家庭にできない支援とは、その言葉のとおり、子供の教育に第一義的責任を有する親やこれに準ずる人が、家庭や親子といった関係を前提として行う一切の支援であると考えております。

なお、こうしたことを大きな前提としつつ、教育委員会の発出文書においてはさまざまなデータを示した上で、家庭にしかできない支援があります、と表現しております。本表現は、例えば、家庭学習の計画を自分で立てているかや家庭で学校の話をしているかという質問に、肯定的な回答をしている子供の平均正答率が高い傾向にある、といったデータを示すことで、家庭における子供への励ましや見取り、子供と学校の会話を積極的にしてもらおうといった支援が考えられることや、質問紙調査において、難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦しているや、授業で学んだことをほかの学習に生かしているという質問に対して、他の質問項目への回答と比べると、肯定的に回答した児童生徒の割合が低いというデータを示し、家庭の中で挑戦する機会を意図的に設定したり、学校の教育活動に興味、関心を持ち、それとかかわるような会話や場面を設定したりするといった支援が考えられることなど、この機会に保護者の皆様に、家庭においてどのような支援ができるのかということを考えていただきたいという意図を持ってあらわしたものでございます。

最後に、3点目の、本年度より、放課後児童クラブの入所条件が大幅に緩和された。これは家庭教育の機会の減少につながると考えられるが、入所条件の緩和に関して、こども未来課と教育委員会ではどのような議論が行われたのかについてお答えします。

そもそも放課後児童クラブとは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。その中で放課後児童クラブの入所要件の緩和は、働く意思のある保護者が子育てを理由に働くことをあきらめざるを

得ないという状況を打開する一つの解決策として、また、教育委員会が進める授業日の平準化に伴って、これまでよりも早く下校時間を迎える子供たちが、放課後の時間を安全に過ごすことができる居場所を確保することに対応することを目的として、町及び教育委員会が協力して進めているものです。

町としては、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、職業観、勤労観が多様化する現代社会において、保護者が、その意思に反して働くことができないということが可能な限りないように、また、一人の人間として、自分らしく生きるためにさまざまな選択をすることができるように、必要な手だてを講じることは極めて重要であると考えております。

そうした中で、当然のことながら、放課後児童クラブへの入所は義務ではありませんし、保護者としては、働いて、放課後児童クラブに子供を預け、そのほかの時間で精いっぱい子供と接することも一つの選択である。逆に、仕事をセーブし、放課後の多くの時間を子供との時間に費やすことも、一つの選択であると考えております。

このように、放課後児童クラブを利用するか否かということは、家庭のあり方にかかわる保護者の考えや価値観の問題であり、教育委員会としては、家庭教育に割く時間をより多くとっていただくために、町が意図的に放課後にかかわる施策を実施せず、保護者の選択の幅を狭め、その結果として、半強制的に他方の選択をさせるという方法をとることは望ましくないと考えております。

また、家庭教育とは、物理的な時間のみをもって、その正否を判断できるものではないと考えておりますので、議員の御質問の中にございます、放課後児童クラブの入所要件の緩和により家庭教育が減退するという御趣旨の内容について、教育委員会としては、そのような考えを持ち合わせていないということを、まず、お答えさせていただきます。

その上で、入所条件の緩和に関して、こども未来課と教育委員会ではどのような議論が行われたのかとのお質問についてですが、先ほども申し上げましたとおり、本取り組みは、町と教育委員会が協力して進めているものです。その中で、日常的に情報を共有しながら進めてきており、具体的には、教育委員会とこども未来課とで授業日の平準化の方針に関する情報共有や意見交換、こども未来課が実施する保護者へのニーズ調査や新たな入所基準の内容の調整、新たな施設の建設に当たっての学校との調整といったことを、相互に協力しながら実施してきたところでございます。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） では、再質問をさせていただきます。

まずは、全国学力・学習状況調査に関して質問いたします。

私は、吉田町がその結果を公表しているということは高く評価しています。それを前提に質問させていただきます。

まず、公表の目的が年々変わっている。その中で、平成26年度から平成29年度までは目的の一つに、保護者、地域社会に対して責任を果たすことということが入っていたんですが、30年、31、今年はその文言がなくなっておりますが、その理由は何かありますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 議員、御指摘のとおり、表現ぶりとしてはそのような表現で変更してきておりますけれども、結果公表の目的として、保護者でありますとか地域住民に対して説明責任を果たすということでありまして、もう一つは、この結果を通じて、児童・生徒の学力学習状況における課題を共有し、生活習慣や家庭学習の改善を推進するという目的に変更はございません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） では、私のつけた参考資料の2ページを見ていただけますでしょうか。

これは、学校の授業時間以外に、ふだん、月曜から金曜ですが、1日当たりどれぐらいの勉強をしていますかという質問です。かつ、学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間を含むということで、これは小学校を捉えておりますけれども、図4の小学校6年生の勉強時間について、3時間以上とか2時間以上とかの回答があります。吉田町のデータを探しましたがけれども、系列1と系列2を足した21.5%というものしか公表されておられませんけれども、このグラフでいう各系列の数値というのは教えてもらえますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

議員の今おっしゃいました学校の時間以外にふだん、1日当たりどれぐらいの時間勉強していますか、の吉田町の系列ごとの数字でよろしいでしょうか。

まず、系列1につきまして6.2%で、系列2につきましては15.3%、系列3につきましては54.9%、系列4につきましては20.4%、系列5につきましては2.5%、系列6につきましては0.7%でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） これ、参考資料の、今度、図5を見ていただけますでしょうか。全国の結果でございますけれども、子供の勉強時間に応じた平均正答率の結果でございます。参考資料の最後についているA3の資料の裏面の2段目、左側に、1日当たりの勉強時間、これが吉田町のデータだと思います。算数がその中の右側にありますけれども、形は若干違いますけれども、勉強時間が長い児童ほど平均正答率が高い結果となっております。グラフの下のコメントにも、授業以外に多く勉強しているこどもは、平均正答率が高いですと記載しています。

では、もう一度2ページに戻っていただけますでしょうか。図6をごらんください。

これは平均正答率の高い順に約25%の人数になるようにA層からD層に分けたときのそれぞれの層に入る児童の勉強時間の比率をあらわしたものです。ちなみに、A層は算数14問ありまして、12問正解した、80%以上正解をした子供はどのような勉強をしているかということです。B層は10問から11問正答した児童、C層は8問から9問正答した児童、D層は正答数が7問以下の児童でございます。

この図というのを見て、どういうことをお考えになっているでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） この図を単純に見てということですが、A層の割合の中の、A層に位置する児童ですか、A層に位置する児童の中で一番勉強時間がというのが系列3であってというようなことであるとか、あとはA層、B層、C層、D層と比べると、やはりA層の子供のほうが3時間以上勉強しているという子供の割合が多いというようなことは、見てとれるのではないかというふうに、率直に見て感じております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） これ見ますと、3時間以上勉強している子は、確かにA層からD層まで分布があります。A層のほうが3時間以上勉強している子が多くて、だんだん、B層、C層、D層になるに従って、3時間以上勉強している子は減っている、とはいえども、3時間勉強しても半分以下の正答しか出ないという子はいるということ。また、2時間以上や1時間以上の子というのは、層に対してそんなに差がないんです。今度、30分以上とか、そうなると、だんだん下のほうが人数が多くなってくるといような結果であるけれども、30分以下でも正答率80%以上の子はいるということで、これにこのような結果というのは、吉田町の子供たちにおいてはどういう、このような似たようなグラフになるのか。また、吉田町は違う形を示すのかというのはありますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 今すぐ、手元に、今、議員が2ページでお示しいただいたようなグラフ、それぞれの層ごとに分けて、それぞれの層がどのぐらいの勉強時間を確保しているのかというようなことの、手元に同様の比較できる資料がございませんので、明確な回答はできないわけですが、議員がもし、これを、全国のデータを用いてこれをおつくりになられたということであれば、大きくこれと何かうちの町だけ特に違っているということはないのではないかなというふうに、予想はいたします。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） このデータは、教育政策研究所のホームページで平成31年度、令和元年度ですね、学力・学習状況調査結果資料という毎年出ている、その中からまさにこれが出ているわけなので、やろうと思えばできると思うんです。

先ほどの、今度はA3の資料に戻っていただけますでしょうか。そこには課題もあります。そして、学校授業以外に、ふだん2時間以上勉強している児童が特に少ないとしています。この結果というのはやっぱり課題なんですか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 全体的な、先ほど議員が、多分恐らく量よりも質だということをおっしゃりたいのではないかなというふうに予想はしますが、一方で、やはりある程度の量も確保することも重要ではないかなというふうに考えているところ、全国や県の平均と比較すると、その絶対的な量が不足しているのではないかなというようなことは、一つの課題であるというふうには認識をしています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） これ、ちょっと孫からもらってきたんですが、家庭学習の手引きというのが教育委員会及び吉田町学校長会から出されていて、それを見ますと、小学校5年生、

6年生というは、机に向かう時間、60分から120分を推奨しているわけです。要するに、1時間以上勉強しなさいと言っているんだけど、今回は2時間以上勉強しなさいということをお勧めするということになるんですが、今後は、そういう2時間以上勉強するというのを勧めるといふふうの方針を変えるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 勉強時間というのは、恐らく個々によって違って来るのではないかなというふう思うんです。恐らく、子供によってもいろいろな習い事をしていたりであるとか、塾に通っていたりであるとか、いろんなスポーツでクラブチームに所属しているとか、そういった個々の内容が、個々の生活スタイルというか、家庭環境がある中でじゃ、果たしてどのぐらいがというようなところは難しいですけども、町としては、今お示ししていただいたように、おおよそ目安の時間として、各学年においてこのぐらいの時間机に向かって勉強しましょうということは推奨しておりますけれども、それ以上にももちろん平均と比べるとこうですよというデータを示す中で、その家庭学習を促していくというのは、決して矛盾していることじゃないではないかなというふうに考えています。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そこは余りこだわりません。

こちらのほう、別紙出されているものの中に、学習状況調査の話として、まとめです。全国と比べて家庭での学習時間が少ないと、ICTの活用を含め、もっとやりたい、もっと知りたい授業を展開し、家庭への学習へつなげるようにしていきたいという。先ほど申し上げました質を上げていきましょうということだと思っておりますけれども、この考え方自体は本当に、やっぱり楽しく勉強するということが大切なことだと思うんですが、これ具体的にどのようなやり方で、子供たちにもっとやりたいとか、もっと知りたいとか、そういう教育を進めていこうとお考えなんですか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） すみません、今、議員がご指摘いただいた箇所をすみません、私、見つけることができませんでしたので、どこのことをおっしゃっているのか。

○5番（平野 積君） 9ページです。9ページの1番下。参考資料にはついていません。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 失礼いたしました。

この中で、ICTの活用も含め、もっとやりたい、もっと知りたい授業を展開するという、その具体をというようなことですね。

一つは、今、町として大きく進めておりますのは、授業の中で、当然のことではあるんですけども、授業の見通しを持たせましょうというようなことを、やっています。それはきょう自分がどういうことを学習するのかというようなことを、単元であったり、一つの授業であったりすることで、見通しを持たせる。

もう一つは、子供たちに対して、子供たちの生活に密着した課題を授業の中で提示をしましょうということ、2つ目として授業スタイルを確立していく中で行っています。例えば算数の問題であっても、課題の提示の仕方によっては吉田町の、例えば、この役場の高さを図ってみようとか、あとは、小山城の高さはどのぐらいなんだろうかというようなことを課題提示することによって、縮尺なんかで実はあれも求められるんだよと、そういったような

ことで子供たちが考えてみたい、知ってみたいというような、自分の生活ときょうの授業内容とを関連づけたような授業展開をしていきたいと思いますということを、二つ目として考えております。

三つ目としては、振り返りということですが、きょう自分がどういうことを勉強したのかということであるとか、きょう勉強した結果、どんなことがわかって、より次、どんなことを知りたくなったかというようなことを、授業であるとか単元の中で振り返っていきましょうというようなことで、大きく3つを柱として各学校の授業で展開していきましょうというようなことで、今、学校と教育委員会とで進めているところです。

そういったことを通じて、もっと知りたい、もっとやりたいというような子供たちの意識が高まってくるんじゃないか。それをどんどん家庭学習にもつなげていくというような好循環を生むのではないかという考えのもとで、進めているところです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 今まででも学校の授業のまとめとか、そういう中で、振り返りとかやったんですが、そういうことの中に、今言ったような観点を入れていくと、要するに、きょう何を学んで、何がもっと知りたいかというようなことを積極的に書かせるというようなことをやっていきますということなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 大きくは、おっしゃるとおりであるというふうに考えます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） では、別の観点で、A3の資料に戻っていただけますでしょうか。一番、これも裏面です。

残りの2つ課題として上げられていることですが、難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦しているのは、という質問に対して、しているという回答数が、小学校は全国が30.1%で、吉田町は20.8%と低くなっています。それに対して中学生は、全国は22.5%に対して、吉田町は30.5%と、かなり全国を上回る結果になっている。でも課題として上げられています。

もう一つ、授業で学んだことを他の学習に生かしているにしても、小学校は全国が38.9%で、吉田町が29%と、これはかなり低い、10%ぐらい低い。しかし、中学校は、全国が26.9%に対して吉田町は30.9%と、これはまた中学生がしっかりやっていますという結果なんですが、あえてここに残りの課題として上げた理由は何でしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） この公表の仕方についてはいろいろご意見あろうかと思えますけれども、我々としてはということで、どういう意図を持ってというのが説明させていただきたいと思えますけれども、全国学力・学習状況調査の中での質問紙調査、全部で小学校であればその質問項目というのが58問、中学校でいきますと、その質問紙が69問あります。それを全体として見ていきますと、教育委員会としては大きく二つの、質問を二つに分類できるのではないかなというふうに思っています。

一つは、例えばということですが、授業時間が何時間ぐらいですかという、学習時間であるとか、読書時間であるとか。あとは、月に何回、図書館に行きますかというよう

な、ある程度量としてはかれるものです。時間、何時間やりました、何回行きました、こういった回数で、量として、数値として聞いているものについては、恐らく他市町との比較であるとか、他市町といったらあれですが、全国との比較であるとか、静岡県との比較、そういうようなことをもって、自分たちができているのか、できていないのかというようなことを判断することができる質問の質なんだろうなというふうに思っています。

もう一方は、そういった数値でははかれないもの、例えば、ここで上げております、難しいことも失敗を恐れなくて挑戦しているというのは、数値でははかれませんので、こういった類いの質問については、我々としては全国と比較してとか、県と比較してというよりは、この数値自体がどうなのかというような評価を下すべきではないかなというふうに思っております。

例えば、具体的に申し上げますと、難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦しているということについて、我々としては、小・中学生ですから、どんどん挑戦してほしいという思いがあります。そう見たときに、28%や30%、10人に3人は挑戦していると言っているんだけど、逆をいうと、10人に7人は失敗を恐れずに挑戦をしていないと言っているのかわかりませんが、という結果を見たときに、それが高いのか低いのかというふうなことは、個々によってその評価は変わると思うんですけども、教育委員会としては、もっと挑戦してほしいと、10人に7人ではなくて、もう何なら10人に10人が挑戦してほしいんだというような思いを持って、このグラフを見て当てはまると回答した人が低い事項だということを取り上げて公表したというような意図でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 趣旨はわかりました。

では、今まで、今年の結果に関してお話してきたんですが、ちょっと経年についてお伺いします。

小学校についてでございますけれども、平均正答率が平成30年度は国語が3.1ポイント、算数が3.0ポイント、全国平均を下回ったという結果、それに対して、ことしは国語は4.8ポイント、算数が1.4ポイントを全国平均を上回りましたということなんですが、平成30年度、29年度からなぜ、29年度はもっとよかったわけです、全国平均よかったけれども、それが下がってきました。それに対して今度、ことしは上がりましたと。それぞれ、下がった要因とか、上がった要因というのはどのように分析されているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） これがあったから、これをしたから下がった、これをしなかったから下がった、これをしたから上がったというような、一対一で語ることはなかなか難しいわけでありましてけれども、当然上がったり下がったりということを繰り返してきてはいますけれども、教育委員会としては全体として、小学校については安定して上がってきているというような評価を持って、この全国学力・学習状況調査の全体の結果を見ています。

何か、平成30年度、特に際立ってどこかの学校、もしくは小学校全体の指導力が下がっているというようなことではなくて、当然、その子供たち、子供たちの状況を見きわめながら、教育実践を重ねてきたわけですから、そういった中で、結果としては当然下がって、その原因は何だったのかと言われて、きちぎち言えば、子供のしつかり、子供に対応し

た授業が、授業改善がなされていなかったということが一つの理由といえ理由に、それ以外でもないのかもしれませんが、ということで、そういう意味で、じゃ、なぜ下がったのか。すみません、ちょっと話がまどろっこしくなってきましたけれども、なぜ下がったのかといわれれば、純粹に教師が子供の学力を見きわめ、子供の実態に応じた授業が展開されてこなかったから下がった。逆に、上がった、なぜ上がったのかと言われれば、しっかり授業を見取って、子供にわかる授業を、できる授業を提供したというようなことに尽きるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 先ほどから使っているこのA3の用紙、その結論としては家庭学習を習慣づけるためというふうなことがあり、こちらのほうでも今後の対応ということで、毎年書かれているんですけども、本当に今後の対応というのがしっかりやられて、ことしはどうだったとか、要するに前年度何をなしてことしの結果はこうなんだと、要するに書き放しじゃないかと、その年の課題というのが上がってきて、全国平均より低い、この言葉を変えて、今後の対応として書いているんです、ほとんどが。そこはやっぱり経年でしっかり、どういうところをやって、それがどういう結果であったのかというのはしっかり踏まえた上で、ことしの評価をしていかないと、やっぱりこれがぼつんぼつんと点の評価になってしまうと思うんで、少なくとも、ここ、線の評価がやれるような、それをやっていくと吉田町の教育のレベルが上がっていくと思うんですが、その辺に関してはどう思いますか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） それはしっかりとやっていかなければいけないことだというふうに考えております。今、先ほど、私が答弁の中で少し回りくどい言い方というか、なかなか明確にお答えできなかったというのも、まさに、今、議員のご指摘いただいたところが、これまでしっかりとされてこなかったというようなことなんだろうというふうに思っています。

その中で、例えば先ほど申し上げましたように、今年度から、今年度の、正確にいうと中ごろからでありますけれども、吉田町なりの授業スタイルをしっかりと確立していこうというふうなことを各学校に周知をして、地道な取り組みが進んでいるところであります。

また、来年度については授業日の平準化に伴って、モジュール学習の導入であるとか、具体的な手だてを、これとこれとこれをしていきますというようなことを明確に、具体的にお示しできる段階にあるのかなというふうに思いますので、では、その結果どうだったのかというようなことで、自分たちの取り組みを振り返るような、PDCAサイクルというんでしょうか、そういうサイクルができつつある、評価するには計画がしっかりしないと評価ができませんので、そういった中では、計画をしっかり持つというふうなところまでできているのかなというふうに感じていますので、しっかりと自分たちの取り組みがどうだったのかというような、振り返れるサイクルを意識しながら取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 吉田町では全国学力・学習状況調査の対象は小学校6年と中学校3年ですが、ほかの学年も学力テストとかアンケートとかやっていますよね。その回答とか成

績とは、そういうのは各個人で毎年学年が上がっていくわけで、どのように成長していつているのかというようなデータというものはあるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） ございますし、各御家庭、各個人には、その結果として、毎年毎年お配りをして、教員のほうからこういうところがこうだったというような三者面談なんかを通じて返していると思います。

なお、我々、それを吉田町学力調査と呼んでおりますけれども、今年度については小学校のみで、中学校は実施をしております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それは、ことしこうでしたというんじゃないくて、過去の成績含めてお渡ししているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） はい、その個票というのは、基本的にはことしの問題、ことしの質問紙がどうでしたというのが、大きな、紙面上では大きなところを割いていますけれども、その一部には、過去の受験してきた小学校1年生からどうだったかというようなデータも掲載された個票になっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 言いたかったのは、先ほど点と線の話しましたけれども、そこに対して個人、個々の子供たちがどう成長していくのかということをしっかりフォローしていくという観点で、それを線じゃなくて、今度、面に広げていくというようなことで、しっかり分析をしながら教育を進めていただきたいというのが基本的な趣旨でありまして、そこを少なくとも個票、個人に関してはやられているということであれば、そういうことでしっかり、今後も進めていっていただきたいと思います。

じゃ、今度、教育委員の関連に話しますが、教育委員とお話をされたということですが、これちょっと古いデータですけども、文科省から平成17年に地方分権時代における教育委員会のあり方についての中の、教育委員会のあり方、教育委員会制度の現状と課題ということについて、教育委員会に対して指摘されている問題点と、その要因として、教育委員会は、事務局の提出する案を追認するだけで実質的な意思決定を行っていない。教育委員に対して、事務局から十分な情報が提供されていないというようなことが記載されているんですが、先ほどの答弁の中で、たたき台を示して教育委員の方と議論されたということなんですが、たたき台というのは具体的にはどのようなものなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 具体的には、先ほど答弁で申し上げましたけれども、平成30年度に行った議論を踏まえて、こういう方向性で公表することが考えられますというような、たたき台というか、資料の案ということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 生データをぼんと全部渡せとは言いませんけれども、やっぱり教育委員の方々、個々がそのデータを見て、じゃ、こういう吉田町の子供はここが問題だねとか、ここをもっと伸ばそうよというような、データを与えることによって、自分で考えて、その考えを持ち寄って教育委員会として提案するような仕組みにはなりませんかね。今、どう考えても、事務局からこれどうですかと、お話の中でも、この表現は変えたほうがいいのか、これはこうしたほうがわかりやすい程度の議論ではなくて、やっぱり教育委員がしっかり吉田町の教育というのを考えるようなデータをしっかり与えるというようなことは、やっていきませんか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） もちろん、そうなるように教育委員会の運営はしているつもりですし、すべきだというふうに思っております。ただ、いろいろと議員の御質問の意図としては、そう、教育委員会になっていないんじゃないかと、吉田町教育委員会になっていないんじゃないかという前提でお話をされていると思うんですけども、我々、例えばトリビンス・プランの議論なんかでもそうですけれども、定例的に開くものだけではなくて、個別の案件について随時、月に本当に3回も4回も開催したこともございますし、しっかりとデータをもとに議論を深めるというような体制は整っているというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） きょうは余り突っ込むのやめようと思っていたんですが、やっぱり分析を、私は足りないと思っているんです。先ほど、今、モジュール授業の話が出たんで、もう言っちゃいますけれども、29年にTCP・トリビンス・プランを提案されたときに、モジュール授業や土曜日授業は吉田町に合いません、できませんということを結構繰り返してお話されていたと思うんです。それが今になって、現状分析をしっかりとやればモジュール授業やりますというのであれば、やっぱりその時点で、もっとこのモジュール授業が吉田町に合うのかどうか、できるのかどうかという分析をしっかりとやっていたら、この2年間無駄だったということになりませんか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、無駄とは考えておりませんということです。

まず、総合教育会議での合意をもとに、ちょっとこのそもそも御質問の主旨からは外れてしまうかもしれませんが、平成29年2月の総合教育会議の合意をもとに、それを提案をして、これがどうなのかというようなことを保護者説明会やさまざまな場を通して意見を聞きながら、それをしっかりしたプランに仕上げていくというようなことでやってまいりました。その議論の過程の中で、当初考えていたことは、少し、目的は変わっていませんし、やろうとしていることは変わっておりませんが、手段が少し変わっていくということは、当然、どの施策であったり、どういったことであっても、あり得ることなんではないかなというふうに思いますし、この2年間で教育委員さんともいろいろ話をしてまいりましたし、学校の先生ともかなり多くの時間をかけて話し合いをしてまいりましたので、この2年間で結果的にそうだったからといって、無駄ということは考えておりません。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番(平野 積君) 車座会議とか、保護者の皆さんとお話をされたということが無駄と言っているわけじゃない、重要なことだと、より進んでくれたと思うんですが、その議論をする前に、要するにモジュール授業や土曜日授業がどう吉田町に合うのか合わないのかとか、そういう議論というのがなかったのか、そういう分析がなかったのかということをお伺いしているわけです。

2年前はだめだと、ずっと言ってきたじゃないですか。でもその余地があるのであれば、その時点でもっと、しっかり、モジュール授業や土曜日授業に対して考えるべきではないか、要するにそういう分析をしっかりやるべきではなかったのかということをおっしゃっているわけですが、それはしっかりやった上で、だめだとおっしゃっていたという見解なんですか。

○議長(増田剛士君) 教育長、栗林芳樹君。

○教育長(栗林芳樹君) 教育委員会のこれまでのやり方に対していろいろ御意見があるのは承知しておりますけれども、これはすみません、私、個人の考えになってしまうかもしれませんが、いろいろな施策を進める上でのやり方というのは、いろいろな方法があるんだというふうに思っています。一つは、我々がそういった手段をとったように、一つの案として提示をして、そこで提示したものに御意見をいただきながら整えていくというようなやり方。もう一つは、熟議に熟議を重ねた上で、もうこれでやるんだというようなことを決めて、それでやっていくというようなことで、その議論を前に持っていくか、後に持っていくかというような政策決定過程の手段のものだというふうに思っておりますので、我々としては、平野議員がおっしゃるような手段はとらずに違う手段をとったということであって、それを平野議員のおっしゃる手段をとらなかったからといって、何か瑕疵があるとか、何かおかしいというようなことはないというふうに思っております。

○議長(増田剛士君) 5番、平野 積君。

○5番(平野 積君) もうこれはちょっと、ずっと平行線なんで、やめます。

家庭教育に関して、家庭教育、私も本当に大切だと思っているわけです。その家庭教育を進めていく上で、あるとき、PTAの役員の方に、家庭教育をやっていく上で、PTAが主体で保護者に対して家庭教育の大切性や必要性をレクチャーする機会を積極的に設けたらどうかというようなお話をしたら、その方がおっしゃるには、その案自体はいいと思うんだけど、私たちが来てほしいと思う人たちはそこに来ないと、だからあんまり効果がないよと言われたわけでありませう。

そこで提案なんですけれども、例えば、家庭教育に関する教育委員会の考え方をおさめたDVDをつくって、各家に配布するとか、ラインでここにアクセスしてくれと、それを見てもらって、その意見とか感想を子供たちを通して学校に提出してもらおうというようなやり方で、家庭教育というものに保護者の方に関心を持ってもらおうというような進め方というのはどうでしょうか。

○議長(増田剛士君) 教育長、栗林芳樹君。

○教育長(栗林芳樹君) 家庭教育自体はとても重要だと思っておりますので、しっかりと先ほど申し上げたように、保護者でありますとか、それに準ずる方が家庭の中で子供に対してマナーであるとか、自立心であるとか、そういったものを育むことのできる大切な場所だというふうに思っておりますけれども、それをどう進めるかという手段については、今、御提

案をいただきましたけれども、この場で、じゃ、それをやりますというわけにもいかないわけでごさいますて、また、その重要性を踏まえて、各家庭にこういったアプローチができるのか、また、その家庭教育の重要性をどうやったら理解してもらえるのか、それはしっかりと考えていかないといけないことであるというふうに思っております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 学校の中でも、授業の中でその家庭教育の大切さというのをやりたいとか、知りたいとかいうのを教育してもらえるし、やっぱり教育委員会としても、吉田町全体の教育を考えて、どうやったら各家庭教育が進んでいくのかというようなことで進めていきたいと、いつていただきたいと思うんですけれども、今、教育委員会が考える理想とする家庭教育の状況からして、今、吉田町はどのぐらいのレベルだとお考えなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） レベルで評価するのは難しいと思いますので、お答えすることができません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） では、三つ目の質問に関してに進みます。

この質問は、私もちょっとへ理屈かなという思いで出している部分はあるんですけども、やはり家庭教育を、今までは結構厳しかったんです、入所条件。途中徐々に緩和されてきたんですけども、今回の緩和というのは極めて大きな緩和だということからすると、じゃ、今までの考えと、この午後1時間でも働いときゃいいというような極端な差というのが、まずどこからその発想が出てきたのか、そうしたら、可能性とすれば、お子さん、結構預けられる可能性が増えるわけです。親は1時間でも働きゃ放課後児童クラブに面倒見てもらえるということからすると、やっぱり家庭教育という時間、機会というのは、預けた場合は減るのではないかというふうに私は思うわけです。そうしたときに、やっぱりずっと前から、教育委員会は家庭教育を大切にしましょう、推進していきましょうという話の中で、やっぱり、こういう緩和して、すぐTCP・トリビンス・プランに対して、これをやっていく上ではそれは大切なことなのかもしれないんですけども、教育委員会の中でそういう議論が一切ないですね。要するに、TCP・トリビンス・プランをやるためには、放課後児童クラブの大幅な緩和が必要である、これはやってもらいましょうと。町長部局にお話しすると。でも、ちょっと待てよ、お前、家庭教育、これ本当に大丈夫というような議論が、少なくとも議事録の中では一切出ていないんですけれども、それ以外でも何かそういう議論はあったんでしょうか。協力してやっていくことに反対しているわけじゃないんですけども、そういう議論があったかどうかということ、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 放課後児童クラブの入所要件の緩和自体を教育委員会の中において、教育委員さんたちと議論に上げて議論をしたというようなことは、それがその是非についてということでは、ない、なかったのではないかなというふうに記憶をしております。その上で、ただもちろん、TCP・トリビンス・プラン全体は教育委員会にも、教育委員会が中心となって進めているものでございますので、その入所要件がどういうふうになるという

ことであるとか、それ以外の施策も含めて、全ての説明というか、そういうことは教育委員会までも当然のことながら行っております。

ちょっと余分な話になりますけれども、ただ先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、家庭教育の充実するかどうか、家庭教育がよりよく行われるかどうかということは、必ずしも物理的な時間と比例するというふうに、我々考えているわけではございませんので、我々、当然のことながら、教育委員会事務局にも働く女性たくさんおりますし、じゃ、その女性が働いているからといって、その御家庭の家庭教育がおろそかにされているのかということは、決してそんなことはございませんので、必ずしも子供とかかわる時間が長ければよくて、短ければだめなのかということは考えておりませんし、もしそうお考えなのであれば、それは違うというふうに明確に申し上げたいというふう思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 先ほど言った、へ理屈だと言ったのはそういう観点で、私もそう思うわけです。やっぱり充実した親と子の触れ合いというのは大切だというふうな意見、一緒なんですけれども、だからそういうのが議論されていないということが、ちょっと違和感を感じるというふうなことであります。

もう時間もございませんので、きょうの話の中で、やっぱり家庭教育を充実させてほしいということと、やはりいろんなせっかく発表して、公表するわけですから、この点の分析、評価だけではなく、やっぱり線の、結果的には面の、教育の現場においては面の展開をして、うまく、せっかくあるデータをうまく使って進めていっていただきたいということで、よろしく願いいたします。議長、1回、お答えいただけますか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、家庭教育についてですけれども、その重要性は申し上げるまでもございません。しっかり教育委員会としても家庭教育の充実が図られるよう取り組んでまいりたいと思いますし、全国学力学習状況調査の結果につきましても、これはやるのが目的ではありませんので、やった結果として、子供たちにどう返っていくのか、教員にどう返っていくのか、しっかりそういったところまでも見通しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○5番（平野 積君） どうもありがとうございました。

○議長（増田剛士君） 以上で、5番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午後11時08分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。引き続き一般質問を行います。

◇ 蒔 田 昌 代 君

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

〔7番 蒔田昌代君登壇〕

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田昌代です。

私は、令和元年第4回吉田町議会定例会一般質問において、事前に通告してあるとおり、町の地域教育推進事業についてと、町の防災士の役割についての二つのことについて、教育長と町長に質問いたします。

質問1、町の地域教育推進事業について。

令和2年（平成32年）に新学習指導要領が変わり、新しい授業も加わり、授業時間も増えてきます。吉田町もTCP・トリビンス・プランの中の授業の平準化で、4時間授業日がさらに行われていくと考えられます。

町では、4時間授業日に対応した子供を預かるという放課後児童クラブとは別である、放課後子ども教室や、各小学校区で地域教育推進事業が行われています。

平成30年度決算資料では、意図として、地域の特性を生かした体験活動を通して、地域の大人が地域の子供を育てる体制づくりを推進するとあります。また、その効果に、4時間授業日に対応した放課後子ども教室の満足度は、保護者、子供両方とも高いものでありました。

そこで、放課後子ども教室や各小学校区で行われている地域教育推進事業について、以下の点について質問します。

1、町は、放課後子ども教室推進事業委託をしているが、運営や教室の開催、内容など、課題にはどのようなものがあるか。

2、各小学校区で地域教育推進事業で補助金を出しているが、各団体から運営や教室の開催、内容について、どのような課題があるか。

3、住吉小学校区において、4時間授業日に対応した放課後子ども教室や地域教育推進事業の開催について、どのように考えているか。

4、総合戦略KPIでは、放課後子ども教室の設置は2カ所と掲げている。現在、中央小学校区に1団体あるが、進めていくためにどのように考えているのか。

質問事項2、町の防災士の役割について。

町は、第5次総合計画の前期基本計画で、災害に強く安全・安心に暮らせる町づくりの中で、地域防災力を高めると掲げ、地震・防災対策の分野では……

○議長（増田剛士君） 議員、ちょっと質問内容が先ほど違うところがあったようなんですが、大丈夫ですか。通告と違うようなところがあった。

○7番（蒔田昌代君） 申しわけございません。訂正いたします。

2の防災士の役割について、再度訂正させて……

○議長（増田剛士君） 1のほうですよ。1のほうで通告と違うところがありましたけれども。

○7番（蒔田昌代君） では、以下の点について質問する、質問について再度述べさせていただきます。

(1)町は、放課後子ども教室推進事業委託をしているが、運営や教室の開催、内容など、課題にはどのようなものがあるか。

(2)総合戦略K P Iでは、放課後子ども教室の設置は2カ所と掲げている。現在、中央小学校区に1団体あるが、進めていくためにどのように考えているのか。

(3)各小学校区で地域教育推進事業で補助金を出しているが、各団体から運営や教室の開催、内容について、どのような課題があるか。

(4)住吉小学校区において、現在行われていない4時間授業日に対応した放課後子ども教室や地域教育推進事業の開催について、どのように考えているか。

質問事項2、町の防災士の役割について。

町は、第5次総合計画の前期基本計画で、災害に強く安全・安心に暮らせる町づくりの中で、地域防災力を高めると掲げ、地震・防災対策の分野では地域防災力の向上が図られた災害に強い町を目指す状態としている。

津波避難タワーや避難路等のハード面においては、着実にその整備が行われています。また、ソフト面においても、防災士の養成について行ってきております。

その防災士の役割について、以下の質問をします。

(1)多くの防災士、ジュニア防災士を養成してきたが、防災士の活用について町はどう考えているか。

(2)、防災士の養成に当たり、今後の課題はどのように捉えているのか。

以上が私の一般質問の要旨であります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、栗林芳樹君。

〔教育長 栗林芳樹君登壇〕

○教育長（栗林芳樹君） 町の地域教育推進事業についての御質問のうち、1点目の町は、放課後子ども教室推進事業委託をしているが、運営や教室の開催、内容など、課題にはどのようなものがあるかについてお答えいたします。

まず初めに、放課後子ども教室について御説明をさせていただきますが、放課後子ども教室とは、地域の方々の参画を得て、子供たちの安全で安心な居場所をつくり、その中で学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流等に取り組むことにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかに成長していく環境を整えるために推進しているものでございます。

こうした取り組みは、現在、二つの小学校区において実施がなされており、具体的には、自彊小学校区において、平成17年度より地域のボランティアの方々に御協力をいただきながら実施をしている、放課後自彊わくわく教室と、中央小学校区において、昨年度より町からの業務委託という形でNPO法人eとこ吉田に実施をしていただいている、どんぐり教室でございます。

その上で、御質問は、放課後子ども教室推進事業委託についてということですので、委託事業として実施をしている中央小学校区のどんぐり教室についてお答えをさせていただきます。

まず、教室の開催、内容についてですが、現在は116人の児童が参加し、年間26回、中央小学校の4時間授業日に合わせて実施をしており、七夕の飾りづくりや竹細工などの体験活動、ドッジボールやボウリングといったレクリエーションなど、さまざまな活動を展開しております。

また、その課題ということですが、現時点で、教育委員会として受託者であるNPO法人eと吉田の実践に対して、課題として認識しているものはございません。

なお、このどんぐり教室では、昨年度アンケート調査を実施いたしましたが、その中で、参加した児童からは、「いろいろな学年の友だちと遊ぶことができ楽しい」といった意見や、保護者からは、「季節に合わせた体験活動が、とてもいい経験になっています」や「スタッフの方とたくさんお話ししていることを子供から聞き、世代間交流ができていることがありがたい」などの声をお寄せいただいております、成果の一端を見ることができたと感じております。

また、委託事業としては実施しておりませんが、自彊小学校区で実施しております放課後自彊わくわく教室についても、その概要を述べさせていただきます。

本教室についても、どんぐり教室と同様ですが、自彊小学校の4時間授業日に対応し、年間25回の実施をしており、66人の児童が参加しております。その活動内容ですが、大根の種まきなどの農業体験や七夕飾りづくり、竹箸づくりなどのさまざまな体験活動を展開しております。

教育委員会といたしましては、地域の教育力の向上が図られるよう、引き続き放課後子ども教室事業の推進を図ってまいります。

次に、2点目の総合戦略KPIでは、放課後子ども教室の設置は2カ所と掲げている。現在、中央小学校区に1団体あるが、進めていくためにどのように考えているのかについてお答えします。

さきにもお答えさせていただいたとおり、放課後子ども教室の設置については、平成17年度から自彊小学校区で、平成30年度から中央小学校区で実施をしており、総合戦略KPIに示す目標値を達成している状況でございます。

次に、3点目の、各小学校区で地域教育推進事業で補助金を出しているが、各団体から運営や教室の開催、内容について、どのような課題があるかについてお答えいたします。

まず、地域教育推進事業について御説明をさせていただきますが、地域教育推進事業とは、「地域の子供は地域で育む」を合言葉に、主に、土日祝日といった休業日に、農業体験や昔の遊び、ものづくりなどの体験活動、通学合宿や防災合宿などの宿泊を伴う活動など、地域の子供たちのために、ふだん学校では体験できないような体験を実施していただいているものであり、議員御承知のとおり、当町では、住吉地区には住吉わっぱくらぶ、片岡地区には片岡きらめき塾、川尻地区にはかわしりっ子わんぱくサークル、北区には自彊わくわく教室と、地区ごとに団体が結成され、団体ごとにさまざまな工夫を凝らした取り組みが行われております。

その上で、議員の御質問にあります課題とのことですが、教育委員会としては、ボランティアの方々の高齢化を課題として捉えております。結成当時から今もなお活躍していただいている方々が、数多くおります。このことは大変嬉しく、心強いことであり、そうした方々でなければできないこともたくさんございますが、現在中心となって活動していただい

る方々の知識や経験を踏まえながら、今後も持続的に事業を進めていくためには、新しい人材の発掘・育成が必要であると考えております。

こうした状況を踏まえ、教育委員会といたしましては、まずは地域教育推進事業を住民に知ってもらうことが重要であると捉え、町文化展の来場者や公民館事業に参加している方々に、地域教育推進事業を紹介する機会を設けたり、広報よしだを通じて、活動内容の広報及びボランティアの募集を行ったりするなど、各事業と結びつけながら人材の発掘に努めているところでございます。

最後に、4点目の住吉小学校区において、現在行われていない4時間授業日に対応した放課後子ども教室や地域教育推進事業の開催について、どのように考えているかについてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、現在、放課後子ども教室が設置されておりますのは、中央小学校区と自彊小学校区の二つの学校区であり、議員御指摘のとおり、住吉小学校区には設置されておられません。このことは、教育委員会が進める授業日の平準化を各学校で進めるに当たって、各学校が編成する教育課程と大きく関係しており、本年度、中央小学校や自彊小学校は、年間を通じて4時間授業日をより多く設定したのに対し、住吉小学校は4時間授業日を多く設定するよりも、日々のゆとりを意識した教育課程を編成したことから、他の二つの小学校よりも4時間授業日が少なかったため、これまで放課後子ども教室の設置をしてこなかったところでございます。

しかし、来年度以降につきましては、各小学校において、本年度より4時間授業日を増やす方向で教育課程の編成を検討していることから、現在、未設置の住吉小学校におきましても、来年度開設に向けて調整をしているところでございます。

続きまして、2つ目の町の防災士の役割についての御質問につきましては、町長より答弁をさせていただきます。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） それでは、町の防災士の役割についての御質問のうち、1点目の多くの防災士、ジュニア防災士を養成してきたが、防災士の活用について町はどう考えているかについてお答えをいたします。

初めに、議員の御質問にあります防災士について御説明させていただきます。

防災士とは、NPO法人日本防災士機構が認証する民間研修機関、大学等、学校、自治体が開催する研修講座を受講し、防災士資格取得試験に合格することに加え、消防署、日本赤十字等が実施する救急救命講習の受講修了証を取得し、NPO法人日本防災士機構に防災士認証登録申請を行うことで、認証された方々を指すのが一般的でございます。

町の地域防災計画では、自主防災会の果たすべき役割として、地域における防災対策は自主防災会により共同して実施することが効果的で、町、消防団、その他防災関係機関と協力し、地域の防災はみずからの手で担う意欲を持って、平常時から活動するものとするとしております。

具体的には、自主防災会内に防災委員を設け、活動することとし、その内容としましては、防災委員は吉田町地域防災指導員を充てるものとし、住民の防災対策の啓発活動を行う

ほか、自主防災会内においても役員として、または組織の長の相談役、補佐役として、諸活動の企画実施に参画するものとする明記しております。

また、地域防災計画において、町は自主防災会の活性化を図るために、地域防災指導員を認定すると明記していることから、地域防災の担い手である自主防災組織に対して、平時からきめ細やかな指導・助言ができる地域防災リーダーを養成するため、平成 25 年度から、NPO 法人日本防災士機構が認証した防災士養成研修実施機関である常葉大学が実施する研修講座を開催し、町の地域防災計画に基づき、吉田町地域防災指導員を養成してきたところでございます。

この吉田町地域防災指導員を養成するための地域防災指導員養成講座につきましては、NPO 法人日本防災士機構の認証する研修講座であり、講座を修了した場合、防災士資格取得試験の受験資格を得られることから、受講者みずからの意志で受験し、合格された方が、防災士としての資格を得られているものでございます。

このように、町の取り組みは、防災士を養成することを目的とするものではなく、地域における防災活動を推進していただける人材を養成するために、吉田町地域防災指導員養成講座として開催しているものでございます。

町では、地域住民の皆様の防災意識の向上や地域の特性に合った防災対策の実施など、地域防災力のさらなる強化を図るため、防災に関する専門的な知識と経験を有する方が、地域において防災活動を推進していただくことを目的とし、吉田町地域防災指導員の認定制度を設け、町が実施する地域防災指導員養成講座を修了された方や、過去に国や県が主催した地域防災リーダー養成講座等を修了された方など、積極的に地域における防災対策を推進する意思がある方について、防災士に限らず、吉田町地域防災指導員として認定させていただいております。これまでに、吉田町地域防災指導員養成講座には 157 人の方が受講され、このうち 48 人の方が、吉田町地域防災指導員の申請を行い、町が、吉田町地域防災指導員として認定をさせていただいております。

現在、当町が認定をしております地域防災指導員は、町の養成講座を受講された方以外も含め、全部で 51 人となっております。その他、子供たちが防災に関する知識や技術を学び、身近に起きる危険を予測・判断し、進んで安全に行動する能力を身につけ、同世代の生徒たちにそれらを伝える役割を担うとともに、将来は、地域の防災活動に参加する次世代の防災リーダーを育成するため、平成 26 年度からジュニア防災士も養成をしております。

また、ジュニア防災士の養成につきまして、静岡県では、県の人材育成研修のうち、小・中学校及び高校生を対象とした、ふじのくにジュニア防災士養成講座を開催しており、講座を修了し、同一年度内に地域の防災活動に参加した上で、そのレポートを知事に提出すれば、ふじのくにジュニア防災士に認定をされ、知事から認定証が交付される制度がございます。

当町といたしましては、町が開催するジュニア防災士養成講座を受講する中学生におきましても、ふじのくにジュニア防災士に認定していただくことができるよう、県が実施する講座と同等と認められる講座を開催している状況でございます。これまでにジュニア防災士の養成講座には 121 人の中学生が受講され、全員が県のふじのくにジュニア防災士に認定をされております。

それでは、1点目の、多くの防災士、ジュニア防災士を養成してきたが、防災士の活用について町はどう考えているかについてお答えをいたします。

自主防災組織につきましては、昭和51年の東海地震説の発表以来、県、市町村、地域住民が一体となって、積極的に組織化が進められてきたところでございますが、当町の自主防災会はその単位を町内会とし、町内会長が自主防災会長を兼ね、町内会長の任期が終了すれば、必然的に自主防災会長も交代するという組織形態でございます。

災害時における町の防災体制につきましては、町の災害対策本部が中心となり、自主防災会も災害対策本部と一体となって、それぞれの地域で災害応急活動を展開していただくこととなります。また、自主防災会におかれましては、平常時においても迅速な災害対応が図られるよう、さまざまな訓練等を実施していただき、災害に備えていただいているところでございます。

甚大な被害をもたらすような自然災害が毎年のように発生する可能性がある中で、自主防災会として災害対応等を展開していただくためには、これまで以上に組織の機能強化と充実が重要となってまいります。

町では、こうした自主防災会の活性化を図るため、吉田町地域防災指導員を養成してきており、指導員につきましては、みずからが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、地域住民の皆様に対する防災意識の普及、防災訓練の指導などを行い、日ごろから防災意識を高めることに努めていただくなど、自主防災組織の活性化を担う人材として活動していただきたいと考えております。

また、吉田町地域防災指導員が、地域の自主防災会において効果的な防災活動をしていただけるよう、防災に関する知識や技術を継続的に習得していただくためのフォローアップ研修を開催しながら、引き続き、吉田町地域防災指導員を育成するとともに、自主防災会の皆様のニーズに応じることができるよう、地域防災力の強化に向けた環境を整えてまいります。

次に、2点目の防災士の養成に当たり、今後の課題はどのように捉えているのかについてお答えをします。

先ほども申し上げましたとおり、町としては防災士ではなく、吉田町地域防災指導員を養成してきておりますので、吉田町地域防災指導員について述べさせていただきます。

これまで町が開催してまいりました養成講座には、多くの方に御参加いただく中で、吉田町地域防災指導員として認定させていただいた方々におかれましては、そこで得た知識を地域に還元していただいているところでございます。

本年開催した吉田町防災訓練におきましても、防災講話や避難所の運営を体験するHUGの開催、AEDによる救急救命講習を実施するなど、吉田町地域防災指導員として積極的に活動していただいております。

しかしながら、全ての自主防災会において吉田町地域防災指導員を配置できているわけではございません。町といたしましては、自治会や自主防災会に吉田町地域防災指導員の必要性を訴え、地域防災の中心となり、防災に関する活動を積極的に進めていただくためにも、各自主防災会に吉田町地域防災指導員を配置できるよう、引き続き養成していくとともに、吉田町地域防災指導員が自主防災会との連携を円滑に図ることができるよう、サポートしてまいりたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

御答弁いただきました。

まず、最初の1、町の地域教育推進事業について、再質問をしたいと思います。

(1)で、町は放課後子ども教室推進事業委託をしているが、運営や教室の開催、内容など、課題にはどのようなものがあるかということをお聞きしたんですが、課題は特になくということでお答えがありました。

現在、各小学校、中央小と自彊小学校で事業を行っているんですが、中央小学校はNPOの団体が行っており、自彊小はボランティアということになっております。地域ごとに差はないのかと思うんですが、こういった状態にといったことに関してですけれども、私、有償でやると、中にいる方たちの励みにもなるし、お小遣いももらえて、少しいいのではないかと思うんですけれども、有償ボランティアを進めたいということは、町としては考えているんでしょうか。

これから住吉小学校が開催するという予定なんです、そこに関してはどういった考えがあるのか、お聞きしたいです。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

有償ボランティアということと、あと、住吉小学校の放課後子ども教室ということだと思いますので、お答えさせていただきます。

今現在、自彊小学校区のほうに放課後子ども教室がありますが、その方たちはボランティアでやってもらっています。その方たちの意見を聞きますと、お金をもらおうと、それだけ責任があるというようなことですので、私たちも楽しみたいというような気持ちがありますよということを行っていますので、今、担当課としては、そのような、やっているスタッフの皆さんの、まず、お気持ちを大事にしていきたいなと思っております。

また、あと住吉小学校のほうは、教育長の答弁にもありましたとおり、教育課程によって来年度以降やるのが考えられておりますので、今ここで、うちのほうは前向きに考えて進めているというふうに答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

今、自彊小学校のこと、住吉小学校のことをお聞きしたんですけれども、現在、中央小学校でしている団体もありますが、その団体や町のほかの団体とのお話し合いをするような場というのは、情報の交換等、そういった場は設けられているんでしょうか。お互いやっていることを話をしたり、その内容について話し合いの場、やっていることに対して話し合いの場というのは、協議会みたいなことというのは、各小学校の結びつけとしてあるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 今、子ども教室の運営委員の連携というようなことだと思いますので、お答えをさせていただきます。

放課後子ども教室の運営委員会というものがございます。メンバーとしましては、今現在やっております中央小学校のeとこ吉田のスタッフの皆さんや、あと、自彊小学校の放課後子ども教室の皆さん、あと、中央小学校と自彊小学校の校長先生、そして教育委員会の事務局などが委員会の委員としまして、年3回、情報交換をしております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

協議会が年3回、校長先生も含め、いろんな各団体の代表者とやっていることをお聞きしました。

その内容の中で、現在、今、児童の受け入れが100人ぐらいということで活動していると思います。今は100人程度ですけれども、来年度も新たに入ってくる子供がいると思うんですが、入ってくる児童に対して100人を超えた場合に、それに見合ったボランティアの数も増やさなければならぬと思いますが、どういうふうを考えて、その協議会の中でそういった点は話し合いの中で上がってくるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

今現在、中央小学校のどんぐり教室には、教育長答弁にもありましたとおり、116名の子供たちが参加をしておりますので、これ以上また増えるということが考えられるという場合は、私たちは今、NPO法人に委託をしておりますので、スタッフが足りないというようになれば、まずはNPOのeとこ吉田さんに、それに見合ったスタッフを探していただきたいというようなことになると思います。

また、施設のほうに関しましては、例えば、かなり多くなった場合は、今は現在、中央小学校の体育館やグラウンドを使用して放課後子ども教室をやっておりますが、それではまた足りないよというようなことになれば、また学校の校長先生などとお話をして、またそれに見合った施設を探していくような形になると思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

質問の4で、住吉小学校区において、現在行われていない4時間授業に対応した放課後子ども教室や地域教育推進事業の開催についてですが、地域教育推進事業は、住吉小学校でも土日祝日で行われているんですが、放課後子ども教室も現在考えているということなんですが、その設置については、NPOとかにするのか、ボランティアとするのか、そういった方向というのは、どういった話し合いとかがなされているのでしょうか。町としてはどういったふうに進めていくつもりでいるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

住吉小学校の放課後子ども教室の進め方ということだと思いますが、今、住吉小学校、来年度以降、うちのほうやりたいということで、問い合わせをしている団体があります。その団

体からは、前向きに今お答えをいただいておりますが、この場面では、その団体名を公表することはできませんが、前向きに、その団体も住吉小学校区の子ども教室をやりたいというような意向を示していただいておりますので、その方たちにぜひやってもらうように、今後話し合いを進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

ちょっと戻ってしまいますが、各小学校で地域教育推進事業を行っております。それぞれ平成17年からやってきた団体があり、地域の子供は地域で育てるという意識のもとで、すごく皆さん頑張っておられるということです。

今現在、課題として上げられるのが高齢化に対応するというところで、その後の人材を発掘するためのPRとか、まず最初に会の活動を知ってもらって会員を募るということはよくわかりました。また、現在、地域教育推進事業で行われている皆さんが、御健康で、本当に、子供と接することで元気になられると思うので、一生懸命、子供と接することで御自身もとても元気になられているんじゃないかと、私は推測します。御健康で、子供たちと一緒に、今後もこの事業を続けていけたらと私は思っております。

また、人材に対しても、町としても広報していただいて、やはりこの事業を継続していくために私も力になりたいという方、いっぱいいると思いますが、今、どうしても働いているという方が多いので、なかなか参加ができないということなんです。そういった方を掘り起こすためのいろんな声かけ等、まずは、PRと広告とかというのも大事だと思いますが、私はそういった方にも声かけをしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、すみません。次に、二つ目の町の防災士の役割について再質問をさせていただきます。

町が考える防災士というのは、地域防災指導員ということであると、先ほど、町長の答弁で伺いました。

現在、町の養成講座を含めて、地域防災指導員というのは、今51人というふうにご伺いました。その51人の方の構成、男性、女性、年齢別でいうとどういう年代が多いのかといったことを、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

地域防災指導員に認定された方の男女別の数ということでございます。

現在、女性が8名でございます。あと、年代というようなことですが、大変申しわけございません。はっきりしたデータをちょっと今持ち合わせておりませんが、指導員に認定された方々につきましては、40代から60代、70代含めて、全体的に幅広く認定をさせていただいているというところでございます。30代の方も若干いるという形でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

平成30年度決算の資料で、総合戦略のKPIで、地域防災指導員が2人以上いる自主防災会の割合が68.4%というふうになっております。この事業を始めてから、去年は57.9%

で、ことしは増えています。また、さらに、ちょっと飛んでしまうんですけども、平成27年度の決算でも37%ということからすると、毎年それが増えてきていると思います。

各地域に、多分、各自主防災会に対して2人以上というのが町の目標だと思いますが、現在、今ある自主防災会の中で、いない自治会というのはどのくらいあるんでしょうか。自主防災会というのは幾つあるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

最新の情報というところで御説明をさせていただきます。

それぞれの自主防災会の中に地域防災指導員が配置ができていないというような自主防災会は、一つでございます。

それから、今、議員がおっしゃられたように、1人はいるんですが、2名以上はいないという自主防災会が4自主防災会でございます。ほかの自主防災会につきましては2名以上の方が配置されているというような形でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

一つの自主防災会に対して、一番多いのは何人いらっしゃるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

自主防災会それぞれにおきまして、一番多く地域防災指導員がいるというような自主防災会につきましては、7名が最高でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

今お聞きして、一番多いのは7人いて、いない自治体がまだ1つあって、ほぼ、ほかの団体には2名以下で4団体、あとは2名以上いるというふうに、お聞きすると想定できますが、現在、この地域防災指導員というのになる方というのは、本当にやる気があって、思いがあってなられた方だと私は思うんです。

また、初めは、ちょっとこういうのがあるから受けようかなという気持ちで受け取ったけれども、なって初めて、講座を受けて申請して、資格をもらって、なって初めて自分の状況と自分の周囲の状況、自分の住んでいる地域、また、自分の職場の状況がわかってきたということが、ちょっと防災士さんから1人お聞きしたんですけども、やはりやっていて、自分はこうやってやりたい、こういうふうにしてやりたいというふうに思っている方がいらっしゃると思うんですが、その方がやっていくために、町としては何かフォローしているというか、手伝っていることとかというのはあるんでしょうか。

その人が、こういうことをやりたいということを思っているんですが、全体として51人の方がいるじゃないですか。その方たちの意見をまとめるというための話し合いの場とかはあるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

まず、町長の答弁にもありましたとおり、何か災害があった場合とか防災対策を進める上で、まず、町と一体となって推進していただく組織というのは、自主防災会でございます。その自主防災会の中に地域防災指導員を当て込んで、当て込んでという言い方はすみません。失礼いたしました。入っていただいて、自主防災会を活性化していただきたいというようところが、地域防災計画上でものせておまして、それに基づいて地域防災指導員の養成をしてきているところがございます。そうしたところもありますので、地域防災指導員につきましては、基本的には自主防災会の中の一員だという考え方で、町としましては、

です。指導員の方々が何かやりたいということであれば、例えば自主防災会長がいますので、そうした方々に御相談をしながら、町でもできる支援をしていくこともできると思いますけれども、基本的には自主防災会の中の一員ということで考えておりますので、そこはちょっと御認識していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

自主防災会の中の一員として地域防災指導員というのは位置づけされているということをお聞きしました。

では、51人いるという地域防災指導員の横のつながりということでは、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

横のつながりというような御質問でございます。

町としましては、こうした地域防災指導員を養成するだけではなくて、やはり今後も引き続きお願いをしていきたいというところもございまして、やはり最新の情報なんかも地域防災指導員の方々にお知らせをしながら、そういった場を設けたいというところで、フォローアップ研修というところも行っております。

また、横のつながりといいますと、任意の団体ではございますけれども、地域防災指導員同士で任意の団体を、協議会みたいなものをつくっているというような形でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

では、今、任意の団体であって、協議会はこれからつくっていくというお考えなのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

町といたしましては、そうした地域防災指導員の協議会みたいなのはちょっと考えておりません。

今、任意の団体として指導員の皆様が自主的に、横の情報連絡とか情報共有という形で任意でつくっていただいているというような形でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

次に、ジュニア防災士を町は研修で育ててきました。ジュニア防災士さんも現在121人、中学生、全員が認定されているという町長の答弁がありました。

この121人の中学生ですが、先日の防災訓練のときに、高校生は参加するようになっていきますので、高校生になって防災訓練に参加してきました。その中で、いろいろ自分が思うこととかというのを、高校生なりに、ジュニア防災士なりに話をしていましたが、私に話を聞いていましたが、平成27年に受講した中学生は4年たっていて、その後、高校も卒業して、今、大学に通っていたり、中には就職していたりとかという方もいらっしゃるんですが、ジュニア防災士についての町の考え方、掘り起こしをしたらフォローアップとかというのは、どのように考えているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

ジュニア防災士の件ですけれども、主には、中学生のときに、やはり子供なりにも自分の命は自分で守るというようなところを基本としまして、そうしたすべを身につけていただきたいというようなところで開催をしております。

今後、中学生が大きくなるに従って、やはりこうした講座を受けていけば、大人になっても周りの方々にも自分が得た知識を提供できると思いますし、自分でも将来的に地域に残って、地域の自主防災会の一員として、そうした地元での活動ができればいいなというところで、養成講座を開催をしているというところでございますけれども、今おっしゃられたような掘り起こしとか、そういったところはちょっとやっていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

そういった方の掘り起こしは、今のところやっていないということなんですが、今後、やっぱりそういった方もいるので、掘り起こしの必要が出てくるんじゃないかなということが考えられるんですが、それに対しては、町は今後どのように対応していくというふうに考えているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

ジュニア防災士を養成して、その方々が大きくなって掘り起こしというところは、特に考えてございません。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、そうした個人個人が地元に残って、そうした地域の防災リーダーになっていただくというようなところを期待しまして、養成講座を開催をしているという形でございます。

ただ、地域防災指導員につきましては、町のほうも毎年、ちょっとフォローアップ研修を続けていくということで考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

私は、きょう二つの質問をさせていただきました。

その二つの質問の中で共通するところというのは、やはり町民がみずからやりたいということに対して、やっぱり町はそれに対して援助、補助、フォロー、いろんな考えとかそういった、補助とかではなくて、その人がやりたいと思ったことに対して、前向きに力をかしていただきたいと思います。

これからも子供たちのため、地域の、安心して、やっぱり子供が育てられるためには、防災の面も非常に大事だと思います。

現在、地震ということで、対策いろいろとられてありますが、台風による風水害、ほかに土砂崩れということもありますので、そういったことに対しても地域の皆さんの力で乗り切っていただくためにも、ぜひとも町のほうにも力をかしていただきたいと思いますことを要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、7番、蒔田昌代君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 零時05分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 11 日目でございます。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日は、提出されました第 57 号議案の質疑と追加議案の上程等を行います。
議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第 57 号の質疑

- 議長（増田剛士君） それでは、議事に入ります。
日程第 1、第 57 号議案 令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。
これから第 57 号議案についての質疑を行います。
質疑はありますか。
12 番、大石 巖君。

- 12 番（大石 巖君） 12 番、大石です。

国保会計歳入歳出それぞれシステム改修に係る費用ということで、補正が計上されておりますが、これは税番号制度のシステムということで、これ、以前にもお聞きをしたわけですが、国からの支出金はその費用の全額に充てるということで、町からの支出分というのは特にないわけでありまして、そのシステム改修、これ、全国的な問題ですし、吉田町に限ったものではありませんので、国からのそうした費用で賄うことはそれは当然だとは思いますが、この吉田町の機器のシステム改修ということだけでなしに、全国の市町村、同じようなシステム改修がされると思うんですが、そのシステムを委託する先、これはやっぱり国のほうとか、あるいは県の方で統一してまとめて、効率よく 1カ所、あるいは数カ所に発注をしていると思うんですけれども、その辺のところの効率性といいますか、吉田町だけの単独の発注ではないと思うんですけれども、その辺のところについて説明をいただきたいと思うんですけれども。

- 議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。
○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

システムにつきましては、各市町ですね、使っているシステム、入っているベンダーは全てばらばらでございます。それぞれ、自分たちの町に、市町に入っているシステムをそのベンダーごとに改修していきますので、もちろん、この改修に係る費用もその入っているシステム会社によって金額もまちまちになっております。ですので、国で一括をして、一つのシステムとして改修するのではなくて、各市町入っているそれぞれのシステムの改修ということになっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

以前に町の電算システム、県とつながっているそういうシステムについては、一定の事業者のほうにまとめて、そういうシステムの改修なりを発注しているというようなお話も伺ったんですが、この場合、今度の税番号制度システムに係る費用の改修については、県内で幾つかの事業者にまとめて発注ということで、吉田町として単独に事業者を選別できるということではないんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

県でまとめた今のシステムですね、議員がおっしゃったような県で一つのシステムを使っ
てはおります。全て同じシステムを使っ
てはおるんですが、そこと各市町で使っ
ているそれぞれのベンダーで使っ
ているシステムとをつなげる必要があり
ますので、県としては一つの
システムなんです、それぞれのシ
ステム改修ということになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石君。

○12番（大石 巖君） 12番大石です。

当然、そうしたシステムの連携というのは大事なんで、それはわかりますが、こうしたシステム改修の委託先の会社、それは県のほうである程度、1カ所あるいは数カ所が指定されていて、吉田町としてどの業者を選ぶかというそういう選択肢はないんじゃないかなというふうに思ったわけですけども、その委託先の選定はどういうふうになっていきますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

今回のこのシステム改修に関して、新たに委託先、システムの改修をする委託先をそれぞれ探すというわけではなくて、もう既に、当町でいいますとSBS情報システムのもとでシステム入っておりますが、それぞれの各市町でシステム入っておりますので、この改修については、自分たちのシステムの改修をする、それと合わせて県で一つでまとまっているシステムとの連携も兼ねて行っているわけですので、この改修があるたびにシステム改修をする委託先を選定していくというものではありません。

以上です。

○12番（大石 巖君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

以上で、第 57 号議案についての質疑を終結いたします。

◎議案第 60 号～議案第 64 号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 町長から、第 60 号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第 61 号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第 62 号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第 63 号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第 4 号）について及び第 64 号議案 令和元年度吉田町公共下水事業道特別会計補正予算（第 2 号）についての 5 件の追加議案が提出されました。

会議規則第 35 条の規定により、日程第 2、第 60 号議案から日程第 6、第 64 号議案までの 5 議案を一括議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和元年第 4 回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回追加上程いたします議案は、条例の一部を改正について 3 件、補正予算について 2 件の合計 5 件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第 60 号議案は、吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年度の人事院勧告に基づきまして、官民給与の格差の率 0.09%を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きながら、給料表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当の年間支給月数を 0.05 カ月分引き上げるなど、国家公務員の制度改正に準じた内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第 61 号議案は、特別職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年度の人事院勧告におきまして、一般職の国家公務員は官民格差の解消のため、期末勤勉手当の年間支給月数を 0.05 カ月分引き上げることとしておりますことから、当町におきましても国家公務員に準じた特別職の期末手当について、職員同様に年間支給月数を 0.05 カ月分引き上げる内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第 62 号議案は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年度の人事院勧告におきまして、一般職の国家公務員は官民格差の解消のため、期末勤勉手当の年間支給月数を 0.05 カ月分引き上げることとしており、また、特別職の国家公務員においても給与改定が行われ、ボーナスの支給月数を 0.05 カ月分引き上げる

こととしておりますことから、当町におきましても特別職の国家公務員に準じ、議会議員の期末手当につきまして、同様に年間支給月数を0.05カ月分引き上げる内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第63号議案は、令和元年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議案は、令和元年度一般会計の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,251万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億5,413万9,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第64号議案は、令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、令和元年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5,532万3,000円とするとともに、債務負担行為の設定を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

以上が、上程をいたします5議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、総務課長をお願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第60号議案、第61号議案及び第62号議案の計3議案につきまして、御説明申し上げます。

初めに、第60号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の1ページから10ページ及び参考資料ナンバー5をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年8月の人事院勧告に基づきまして、民間給与との格差0.09%を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を0.05カ月分引き上げること並びに住居手当について支給対象となる家賃額の下限を引き上げる一方、手当額の上限を引き上げるとする内容の条例改正をお認めいただくとするもので、全体を4条建てにしまして、それぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、まず第1条の吉田町職員の給与に関する条例、いわゆる給与条件の改正規定では、第15条の8第2項第1号に規定されております一般職員の勤勉手当の支給率を100分の92.5から、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5に改めるものでございます。

また、別表第1及び別表第2に規定されております行政職給料表及び技能労務職給料表につきましては、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大卒者の初任給を1,500円引き上げをし、これに踏まえ、30代半ばまでの職員が在職する等級につきましては、平均0.1%引き上げる改正を行うものでございます。

続きまして、議案書 8 ページになります。

第 2 条の改正規定でございますが、給与条例第 9 条の 3 に規定されております住居手当について、同条第 1 項中の支給対象となる家賃額の下限について 1 万 2,000 円を 1 万 6,000 円に改め、同条第 2 項においては、文言整理の改正を行い、同項第 1 号中の 2 万 3,000 円を 2 万 7,000 円に、1 万 2,000 円を 1 万 6,000 円に改め、同項第 2 号中の 2 万 3,000 円を 2 万 7,000 円に、1 万 6,000 円を 1 万 7,000 円に改めるものでございます。

また、給与条例第 15 条の 8 第 2 項第 1 号に規定されております一般職員の勤勉手当の支給率を 6 月に支給する場合には 100 分の 92.5、12 月に支給する場合には 100 分の 97.5 から 100 分の 95 に改めるものでございます。

続きまして、第 3 条の吉田町一般職員の任期付職員の採用等に関する条例、いわゆる任期付職員条例の改正規定では、第 7 条第 1 項に規定する給料表中 37 万 4,000 円を 37 万 5,000 円に改め、第 8 条第 2 項中 100 分の 167.5 を 6 月に支給する場合には 100 分の 167.5、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5 に改めるものでございます。

続きまして、第 4 条の改正規定でございますが、任期付職員条例第 8 条第 2 項中 6 月に支給する場合には 100 分の 167.5、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5 を 100 分の 170 に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、第 1 項では、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第 2 条及び第 4 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。第 2 項では、第 1 条及び第 3 条の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用するものでございます。第 3 項では、改正前の給与条例及び任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすこととするものでございます。第 4 項では、改正後の給与条例第 9 条の 3 の規定により、同条第 1 項に該当しなくなった職員または従前の手当額から同条の第 2 項の規定により算出される手当の月額を減じた額が、2,000 円を超える職員に対し、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間経過措置が適用されるものでございます。第 5 項では、前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるものとするものでございます。

次に、第 61 号議案 特別職の職員で常勤のものゝ給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の 11 ページ、12 ページ及び参考資料ナンバー 6 をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年の人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の勤勉手当について、年間の支給率を 0.05 カ月分引き上げることとしましたので、一般職の職員の支給率を準用する特別職の期末手当につきましても、年間の支給率を 0.05 カ月分引き上げることし、全体を 2 条建てにしまして、それぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第 1 条の改正規定では、第 2 条第 2 項中に規定されております期末手当の支給率につきまして 100 分の 222.5 を、6 月 30 日に支給する場合には 100 分の 222.5、12 月 10 日に支給する場合には 100 分の 227.5 に改めるものでございます。

第2条の改正規定では、第2条第2項中の期末手当の支給率につきまして、6月30日に支給する場合においては100分の222.5、12月10日に支給する場合においては100分の227.5を100分の225に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、第1項では、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。第2項では、第1条の改正規定は平成31年4月1日から適用するものでございます。第3項では、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものでございます。

次に、第62号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の13ページ、14ページ及び参考資料ナンバー7をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年の人事院勧告に基づきまして、国では一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正し、ボーナスの支給率を0.05カ月分引き上げておりますことから、当該支給率を準用しております当町の議会議員の期末手当につきましても年間支給率を0.05カ月分引き上げることとし、全体を2条建てにしまして、それぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正規定につきましては、第4条第2項中に規定されております期末手当の支給率につきまして100分の167.5を、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5に改めるものでございます。

第2条の規定につきましては、第4条第2項中の期末手当の支給率につきまして、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を100分の170に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、第1項ではこの条例は公布の日から施行するものでございますが、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。第2項では、第1条の改正規定は平成31年4月1日から適用するものでございます。第3項では、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上、総務課から3議案につきましての御説明でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課から第63号議案につきまして御説明申し上げます。

追加議案書の15ページ、それから別冊となっております令和元年度吉田町一般会計補正予算（第4号）の1ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、第1条でございますが歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,251万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億5,413万9,000円とするものでございます。

また、2号でございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくというものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、今回の補正予算は人事院勧告に基づきます一般職及び特別職の給与改定が主なものとなりますが、あわせて地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業につきまして、このほど国の内示を受けましたことから、当交付金事業に係る予算を計上するものでございます。

それでは、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和元年度吉田町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の3ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入について御説明申し上げます。

14款国庫支出金につきましては、773万円の増額でございます。その内容でございますが、民生費国庫補助金におきまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金773万円を増額するもので、これは歳出の3款民生費の1項4目老人福祉費に計上しております社会福祉施設管理事業費に充当するものでございます。この事業の補助率は、定額補助となっております。1施設773万円が上限額となるものでございます。なお、事業概要につきましては、歳出の3款民生費のところで御説明いたします。

次に、18款繰入金につきましては、478万1,000円の増額でございます。

これは、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございます。財政調整基金から繰り入れさせていただくものでございます。なお、これによりまして、令和元年度末におけます財政調整基金の残高の見込み額が14億5,667万2,000円となるものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

4ページをごらんください。

1款議会費につきましては、134万3,000円の減額でございます。これは1項1目の議会費におきまして、人事院勧告に沿って職員人件費を8万8,000円増額、また議会運営費の議会議員期末手当につきましては、議員改選に伴う在職期間による6月分の減額分161万8,000円と、人事院勧告に沿った増額分18万7,000円を合わせまして143万1,000円の減額となるものでございます。

続きまして、5ページをごらんください。

2款総務費につきましては、151万1,000円の増額でございます。その内訳でございますが、1項1目一般管理費につきましては、92万4,000円の増額、2項1目税務総務費につきましては、38万5,000円の増額、また、6ページの3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、17万3,000円の増額、6ページから7ページにかけての4項1目選挙管理委員会費につきましては、2万9,000円の増額でございます。いずれも人事院勧告に沿って職員人件費を増額するものでございます。

続きまして、3款民生費につきましては、1,013万6,000円の増額でございます。その内訳でございますが、まず、1項1目社会福祉総務費につきましては、26万5,000円の増額、8ページの2目国民年金事務費につきましては、6万6,000円の増額、3目国民健康保険費につきましては11万4,000円の増額でございます。いずれも人事院勧告に沿って職員人件費を増額するものでございます。

次に、9ページの4目老人福祉費でございますが、歳入でも御説明いたしました民生費、国庫補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を充当いたしまして、社会福祉施設管理事業費の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金773万円を増額するものでございます。これは、高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保するため、施設の耐震化の改修やスプリンクラーの整備、非常用自家発電設備の整備などの改修を行う民間事業者に対しまして、交付金を交付する事業でございます。今回、町内の認知症高齢者グループホームにおいて非常用自家発電設備を整備しようとする民間事業者に対する交付金を計上するものでございます。

次に、7目介護保険費につきましては、11万2,000円の増額、また、9ページから10ページにかけての2項1目児童福祉総務費につきましては、27万円の増額、3目保育所費につきましては、157万9,000円の増額でございます。これらにつきましてもいずれも人事院勧告に沿って職員人件費を増額するものでございます。

続きまして、11ページをごらんください。

4款衛生費につきましては、33万6,000円の増額でございます。これは、1項1目保健衛生総務費におきまして人事院勧告に沿って職員人件費を33万6,000円増額するものでございます。

続きまして、12ページをごらんください。

6款農林水産業費につきましては、21万7,000円の増額でございます。その内訳でございますが、1項1目農業委員会費につきましては、7万4,000円の増額、2目農業総務費につきましては、2万6,000円の増額、また、12ページから13ページにかけての3項2目漁港管理費につきましては、11万7,000円の増額でございます。いずれも人事院勧告に沿って職員人件費を増額するものでございます。

続きまして、7款商工費につきましては、9万1,000円の総額でございます。これは13ページから14ページにかけての1項1目商工総務費におきまして、人事院勧告に沿って職員人件費を9万1,000円増額するものでございます。

続きまして、14ページ、8款土木費につきましては、61万5,000円の増額でございます。その内訳でございますが、1項1目土木総務費につきましては、28万1,000円の増額、15ページの4項1目都市計画総務費につきましては、12万7,000円の増額、また、2目土地区画整理事業費につきましては、6万3,000円の増額でございます。いずれも人事院勧告に沿って職員人件費を増額するものでございます。

また、次に16ページ、4目公共下水道費におきましては、公共下水道事業繰出金を14万4,000円増額するものでございますが、この繰出金につきましても人事院勧告に沿った職員人件費に係るものでございます。

続きまして、17ページをごらんください。

9 款消防費につきましては、26 万 4,000 円の増額でございます。これは、1 項 5 目災害対策費におきまして、人事院勧告に沿って職員人件費を 26 万 4,000 円増額するものでございます。

続きまして、18 ページをごらんください。

10 款教育費につきましては、68 万 4,000 円の増額でございます。その内訳でございますが、1 項 2 目事務局費につきましては、24 万 9,000 円の増額、2 項小学校費の 1 目学校管理費につきましては、6 万 6,000 円の増額、19 ページの 3 項中学校費の 1 目学校管理費につきましては、4 万円の増額、また、4 項 1 目社会教育総務費につきましては、10 万 3,000 円の増額、20 ページ 4 目図書館費につきましては、10 万 1,000 円の増額、また、5 項 1 目保健体育総務費につきましては、12 万 5,000 円の増額でございます。いずれも人事院勧告に沿って職員人件費を増額するものでございます。

以上が第 63 号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第 4 号）の内容でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長をお願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課から、第 64 号議案 令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

議案書 16 ページ及び別冊吉田町長公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）1 ページを合わせてごらんください。

第 1 条、第 1 項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 5,532 万 3,000 円とするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は 2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正のとおりとするものでございます。

第 2 条は、地方自治法第 214 条の規定に基づく債務負担行為につきまして、3 ページの第 2 表債務負担行為のとおり事項を片岡 2 号汚水幹線工事、期間を令和 2 年度、限度額を 1 億 2,300 万円とするものでございます。

本議案は、以上の内容につきまして、お認めいただくとするものでございます。

その内容につきまして、詳細説明をさせていただきますので、別冊の補正予算に関する説明書の 2 ページをごらんください。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金であり、14 万 4,000 円を増額し 6 億 4,584 万 4,000 円とするものでございます。これは、歳出で予定しております職員人件費の財源として、一般会計からの繰入金の増額を行うものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

説明書 3 ページをごらんください。

1 款 1 項公共下水道事業費を 14 万 4,000 円増額し、6 億 9,774 万 8,000 円とするものでございます。その内訳として、1 目管渠建設費の職員人件費を 11 万 8,000 円、3 目浄化セ

ンター維持管理費の職員人件費を2万6,000円それぞれ増額するものでございます。増額理由としましては、人事院勧告、関係法案に準じて行う給与条例の改正案に伴い、増額するものでございます。

次に、債務負担行為について説明申し上げます。

これは、ことし3月の議会で、平成30年度補正予算において翌年度、平成31年度に債務負担行為の設定をお認めいただき、早期に工事を実施しました片岡1号汚水幹線工事同様に、来年度工事につきましても、施工時期の平準化を図るため、令和2度に債務負担行為の設定をさせていただきたいと考えております。

スケジュールとしましては、当年度は工事実施のための事務手続を行い、受注者を決定し、来年4月から工事着手できる体制を整えるところまでを行うものでございます。施工箇所につきましては、吉田町特別支援学校の東側を除く南側、西側、北側周辺でありまして、片岡辻交差点から湯日川付近までの国道150号の北側歩道の延長463.8メートル区間と、特別支援学校西側の町道塩谷上川原3号線等の延長144メートル区間、特別支援学校北側の中瀬北原1号線等の282.8メートル、合わせて合計890.5メートルを片岡2号汚水幹線工事として、4工区に分けて発注する予定でございます。

以上が、第64号議案 令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 以上で説明が終わりました。

ただいま説明のありました日程第5、第63号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第4号）について及び日程第6、第64号議案 令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての2議案の議案審議につきましては、この後、暫時休憩をとり、休憩中に全員協議会を開催し、議案の内容確認を行い、本会議再開後質疑を行います。

なお、討論及び表決につきましては、定例会最終日16日の本会議で行いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、日程第2、第60号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第4、第62号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3議案に係る議案審議は本定例会最終日16日の本会議で行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

再開は、全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前10時48分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第63号の質疑

○議長（増田剛士君） ただいまの出席議員数は13名です。

日程第5、第63号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから第63号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。

引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

先ほどの全協の中で、9ページの社会福祉施設管理事業費の中です。19、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金、中で民間の業者が一つだけということでお聞きをしました、確認をしましたが、これに関してはいろいろな災害、事故が多発しましたので、それに対しての安全を担保するための方法であるとは、建築基準法を超えた、よくわかっていますので、これに関しては非常にいいと思います。

ただ、この中で、773万円の交付金、今、最高限度額と聞きました。当然、交付金でありますので、この行う工事が町として関与する部分では、この工事が安全であり効率的であり適正でありという部分で関与していくと思うんですけども、その中で、その部分はどのような形で担保するんですか。多分、見積もりを一般的にやるときには3社金額をとって、その中で適正なものやっていって、そこに公平性というもの残る、本来ならそこもち

チェックもしにやいかんとは思いますが、これ、民間業者ですので、任せているという事は考えたときに、町としてのその部分をチェックする何か、当然、やりにやいかんですよね。そういう部分はどんな形で担保しているんですか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

町から県に申請を上げるときに、必要書類といったものがありまして、そこのところを県にも確認をしながら、これで大丈夫なのかということで見積もり書のほうも2社の見積もり書をつけて、提出をさせていただいているところです。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

2社ということになりました。

その中で、適切なほうにいくんでしょうから、それは別に問いませんけれども、そのときに県の依頼であっても当然、町のほうから町を通して交付金を出す以上、検査というものが当然、最初の検査が一番大事になると思うんですけれども、その検査というのはどんな形でやるんですか。町がやるんですか。県がやりますか、それとも県が土木事務所なり民間の確認機関に申請してやるのかというその辺まではわかるんですか。それをやるのが一番の安全を担保する一番最終のはっきりしたものですから。その辺は、もしわかったら、お願いをいたしんですけれども。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

最終の検査につきましては、町で一旦検査をさせていただきまして、検査書類等もまた国、県へ提出をさせていただいてというような形になります。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

ちょっと心配なのが、町で検査というのは、何課が、検査員はどなたになりますか。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） こういう公共の、公共というか人の集まる事業ということになると、当然、1級設備事務所であるとか、1級の設備士であるとか、そういう人たちが最終的な管理とかやっついていかなきゃならないんですね。その辺まで関与できないじゃないですか、町で検査したところで。その辺はやっぱりどういうふうな形になるんですか。一番最終はどこでやるんですか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 整備計画等計画を出していただき、設置の事業者からどのように設置をしたかといったところも確認書を出していただきます。それを県のほう、国のほうへ提出させていただいて、完了というような形になります。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

私が聞いたかったのは、そのときの県のほうに出す書類の前に検査するでしょう。こういうものとは今までと違って、最近厳しくなっています。

その検査というのは、要するに、業者のほうで委託して業者のほうでやるということで、別にそれで一向構わないんですけれども、町のほうでそれが正しい方法であれば、それでいいだろうし、最終的に県が納得するということですから、県のそういう形があればそれはどういうふうにやるのか、最終的な検査というかそういうのはどこでやるんですか。やっぱり建設会社とかそういうところでどこかに検査を受けるような形をとるのですか。極端なことを言うと、この建物がどういう施設、非常用電源であるとかスプリンクラーとか、そういうのが最近非常に厳しくなってきた、そういうやつがもう細分化されて非常に、資格を持った人に検査しなさいと、そういうやつがすごく出ているものですから、本当は町にそういう検査する人がいると非常にいいんですけれども。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 工事完成までが各事業所で契約をして、資格のあるところに委託をしておりますので、そのものが今回の場合は自家発電機ですけれども、自家発電機が設置されました。その工事が配線のところがしっかりできているとかそういった確認のところまでは業者、介護保険事業所の発注した事業者が確認をして、検査確認書を提出してというような形になっております。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） それは、あくまでも正しくできているかどうかとか、そういうやつのは厳しい検査をする必要があるということで、私は考えていますので、それがそういうルールであれば、そういう形でしっかりやっていただければということですよ。

わかりました。了解しました。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで、質疑を終結します。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消費費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、10 款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

以上で、第 63 号議案についての質疑を終結いたします。

◎議案第 64 号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第 6、第 64 号議案 令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

以上で、第 64 号議案についての質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 11 時 00 分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 15 日目、最終日でございます。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
これから議案審議に入ります。
初めに、補正予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。
審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。
引き続き、補正予算に関する議案を除く、その他の議案審議を議案番号順に行います。
それでは、審議に入ります。
-

◎議案第 57 号の討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、第 57 号議案 令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。
これから第 57 号議案について討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第 63 号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第2、第63号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから第63号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第3、第64号議案 令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから第64号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、一般会計並びに特別会計の補正予算に関する議案の審議が終わりました。

これから、その他の議案の審議に入ります。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第4、第51号議案 吉田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第5、第52号議案 吉田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第6、第53号議案 吉田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第7、第54号議案 吉田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

この条例について、国のほうの条例の制定の状況について表として提示されているものがありますが、市段階ではほとんどのところが9月議会で、それから町村についても86%以上が9月議会でこの条例の制定がされております。これは募集期間とのかかわりもあると思うものですが、吉田町議会で12月議会ではちょっと遅いんじゃないかと私はそう感じたんですけれども、募集との絡みで、12月議会でもそうした手続的に十分周知できるのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

議員がおっしゃられる条例制定の時期でございますけれども、国がことしの4月に調査した結果をおっしゃっていると思いますけれども、この9割近くが9月に上程すると予定していると、あくまでも上程予定時期を調査したものだと思っております。

今回、上程時期については、国のほうも制度を広く周知するということと、十分に周知期間をとることが望ましいとか、遅くとも令和元年12月議会までに上程を行う必要があるという総務省の見解もあります。12月議会までに遅くとも上程しなさいというところの見解があります。

新たに総務省が9月1日現在でまた調査のほうしておりまして、そのときには、10月から12月議会に議案を提供する市町については69.3%、7割弱が12月までに上程をするというところの調査結果が出ております。当町もその調査結果に基づいて報告もうさせていたおいておまして、最近の静岡県の調査のほうもちょっと情報のほう入手しているんですが、9月ではなくて12月までに上程をする市町、静岡県内でも14市町あるという結果をいただいております。

そんな中で、当町も条例を制定するに当たっては、国の改正法の趣旨をちゃんと理解しながら、導入に向けた運用指針を参考にしたり、そして既に条例制定を行った市町もあるものですから、そこら辺の市町からの情報収集を行いながら、吉田町の会計年度任用職員制度を構築できるように検討を行ってきたわけでございます。これから任用される職員に対しても不利益が生じないように、内容も不備がないように慎重に時間をかけて、条例のほうの整備を行ってきたわけでございます。

そして、周知につきましても、3月までにはちゃんとした次の方が会計年度任用職員として任用されるようなスケジュールをもって、時間に余裕がないということを議員がおっしゃっているのかもしれませんが、そこは私どもも新しい会計年度任用職員ということで、町の新しい制度を制定するに当たってやっぱり慎重に検討してきておりますので、そういうところで皆さんに不利益が生じないためにも慎重に条例制定をしてきておりますので、周知のほうも条例のお認めをいただければ、早目に皆さんに周知をしていくとともに、任用のほうをしていきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

そうした状況については理解をいたします。

ただ、やはり今働いている方が新たな任用職員ということで身分が切りかわることになりますし、それからこうした制度が私のほうとしては、充実をしていく方向だというふうに考えていますけれども、新たにそうした仕事につきたいという人の希望もこれからの募集の中で出てくると思うんですが、今働いている方がこうした任用制度が変わって、自分の身分保障あるいは待遇の問題で、こう変わるということで、その周知をやはりしっかりしていただいて、そうした任用制度に合うようなそうした人が採用されると、それから募集が十分行き届くと、それから働く状態についても改善されるということで、期待を持って募集をされる方多いと思うんです。

ですから、そういう点で、今いる方についてしっかりとこうした制度の周知徹底をぜひお願いをしたいと思うんですけれども、その点についての計画的なことがあればお答えいただきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今いる方が会計年度任用職員になるという認識のところでお話しされていると思うんですけども、もちろんそうなる可能性はあると思いますけれども、会計年度任用職員というのは新たな制度になりますので、一旦リセットされるというところで考えておきまして、新たにこの会計年度任用職員に募集して、新たにここで採用させていただくというふうに私も思っておりますので、そのまま移行するというのではなくて、一旦リセットされるというところも考えておりますので、もちろん今雇用されている方々も引き続きお願いしたいところもあるわけがございますけれども、新たな任用をされるというところで御理解いただきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今の説明は、もちろんそのとおりでと思います。ただ、やはり今働いている方が、制度の切りかえということになるわけですので、もっと引き続き働きたいという希望があれば、それが一番効率的にもいいと感じておりますので、その点の説明についてはしっかりやっていただいて、こうした制度の切りかえによって、さらに勤務状況の充実したいものになるように努力をお願いしたいと思います。

回答は結構です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 給料の支給方法についてお伺いします。

吉田町職員の給与に関する条例においては、第5条第2項に給料は職員の申し出により口座振替の方法により支払うことができるとありますけれども、本条例の第3条第2項の支給方法には、現金で支払わなければならないと追加されております。これはなぜこの文言を入れたのでしょうかということと、これは吉田町は、あることから現金は極力扱わないという方針に反するというふうに思うんですが、そこはどのようにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

条例の第3条第2項に規定しております現金で支払わなければならないという文言でございますけれども、ここで現金で支払うという言葉でございますけれども、この言葉は、職員の給与は例外を除いて通貨で支払わなければならないという法にのっとり規定されているものでございまして、地公法もそうですし、労基法にも規定されているものでございます。いわゆる通貨の支払いの原則というところでございまして、現物給与というか、原則禁止されているわけでございます。それを、賃金を通過のかわりに現物とか、あと証券、金券とかというもので支払うことは禁止されているという原則でございまして、ここで言う現金というのはそういった意味でございます。

その中で、条例で規定する必要がありましたので、そこは載せてございますけれども、直接現金を渡すというところのお話でございますけれども、任用される側から現金支払いを求められた場合には現金で支払わなければならないわけです。通常、口座のほうに振り込みをさせていただいておりますけれども、そういう要求があった場合は現金で払わなければならないというところもございます。

今、議員がおっしゃった現金取り扱いについてということですが、原則現金は取り扱わないというところにしておりますけれども、どうしても現金を取り扱わなければならない業務もあつたりする中で、現金取り扱いマニュアルをつくった中で、それに沿って取り扱いもさせていただいておりますので、今回、この給与のほうの関係は今申し上げたような規則の中で条例制定させていただいておりますけれども、現金の取り扱いについてはマニュアルに沿った形で、現金を手にしたときの取り扱いについては十分注意をしていくというところさせていただいております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それは了解です。

会計年度任用職員になった場合、臨時さんとは違い、臨時職員とは違い厚生年金とかそこに入ることになるのでしょうか。社会保障という点ではどのような変化があるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 任用されて1年後には社会保険とかそういったものが共済保険にかかわるところで、今までどおりの雇用された職員に対しては今までどおりというか、そういった制度の中には加入するような形になります。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 別件ですけれども、全協でお伺いしたときに、同僚議員が聞いたんですけれども、一般職員と同じ責任を持たせるというような話があったと思うんですけれども、一般職員が育休とかになった場合、同じ責任を持たせると、会計年度職員に同じ責任を持たせるというように聞いたんですが、要するに、初めてその職場に入って同じ責任を持たせるというときのその責任というのはどういうことをお考えなのか。また、先ほど言ったように、即入ったときに、新たに入った人がまた同じような責任を持つというのはなかなか難しいことではないかと思うんですが、そこはどのようなことでしょうか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今、議員がおっしゃった同じ責任というのは、臨時的任用職員については、会計年度任用職員とは違った制度の中で任用させていただくときには、私たち職員と同じ責任を持つということで説明をさせていただきました。

そういった意味では、会計年度任用職員の責任といったときには、事務的な補助をさせていただいている中では、ある適度の事務については責任を持ってやっていただかなければならないと思いますけれども、組織的な責任というところは、やっぱり正規の職員が責任を持たなければいけないと思っております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そうすると、臨時的職員のほうが責任は重くなるということですか。

産休とか育休で抜けた後に入って、臨時職員として雇われた人が同じ一般職員と同じ責任を持つということであると、会計年度任用職員よりも臨時のほうが重い責任を負うということになるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 臨時的任用というところは、地公法の22条の3に規定されておりまして、常勤の職員の要する職に欠員が生じた場合に、緊急に臨時的職員の臨時的任用をするというところに規定されておりまして、これにつきましては、任用された期間が6か月を超えない期間で更新をすることができますけれども、その期間において全く正規の職員と同じ任務をしていただくというところでは、しっかりとした規定がされておりますので、そのところでの臨時的任用というところの話になってきまして、そこで責任が生じるというところになります。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） また、別件です。

会計年度が変わった際のフルタイム会計年度任用職員の処遇についてお伺いします。

前会計年度の末日に退職する場合、退職金は支払われるんですか、基準を満たしていれば。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

退職手当の支払いにつきましては、フルタイムの会計年度任用職員につきましては6か月以上勤務をした者については、退職金が支払われるという規定になっております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） その人が連続でその翌日から採用された場合、一度退職しているということからすると、また、次の会計年度のときは新規採用ということになるのでしょうか。そうしたときに、昇給とか何かそういう点では2年目というような昇給はあるのでしょうか。昇給というか号が上がるとか何か、毎回一番新卒みたいな感じのランクになるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

同じ職員が翌年度も同じ職につくといった場合だと思いますけれども、そうした場合には、給与の基準を規則によってその規定はまた示させていただくことになるんですけども、この国のほうの規定につきましては、昇給することができるという規定になっておりますので、そのところはまた規則のほうでどういうふうに定めていくかというところで決めさせていただきます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それでいくと、何年でも採用可ということになるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今の臨時職員が6か月任用されて、再び任用されるというふうなことになってくるわけですが、改めて1年更新というか、1年で会計年度任用職員が終わるところになりますので、その後、たまたま同じ職のところにつくというふうな形になりますので、規定は1年というところの更新になります。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 規定は1年。それを繰り返せば永遠、永遠でもないでしょうけれども、長年勤めることができると。そういうことによって、採用される方にとってはメリット

と思う人もいるかもしれんし、一般職、正社員にしてよというデメリット、ずっとやっているのにといろいろな思いの人はいると思うんですが、この制度自体、町にとってのメリットはどういう点であって、デメリットはどういう点であるというふうにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

任用された職員にとっては、処遇が改善されたというところでは、私どももそのような職を与えながら仕事に打ち込んでいただくというか、していただくためにはこういう処遇を与えながら、やっていただくというところでは非常に、働いていただくためには制度としてはいいかなというところで思いますけれども、デメリットにつきましては、やっぱり会計年度任用職員に頼り切らないというか、一般職の正規の職員、常勤の職員もやっぱりそこで自分の職務にとって責任を持ち、ちゃんと仕事をするというところでは、そういう気持ちを持ってやっていただかなければならないので、そのところでは一人一人の職員の職務に対しての気持ちをしっかり持たなければいけないというところで、私どもも思っておりますけれども。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで、質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第8、第55号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第9、第58号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第10、第59号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第11、第60号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第12、第61号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第13、第62号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（増田剛士君） 日程第14、議会閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 以上で令和元年第4回吉田町議会定例会の全ての日程が終了いたしました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 長い間御苦労さまでございました。

皆さんにはよいお年をお迎えください。

◎議長挨拶

○議長（増田剛士君） ありがとうございます。

本日ここに令和元年第4回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月2日以来、15日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚く御礼申し上げます。

また、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、今後も町政の積極的な推進に御尽力賜りますようお願いいたします。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいまして、無事年越しされ、御多幸な新年を迎えられますようお祈りいたしまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上をもちまして、令和元年第4回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 9時33分